京丹後市こども計画

（素案）

令和　年　　月
京丹後市

目　次

第１章　計画の策定にあたって……3

１　計画策定の趣旨と背景……4
２　計画の位置付け……5
３　計画期間……6
４　計画の対象……6

第２章　子ども・若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題……9

１　アンケート調査等の概要……10
２　京丹後市の人口推移・推計……11
３　ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況……12
４　子どもアンケートからみる子どもの状況……13
５　出前講座で寄せられた子どもの声……16
６　配慮や支援を必要とする子どもと家庭の状況……18
７　まとめ……21

第３章　計画の基本的な考え方……23

１　基本理念……24
２　４つの基本目標……25
３　計画体系図……26

第４章　施策の展開……27

基本目標１　自分らしく育つ……28
基本目標２　安心して子育てできる……33
基本目標３　困ったときに支援につながる……38
基本目標４　希望する未来を選び実現できる……43

第５章　子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策……47

１　提供区域の設定……48
２　幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策……49
３　地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策……51

第６章　計画の推進……63

第７章　資料編……65

第１章

計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨と背景

- 本市には、豊かな自然、地域に受け継がれてきた文化や伝統があり、地域の人々による見守りや交流が子どもの育ちを支えています。こうした地域資源や人とのつながりは、子どもが自分らしく、健やかに成長するための大切な財産です。
- 一方、国では、少子化の進行や子ども・若者を取り巻く課題の複雑化などを背景に、令和５年４月にこども基本法※を施行し、同年 12 月にこども大綱※を定め、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」※の実現を目指すことが示されています。本市においても、全国的な傾向と同様、出生数の減少や若者の転出、共働き家庭の増加や地域とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。子育ての負担軽減や孤立防止に加え、児童虐待やいじめなどから子どもを守り、一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなぐことが求められています。
- また、アンケート調査や出前講座を通じて、子どもたちからは、遊び場・居場所や体験活動の充実を求める意見とともに、まちづくりに関わりたいという子どもたちの思いも示されています。こうした思いを受け止め、子どもとともにまちづくりを進めることが大切です。
- こうした中、本市では、子ども一人ひとりを大切にし、その思いや意見を尊重しながら、ともに育ち合うまちを目指し「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例」（以下「条例」という。）を令和●年●月に制定しました。条例では、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定し、少子化対策を含む子ども及び子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
- これらを踏まえ、本市では、これまで進めてきた子ども・子育て施策を土台として、条例の目的及び理念を具体化し、まち全体でこどもまんなかのまちづくりを推進するため、こども基本法第 10 条第２項及び条例第 13 条に基づき、京丹後市こども計画（以下「本計画」という。）を策定します。

注)右肩に※がある用語については、資料編の用語解説をご参照ください。

※ 京丹後市が目指す「こどもまんなかのまち」とは？

【京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例より】

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、子どもと大人がともに支え合い、育ち合うまち

▶

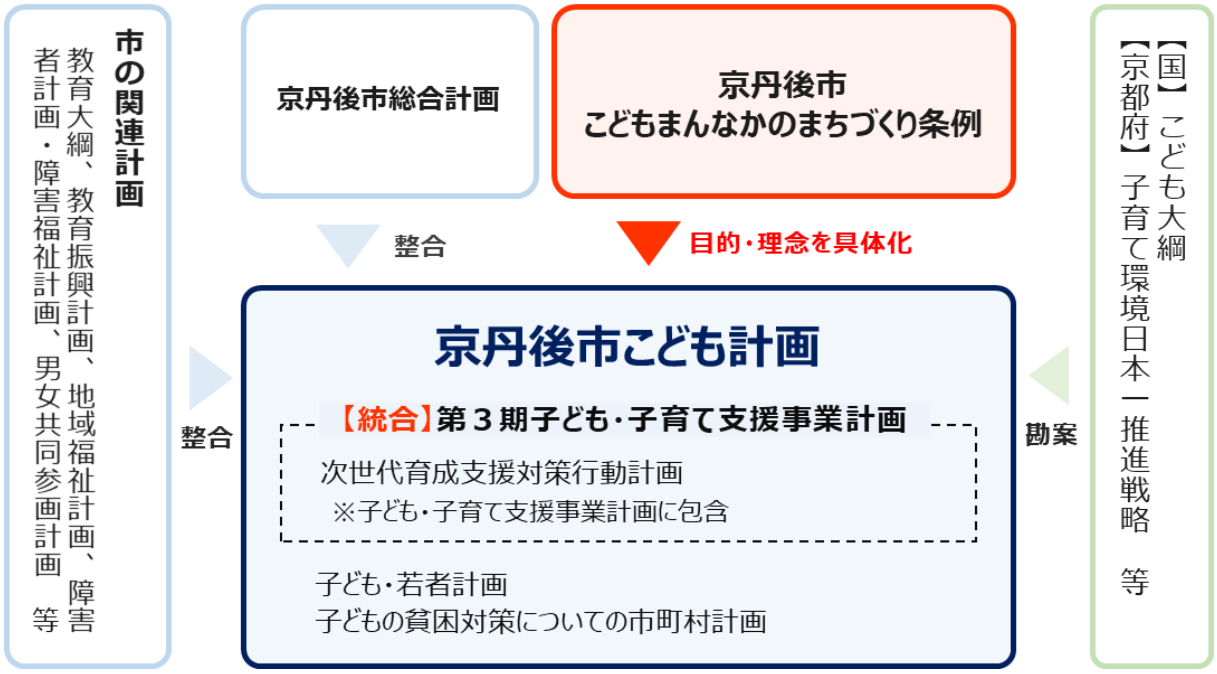
- ✧ **一人ひとりが大切にされ、安心して幸せに暮らせる**
- ✧ **子どもとその家庭を地域みんなで支える**
- ✧ **子どもの声を聴き、子どもにとって一番良いことを一緒に考える**
- ✧ **子どももまちの一員として、まちづくりに関わることができる**
- ✧ **これから生まれてくるいのちも含め、すべての人のいのちを大切にする　　等**

２　計画の位置付け

本計画を次の計画として位置付けます。

- こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」
- 京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例第 13 条に基づく、条例の目的を達成するための計画
- 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」※
  （第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画を包含）
- 次世代育成支援対策推進法※第 8 条に基づく「市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法※第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※第10条に基づく「市町村計画」

また、策定にあたっては、国のこども大綱、京都府子育て環境日本一推進戦略、京都府こども計画を勘案するとともに、本市の最上位計画である第3次京丹後市総合計画をはじめ、市の関連計画と整合を図っています。



3　計画期間

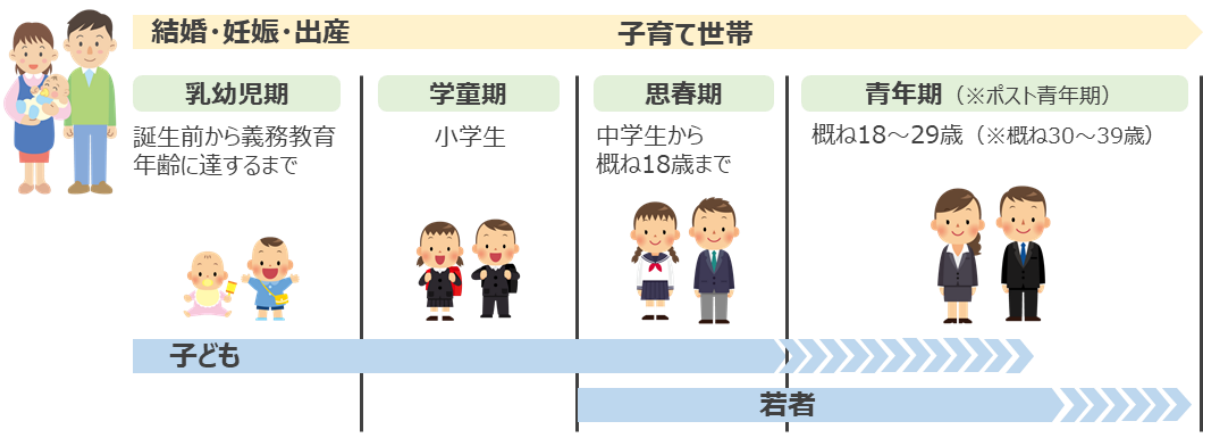
本計画の期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

※　子ども・子育て支援法において、市町村は１期５年の子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、現行の**第３期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせて策定します**。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
【国】こども大綱 ※令和5年12月策定				見直し （予定）			
第３次総合計画				見直し			
こども計画					見直し		
第３期子ども子育て支援事業計画 **計画期間 R7～R11**			**こども計画に統合**				

4　計画の対象

- 生まれる前から概ね 30 歳未満の子ども･若者
  （施策によっては概ね 39 歳までのポスト青年期の者を含む）
- 子育て当事者、子育て支援を市と連携･協力して行う企業、団体、地域等



■ 本計画における「子ども」「若者」の区分について

本計画における「子ども」とは、こども基本法の考え方を踏まえ、年齢で一律に区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供できるよう努めます。

「若者」については、こども大綱の考え方を踏まえ、主に思春期及び青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期を含む。）にある者として整理しますが、思春期から青年期にかけて「子ども」と重なり合う部分があります。このため、青年期以降が主な対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の表現を用います。

■ 「子ども」の表記について

本計画における「子ども」の表記は、本市の他の公用文との整合を図るため、本文中の一般的な表記は、原則として「子ども」とします。ただし、組織名、事業名など特定の固有名詞や法令等に基づく表記については、それぞれの正式名称に従い、平仮名の「こども」を用います。

※　その他、計画名や基本理念など、こども基本法、こども大綱を踏まえた象徴的な表現として、平仮名の「こども」を用いている場合もあります。

第２章

子ども・若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題

１　アンケート調査等の概要

本章では、人口統計や各種アンケート調査、出前講座等をもとに、京丹後市の子ども、子育て家庭等を取り巻く現状や声を整理します。

なお、各調査の詳細な集計結果等については、第7章の資料編に掲載します。

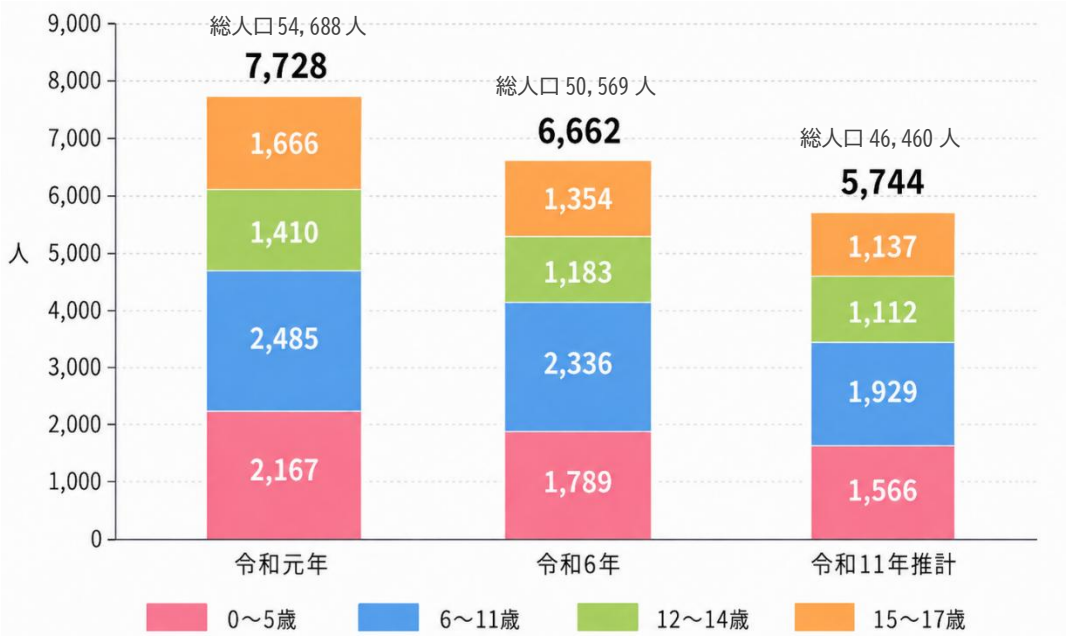
■ アンケート調査等の概要

区分	実施時期	対象	実績	主な内容
保護者ニーズ調査 ※第３期子ども･子育て支援事業計画策定時に実施	令和６年２月～３月	就学前児童・小学生のいる家庭	就学前　配布 1,472 件 回答　819 件 小学生　配布　500 件 回答　226 件 **計 1,045 件**	子育て家庭の状況、相談、遊び場、両立支援等
子どもアンケート	令和７年９月～10 月	小学5･6年生 中学生 高校生	小学生　配布　786 件 回答　458 件 中学生　配布 1,116 件 回答　966 件 高校生　配布　977 件 回答　811 件 **計 2,235 件**	権利、悩み、相談、居場所、意見表明
出前講座	令和７年７月～12 月	小学5･6年生 中学生 高校生	小学校　５校　211 人 中学校　６校　359 人 高校　１校　15 人 **計 585 人**	まちのよさ、課題、まちづくりのアイデア
配慮や支援を必要とする子どもの保護者アンケート	令和８年５月～６月	配慮や支援を必要とする子どもの保護者	就学前　29 件 小学生　19 件 中学生　２件 高校生年代　０件 18 歳以上　２件 **計 52 件**	居場所、体験活動、家族負担、災害時不安、支援ニーズ

２ 京丹後市の人口推移･推計

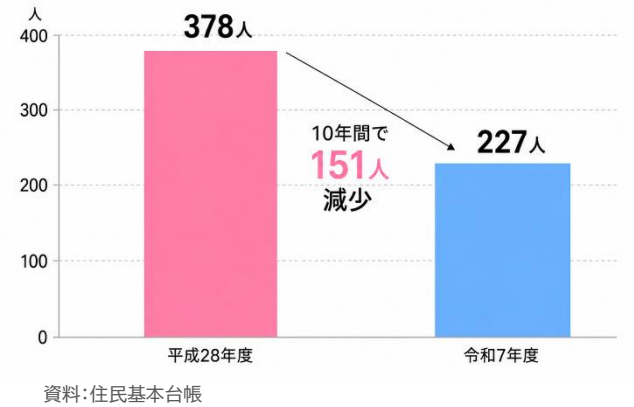
- 総人口の減少とともに、０歳から 17 歳の子ども人口についても減少が続いており、令和 11 年には 5,744 人となる見込みです。
- 出生数は 10 年間で 151 人減少しています。
- 10 歳代の転出超過数に対して 20 歳代の転入超過数が占める割合を示す「若者回復率」は 2010 年から 2015 年の 27.1%から、2015 年から 2020 年~~にかけて~~は 19.4%に低下しています。~~となっています。~~

■ 子ども人口の推移･推計



資料：住民基本台帳（4月１日現在） 推計値は住民基本台帳をもとにコホート変化率法※により算出

■ 出生数の変化



資料：住民基本台帳

■ 若者回復率

10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数の占める割合

2005→2010	26.5%
2010→2015	27.1%
2015→2020	19.4%

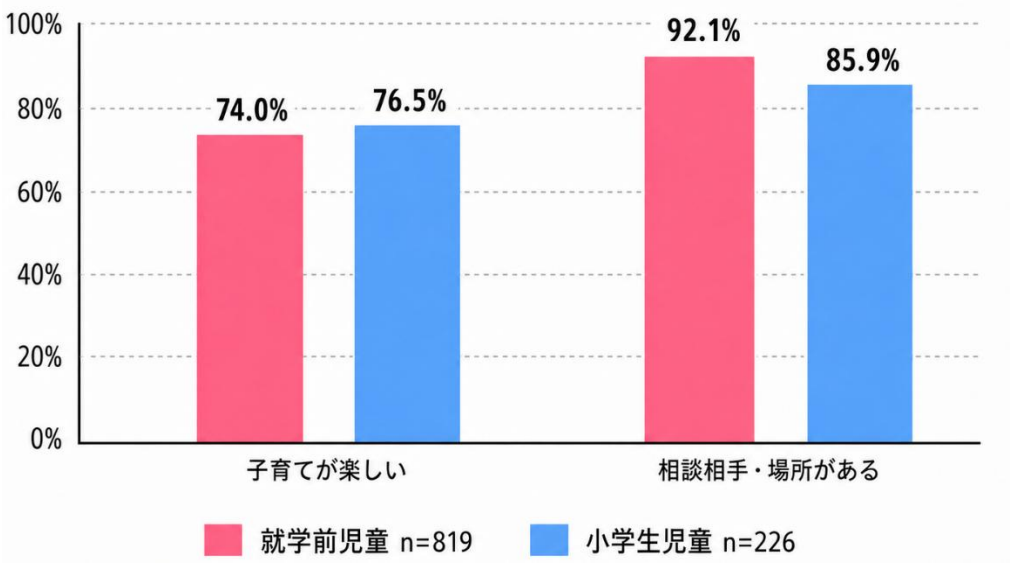
資料：国勢調査数値から算出

３ ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

（1） 子育ての実感と相談・支援のつながり

子育てを「楽しい」と感じる保護者は多く、また、相談相手や相談場所が「いる・ある」と回答した割合も高くなっています。一方で、不安や負担を感じている家庭、相談先や身近な支援につながりにくい家庭も一定数あります。

■ 子育て実感と相談状況

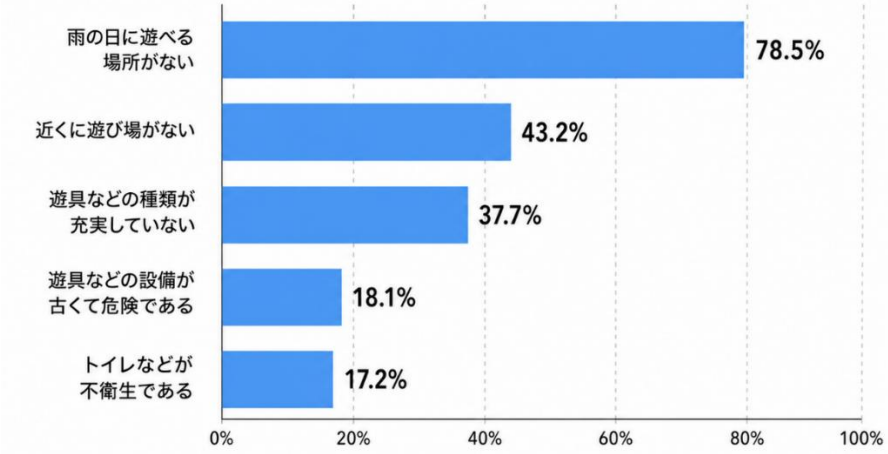


（2） 遊び場へのニーズ

子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約８割と最も高く、前回調査より 11 ポイント増加しています。次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高く、それぞれ前回の調査より増加しています。

■ 遊び場で困ること・困ったこと

（上位 5 項目・複数回答・就学前児童 n=819）

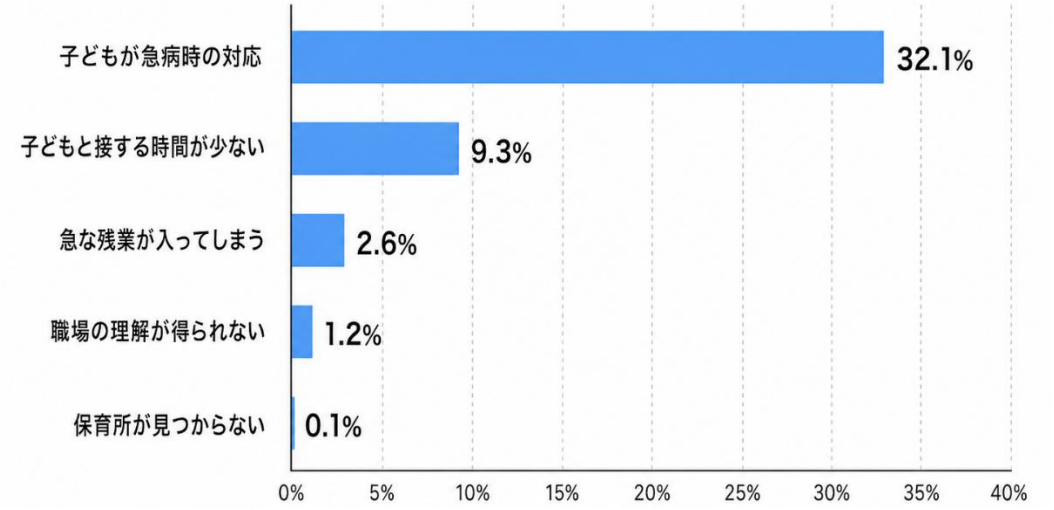


（3） 仕事と子育ての両立

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもが急病時の対応」が 32.1%と最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」が 9.3%で、前回調査と比べると 9.8 ポイント減少しています。

■ 仕事と子育ての両立で大変だと感じること

（上位 5 項目・複数回答・就学前児童 n=819）

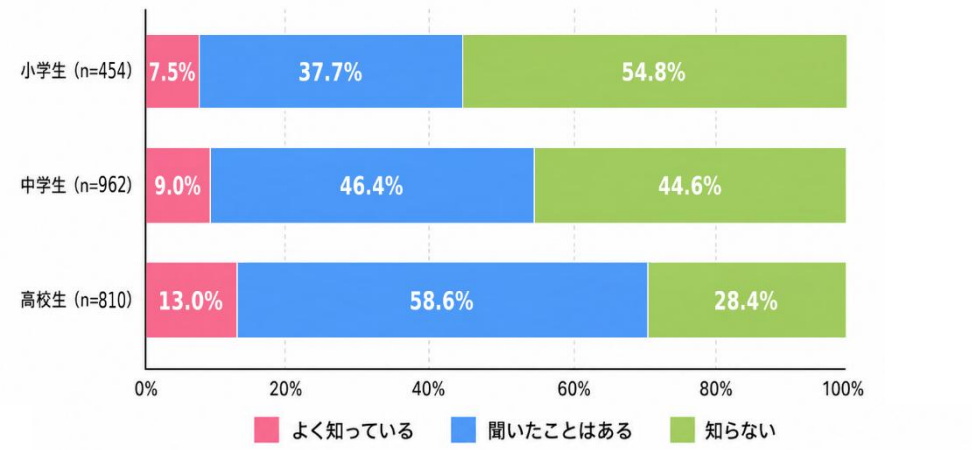


4 子どもアンケートからみる子どもの状況

（1） 子どもの権利の認知

子どもの権利の認知状況をみると、学齢が上がるほど認知は高まる傾向が見られました。小学生では「知らない」が最も多く、中学生・高校生では「聞いたことはある」が中心でした。一方で、「よく知っている」は各校種とも 13%以下にとどまっており、権利を日常生活の中で実感できるような理解促進が必要です。

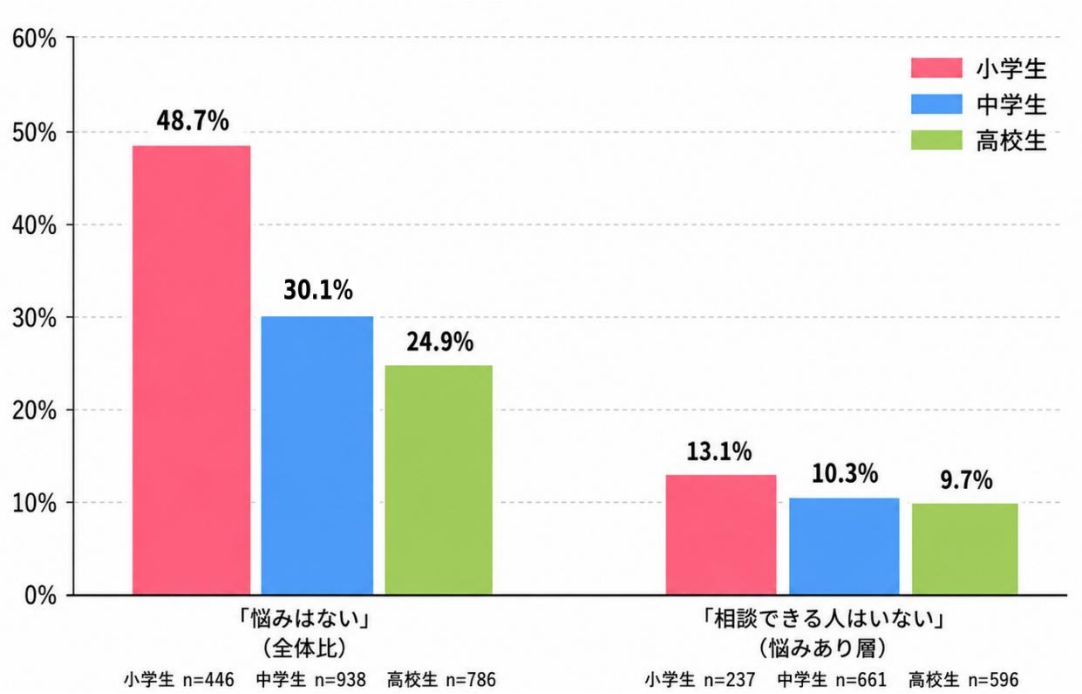
■ 子どもの権利の認知状況



（2） 悩みや困りごと、相談相手

高校生は「悩みはない」が 24.9%と全校種で最も低い一方、「相談できる人はいない」も 9.7%（約 58 人）となっています。悩みが多様化・深刻化する高校期に相談先がない層への支援が特に重要です。

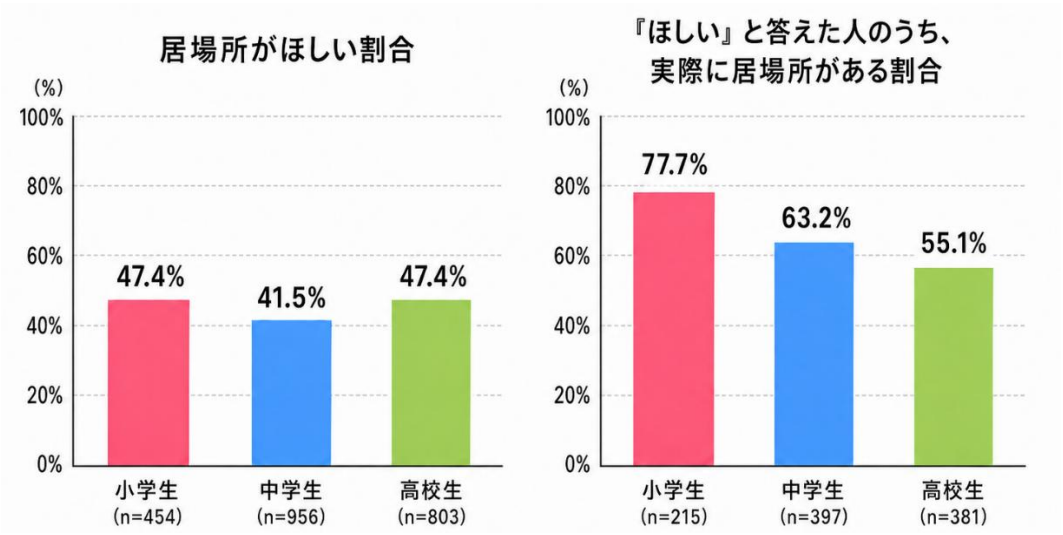
■ 「悩みはない」と「相談できる人はいない」の比較



（3） 家・学校以外の居場所に関するニーズ

家や学校以外に「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所がほしいと答えた割合は、小 47.4%・中 41.5%・高 47.4%でした。 一方で、そのような場所が「ある」と答えた割合は、居場所を「ほしい」と答えた人のうち、小 77.7%・中 63.2%・高 55.1%であり、学齢が上がるほど低下しています。

■ 居場所ニーズと充足状況

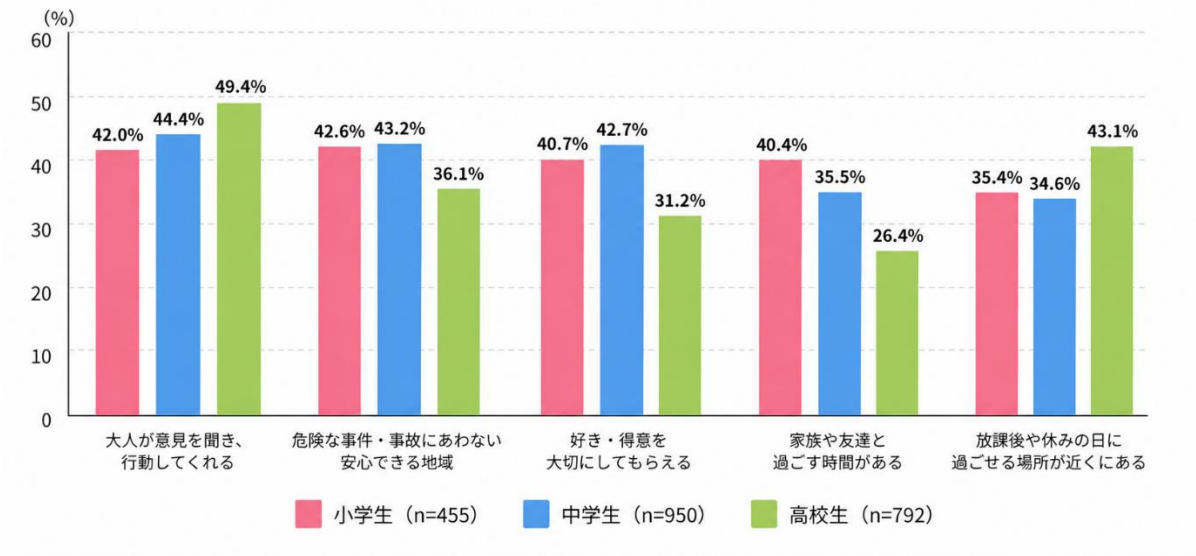


（4）「こどもまんなかのまち」のイメージ

「こどもまんなかのまち」のイメージは校種によって重点が異なります。小学生では「危険な事件・事故にあわない安心できる地域」が最多であるのに対し、中学生・高校生では「大人がこどもや若者の意見をしっかり聞いて、まちをよくするために行動してくれる」が最上位となっています。学齢が上がるにつれて、安全・安心に加え、参加や意見反映への期待が高まっていることがうかがえます。

■ 「こどもまんなかのまち」と聞いてイメージすること

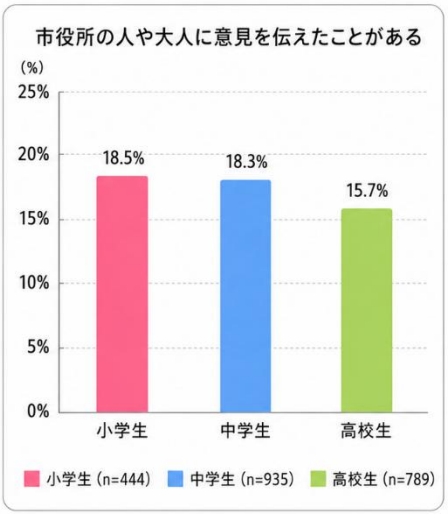
（上位５項目・複数回答）

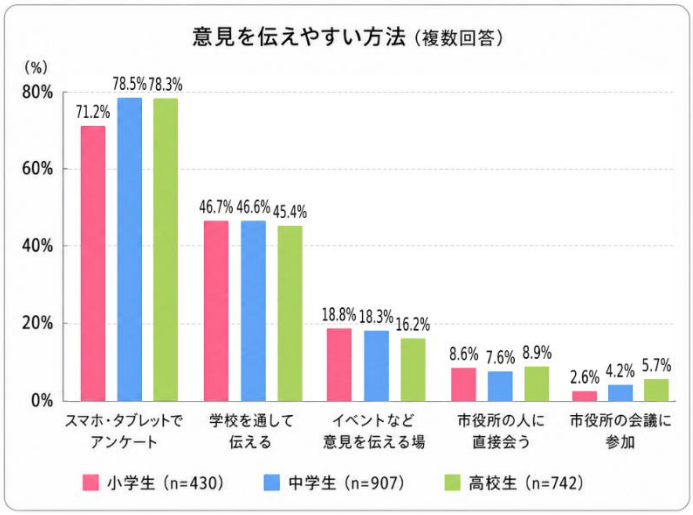


（5） 意見表明の経験と伝えやすい方法

市や大人に意見を伝えたことがある割合は、小 18.5%・中 18.3%・高 15.7%と、いずれの校種でも ２ 割未満にとどまっています。一方で、意見を伝えやすい方法としては、「スマホやタブレットでアンケートに答える」が全校種で最も多く、小 71.2%・中 78.5%・高 78.3%となりました。

■ 意見を伝えた経験と伝えやすい方法





５ 出前講座で寄せられた子どもの声








4
大人に意見を聴いてほしい・一緒に考えたい
自分たちの意見を反映してもらえる機会があってよかった
子どもの意見をもっと取り入れてほしい
自分の意見を伝える機会は、今まであまりなかった
子どもの意見を聞く場を増やしてほしい
他の人の意見も聞けて、自分の考えの幅が広がった
こどもサミットのように、子どもが直接意見を伝えられる場がほしい
またこういう機会があれば、もっと意見を出したい


5
京丹後市のよさを大切にしたい
自然がたくさんあってきれい
海や山があって景色がよい
地域の人がやさしい
地域の人との距離が近い
あいさつや声かけが多い
地域のイベントや祭りがある
食べ物がおいしい
丹後の野菜や食べ物のよさをもっと伝えたい


6
まちの未来に関わりたい
京丹後の未来について考える機会ができてよかった
京丹後の課題やよいところを考えることができた
自分が市長になったら何をしたいか考えることができた
将来、京丹後市に帰ってきたい
京丹後で育った人に、将来このまちで子育てしたいと思ってもらいたい
京丹後市を過ごしやすい地域にしていくために、自分たちも協力したい
将来、京丹後市に住んで自分にできる貢献をしたい
京丹後市の魅力をもっと発信していきたい

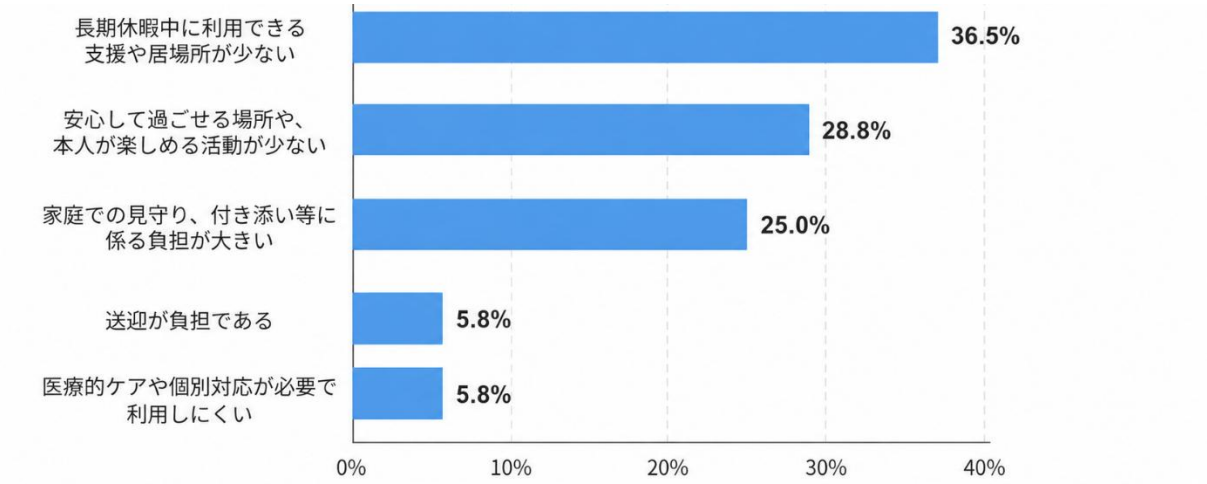
６ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭の状況

（1） 放課後・休日・長期休暇の過ごし方

放課後・休日・長期休暇の過ごし方について、「長期休暇中に利用できる支援や居場所が少ない」が 36.5%、「安心して過ごせる場所や、本人が楽しめる活動が少ない」が 28.8%となっており、安心して過ごせる場や活動機会の確保が求められています。

■ 放課後・休日・長期休暇の過ごし方で困っていること

（上位 5 項目・複数回答・n＝52）

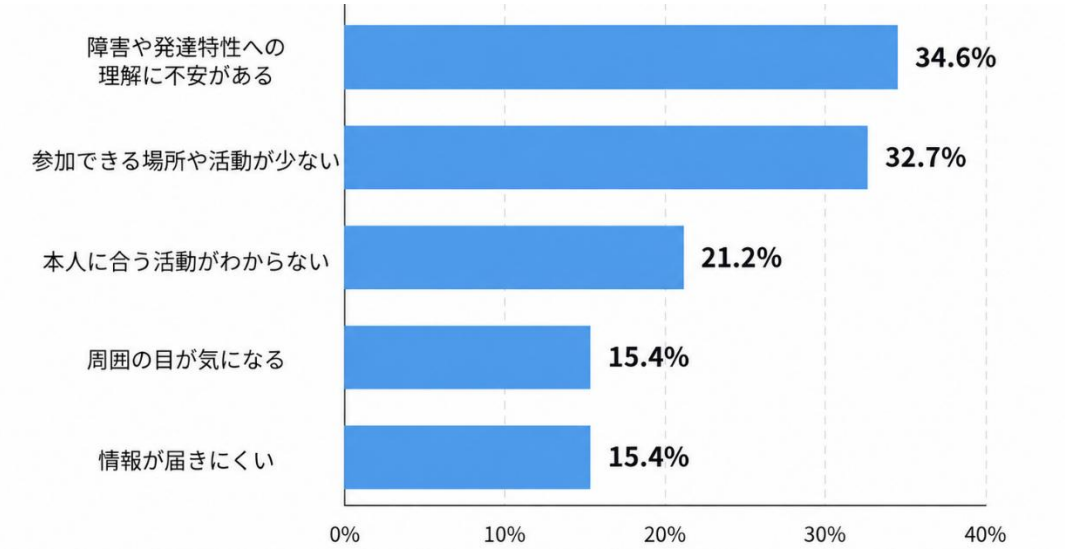


（2） 遊び・体験・地域活動への参加

遊び・体験・地域活動への参加では、「障害や発達特性への理解に不安がある」が 34.6%、「参加できる場所や活動が少ない」が 32.7%となっており、地域の理解や本人に合った活動への参加しやすさが課題となっています。

■ 遊び・体験・地域活動に参加する際の困りごと

（上位 5 項目・複数回答・n＝52）

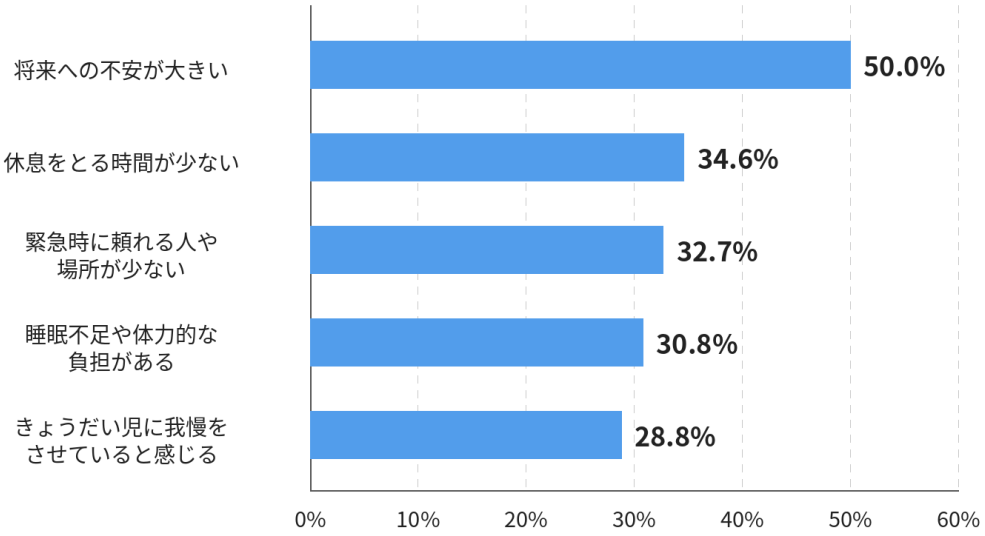


（3） 保護者･家族の負担

保護者･家族の負担では、「将来への不安が大きい」が 50.0%と最も高く、「休息をとる時間が少ない」が 34.6%、「緊急時に頼れる人や場所が少ない」が 32.7%となっています。子ども本人への支援に加え、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援が必要です。

■ 保護者･家族が感じている負担

（上位 5 項目・複数回答・n＝52）

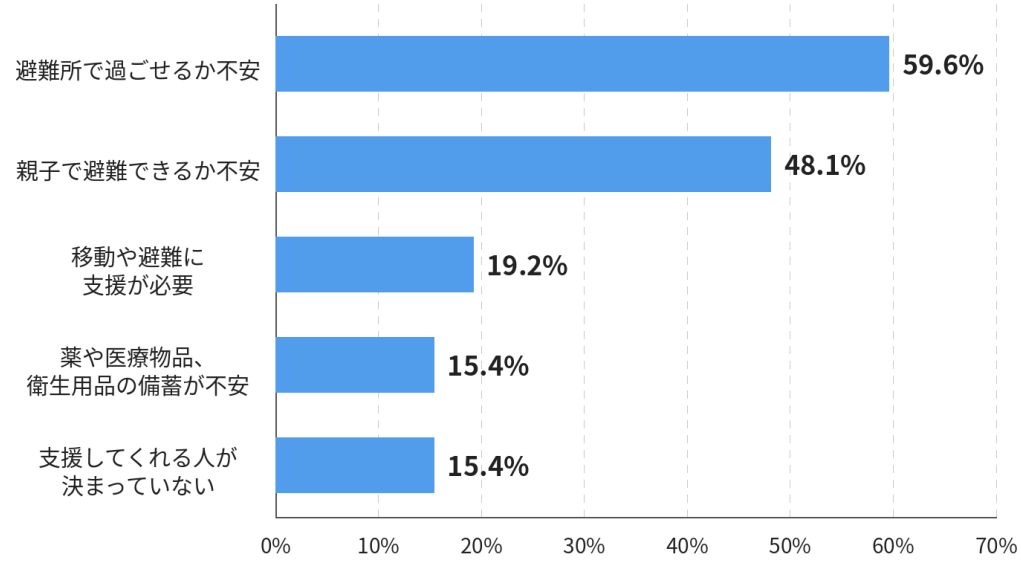


（4） 災害時の不安

災害時の不安では、「避難所で過ごせるか不安」が 59.6%、「親子で避難できるか不安」が 48.1%となっており、個別の状況に応じた避難支援や備えが求められています。

■ 災害時の不安

（上位 5 項目・複数回答・n＝52）

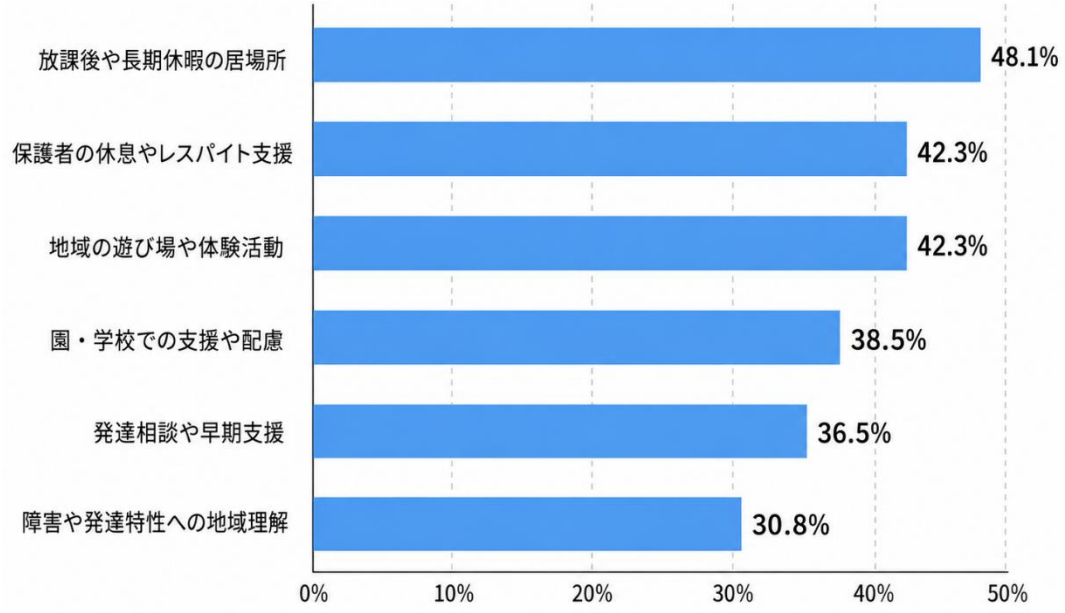


（5） 今後、特に充実してほしい支援

今後、特に充実してほしい支援としては、「放課後や長期休暇の居場所」が 48.1%、「保護者の休息やレスパイト支援※」と「地域の遊び場や体験活動」がそれぞれ 42.3%となっており、居場所、体験機会、家族支援を一体的に進めていくことが重要です。

■ 今後特に充実してほしい支援

（上位 6 項目・複数回答・n＝52）



（6） 自由記述

- 長期休暇や土日祝に利用できる預かりがあると助かる
- 安心して遊べる場所が少ない
- 就学先を決めるまでの流れや相談先が分かると安心できる
- 通常学級でも、必要な支援を受けられるようにしてほしい
- 診断名だけでは分からない困りごとにも理解がほしい
- 本人だけでなく、保護者やきょうだい児への支援も必要
- 送迎や通院の負担が大きい
- 学校を出た後の暮らしや、将来の生活が不安
- 今ある支援に助けられているので、続けてほしい

７ まとめ

各種統計や調査、出前講座で寄せられた声などを踏まえると、本計画では次のことが求められます。

- **子ども一人ひとりが安心して育つ環境づくり**
  人口減少や出生数の減少が進む中でも、子ども一人ひとりを大切にし、安心して育ち、学び、遊び、体験できる環境を整えること。

- **身近な遊び場や居場所の確保**
  天候や家庭環境に左右されず、子ども・若者が安心して過ごせる遊び場や居場所を確保すること。

- **子ども・若者の声を聴き、反映する仕組みづくり**
  子ども・若者が意見を伝えやすい機会をつくり、その声をまちづくりや施策に活かす仕組みを整えること。

- **悩みや困りごとを相談しやすい環境づくり**
  子ども・若者や家庭が、困ったときに一人で抱え込まず、相談先や必要な支援につながれるようにすること。

- **子育て家庭への切れ目ない支援**
  妊娠・出産期から子育て期まで、家庭の状況に応じて、相談、経済的支援、仕事と子育ての両立支援などを切れ目なく進めること。

- **配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援**
  放課後や長期休暇の居場所、園所・学校での支援、遊びや体験活動への参加、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援を進めること。

- **地域とのつながりと将来への希望づくり**
  子ども・若者が京丹後市のよさを知り、地域と関わりながら、自らの将来やまちの未来を前向きに考えられる機会をつくること。





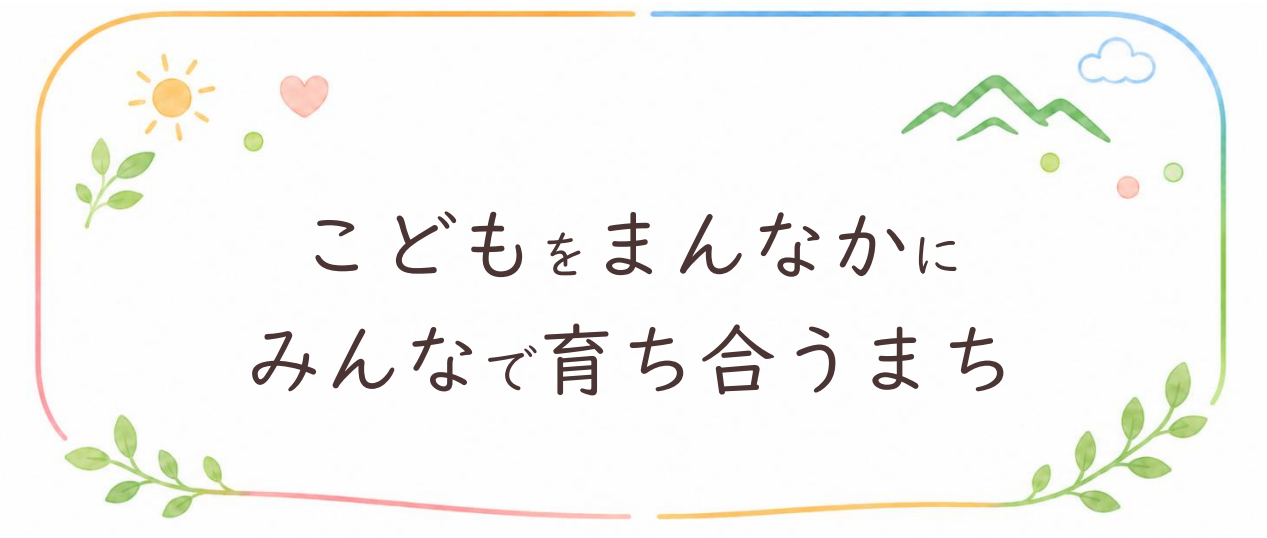
第３章

計画の基本的な考え方





１ 基本理念



子どもが「こどもまんなか」と聞いて思い浮かべるまちの姿は、一人ひとり少しずつ違います。

事件や事故にあわず、安心して過ごせること、家族や友達と過ごす時間がたくさんあること、楽しく過ごせる居場所や遊び場があること、困ったときに助けてもらえること、大人が子どもの意見を聴き、まちをよくするために行動してくれること――。

そこには、一人ひとりの願いや希望が込められています。本市では、それぞれの声を大切に受け止め、誰一人取り残さず、その思いや希望を少しずつ形にしていくことを大切にします。

また、子どもは、支えられるだけの存在ではありません。

本計画の策定にあたり実施した出前講座では、子どもたちから、まちのために「自分も協力したい」「自分にできることを考えたい」といった声が寄せられました。子どもも地域の一員であり、まちの未来をともにつくるパートナーとして捉えることが重要です。

そして、子どもの育ちや子育ては、家庭だけで抱えるものでもありません。家庭、認定こども園・保育所、学校、地域、関係機関、団体、事業者、行政が、それぞれの立場で子どもを支え合うことが大切です。

その中で、子どもの声や姿から、大人も学び、気づき、地域も変わっていきます。子どもが育つことは、まちが育つことでもあり、子どもを支えることは、みんながともに育ち合うことにつながります。

このような思いから、本計画の基本理念を「こどもをまんなかに、みんなで育ち合うまち」とします。

２ ４つの基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の対象である子ども・若者、子育て家庭等が、どのような状態で暮らせるまちを目指すのか、４つの基本目標として示します。



３ 計画体系図

基本理念	基本目標	基本施策
こどもをまんなかに　みんなで育ち合うまち	① 基本目標１ 自分らしく育つ	＜基本施策＞ ● 1-1 こどもまんなかのまちづくり ● 1-2 心と体の健やかな育ちの支援 ● 1-3 安心して学び、成長できる環境づくり ● 1-4 子どもの遊び場・居場所づくりと学び・体験機会の充実 ● 1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり
	② 基本目標２ 安心して子育てできる	＜基本施策＞ ● 2-1 妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供 ● 2-2 幼児期の教育・保育の充実 ● 2-3 多様な子育て支援サービスの充実 ● 2-4 子育てに係る経済的負担の軽減 ● 2-5 家庭と仕事、暮らしの両立支援
	③ 基本目標３ 困ったときに支援につながる	＜基本施策＞ ● 3-1 早期把握と相談支援につなぐ体制づくり ● 3-2 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援体制の強化 ● 3-3 不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援 ● 3-4 生活上の困難を抱える家庭への支援 ● 3-5 障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援
	④ 基本目標４ 希望する未来を選び実現できる	＜基本施策＞ ● 4-1 若者の学び・仕事・暮らしを支える ● 4-2 結婚・妊娠・出産の希望を叶える ● 4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える

第４章

施策の展開

基本目標1　自分らしく育つ

1-1　こどもまんなかのまちづくり

❶　施策の方向

一人ひとりのいのちと尊厳を大切にし、子どもにとって何が最もよいかを子どもとともに考える「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。子どもをはじめ、市民一人ひとりが、いのちの尊さや子どもの権利について学ぶ機会をつくるとともに、子どもの声を聴き、まちづくりに活かします。

❷　取組の柱

1　こどもまんなかのまちづくりに向けた機運の醸成

子どもをはじめすべての人のいのちと尊厳を大切にし、子どもをまちの未来をともにつくる存在として捉え、その思いや意見、主体性を尊重する「こどもまんなか」の意識をまち全体に広げるため、周知啓発に取り組みます。

また、子どもが自らの権利について知り、学べるよう、分かりやすい情報提供と学習機会の充実を図ります。

京丹後市
いのちとこどもまんなかの日・週間

京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例に定める11月20日の「いのちとこどもまんなかの日」及び同日を含む「いのちとこどもまんなか週間」を、子ども・若者をはじめ、市民一人ひとりが、いのちの尊さや子どもの権利について学び、考え、行動する機会とし、関係機関、団体と連携したさまざまな取組を展開します。

2　子どものいのちと尊厳を守る環境づくり

いじめや児童虐待をはじめ、広く子どものいのちと尊厳の侵襲・侵害の防止と早期把握に努め、関係機関と連携して適切に対応します。

また、子どもが安心して相談し、必要な支援につながる環境を整えます。

3　子ども・若者の声を聴き、施策に活かす仕組みづくり

アンケート、出前講座、ワークショップ、審議会への参加等を通じて、子ども・若者が意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を施策やまちづくりに活かし、反映内容や検討結果を分かりやすく伝えます。

基本目標1　自分らしく育つ

1-2 心と体の健やかな育ちの支援

❶ 施策の方向

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児期から学童期、思春期、若者期まで、心と体の健康づくり、食育、健診・予防、医療体制の充実を切れ目なく進めます。家庭、認定こども園・保育所、学校、医療機関等が連携し、健康や発達に関する課題の早期把握と必要な支援につなげます。

❷ 取組の柱

1 学校保健の充実

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する正しい知識と健全な意識を育むとともに、性感染症等の各種感染症の予防に関する知識の普及を図り、性教育を実施します。また、喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及等を図ります。

2 家庭・園・学校における食育の推進

乳幼児健診、離乳食教室、地域子育て支援センター等における講話・相談等を通じ、家庭での食育を支援します。また、認定こども園・保育所、学校では、「食育月間」「食育の日」の普及・啓発と、幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を行うとともに、給食食材の地産地消を進めます。

3 健診・疾病予防と早期支援の充実

乳幼児健康診査を通じて、疾病・障害の早期発見、受診勧奨、保健指導、相談対応を行い、関係機関と連携して育児不安の解消・虐待防止、未受診児の把握・支援に取り組みます。また、妊娠期からのう歯予防の啓発、乳児期以降のフッ化物活用、予防接種、疾病情報の提供、事故防止・発生時対応の知識普及を進めます。

4 周産期・小児医療体制の充実

市立弥栄病院を周産期医療の拠点として、専門医の確保や医療機器の充実を図り、周産期における一貫性のある医療体制を確保します。また、周産期医療センター等への迅速・円滑な広域搬送の体制を整えます。さらに、市立病院と地域医療機関等との連携により小児医療体制の充実を図るとともに、かかりつけ医・歯科医の普及啓発、救急相談窓口等の周知を進めます。

基本目標1　自分らしく育つ

1-３ 安心して学び、成長できる環境づくり

❶ 施策の方向

すべての子どもが、安心して質の高い教育・保育を受け、自分らしく成長できる環境づくりを進めます。また、認定こども園・保育所から小学校、中学校まで、子どもの育ちと学びが切れ目なくつながるよう、保幼小中一貫教育を推進します。

❷ 取組の柱

1 認定こども園・保育所及び小学校の連携体制の整備

子どもの健やかで一貫性のある指導を確保するため、認定こども園・保育所及び小学校の円滑な接続のための架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）カリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等を一層推進していきます。また、幼児と児童の交流機会づくりや、小学校との合同研修の実施等、認定こども園・保育所、小学校の積極的な連携を図ります。

2 保幼小中一貫教育の推進

就学前から中学校修了までの子どもの育ちを見据え、保幼小中一貫教育の推進体制を継続します。今、求められている学力についても、幼児期の主体的な「遊び」の中にある探究的な学びの要素を大切にしながら小学校以降の学びへとつなぎ、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「探究」を一つのキーワードとした授業改善を進めます。

3 学園ごとの学校（園）運営協議会の推進

学校等、家庭、地域が協働する「横の連携」を深めるため、本市では、学園を単位とした「学校（園）運営協議会」を設置しています。目指す子ども像や教育のビジョンを共有し、学園の教育目標の実現に向けた協働体制を更に整備していくことができるよう、本協議会のより一層の機能化を図ります。

4 「丹後学」の充実

市内の全小・中学校で、「総合的な学習の時間」を中心に、地域の「人・環境・文化・産業」をテーマとした学習活動（「丹後学」）に取り組みます。その実施に際しては、地域や家庭、企業との連携・協働により、地域産業や地域資源に触れる機会を広げ、郷土への愛着と誇りを育むとともに、より一層子どもたちが主体となった探究的な学びを充実させます。

基本目標1　自分らしく育つ

1-4　子どもの遊び場・居場所づくりと学び・体験機会の充実

❶　施策の方向

すべての子どもが遊びや人との関わりを通じて、健やかに育つことができるよう、安心して遊び、自分らしく過ごせる遊び場・居場所の充実を図ります。また、一人ひとりの個性や興味・関心を大切にし、主体性や創造性を豊かに育む多様な学び・体験の機会を広げます。

❷　取組の柱

1　自分らしく遊び、学び、成長できる場の早期確保・充実

子ども・保護者のニーズやこれまでの取組の検証を踏まえ、天候に左右されず安心して遊べる場を早期に確保します。地域団体等が開設する遊び場や居場所と補完し合いながら、市内全域に継続して遊びの機会を届けられるよう、持続可能な提供体制のあり方を検討します。

また、子ども一人ひとりの個性や興味・関心を伸ばし、主体性や創造性を豊かに育み、自分らしく成長できるよう、遊び場と図書館との機能連携を進めるとともに、図書館における魅力ある学びの環境の充実を図ります。

2　地域における多様な居場所と体験機会の充実

すべての子どもが身近な地域で安心して自分らしく過ごせるよう、地域団体等による多様な居場所づくりを促進します。また、文化・スポーツ、地域活動、伝統行事等を通じた多世代交流や自然環境を活かした体験機会を広げ、地域全体で子どもの育ちを支えます。

3　身近な遊び場と放課後の安全な居場所の確保

子どもが地域で安心して遊び、交流できるよう、学校の校庭の開放や公民館の活用、公園等の遊具の適正管理を行います。また、子どもが放課後を安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図るとともに、放課後こども教室は放課後児童クラブと一体的運営または連携ができるよう実施します。

基本目標1　自分らしく育つ

1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり

❶ 施策の方向

子どもや子育て家庭が安全に外出し、安心して暮らせるよう、道路・公共施設、通学路等の環境整備と、地域ぐるみの防犯・交通安全対策を進めます。また、災害時にも必要な情報と支援が届く体制を整えます。

❷ 取組の柱

1 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭、障害のある子ども、妊産婦等が安心して外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー※化を進め、誰もが移動しやすく、施設を利用しやすい環境を整えます。

2 交通安全・通学路の安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携し、道路交通環境の整備や参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシート・自転車の安全利用の啓発を進めます。また、通学路の合同点検と必要な安全対策により、登下校時の安全を確保します。

3 地域ぐるみの防犯対策の推進

市民、事業者、地域団体、警察等と連携し、防犯教育や犯罪情報の提供、あいさつ・声かけ、立ち番や防犯パトロール等を通じて、地域ぐるみの見守りを進めます。また、防犯灯・防犯カメラの設置、「こども 110 番の家」の協力者確保、防犯活動団体間の情報共有・連携を進めます。

4 災害時における子ども・子育て家庭への支援

災害時に、子ども、妊産婦、子育て家庭が取り残されないよう、分かりやすい情報提供、避難支援、避難所での配慮を進めます。特に、障害や発達特性、医療的ケア※等により配慮を必要とする子どもに必要な支援が届くよう、平時から関係機関との連携体制を整えます。

基本目標2　安心して子育てできる

2-1　妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供

❶　施策の方向

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを抱え込むことなく、必要な支援につながれるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援と情報提供を行います。こども家庭センター※を中心に、保健、福祉、医療、教育等が連携し、子どもと家庭に寄り添った支援を進めます。

❷　取組の柱

1　妊婦・産婦健康診査と妊娠期からの支援

安全な妊娠・出産と産後の健康を支えるため、妊婦健康診査・産婦健康診査の受診勧奨と費用助成を行い、全員受診を目指します。また、妊娠届出時に保健師等が面接し、不安や悩みに応じた情報提供や助言、サポートプランの作成により、早期から継続して支援します。

2　訪問・相談事業と産前産後支援の実施

妊娠・出産・育児に関する不安を解消するとともに、子育ての孤立化を防ぐため、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問するとともに、養育支援が必要な家庭には継続的に相談、指導、助言等を行います。また、パパママ教室、子育て期の赤ちゃんサロン、パパ＆ベビーサロンなどの産前産後サポート事業や産後ケア事業の充実を図ります。

3　こども家庭センターを中心とした相談支援の充実

こども家庭センターを中心に、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、保健所等との連携を強化し、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えます。また、専門的な相談員を配置し、妊産婦、子育て家庭、子どもの状況に応じた包括的・継続的な支援を行います。

4　子育て情報の発信と行政手続の利便性向上

予防接種や子育て支援事業・制度、相談窓口等について、子育て支援アプリ「はぐたん」、情報誌・パンフレット、市公式LINE、「子育て応援サイト」等の媒体や、子育て事業、サークル活動等の機会を活用し、分かりやすく情報を発信します。また、子育てに関する行政手続のデジタル化や内容の見直しを進め、利便性の向上と負担軽減を図ります。

基本目標2　安心して子育てできる

2-2　幼児期の教育・保育の充実

❶ 施策の方向

すべての子どもが安心して質の高い幼児期の教育・保育を受けられるよう、地域の実情や保育ニーズ、少子化の進行を踏まえた提供体制と環境を整えます。また、職員の確保・育成と運営の質の向上、多様な家庭への支援、地域との交流を通じて、子どもの豊かな育ちを支えます。

❷ 取組の柱

1 教育・保育の提供体制と環境の整備

「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「第２次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、幼稚園・保育所の再編と認定こども園の整備を進めてきました。これらの計画は完了しましたが、今後も質の高い教育・保育を安定的に提供するため、社会環境の変化や少子化に伴い小規模化している保育所の統廃合を含む施設配置や運営のあり方を検討します。

2 職員の確保・育成と運営の質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、保育士や教員等の安定的な確保に努め、全職員を対象とした研修、公開保育等を通じて資質向上を図ります。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することが求められるため、職員の併有を促進します。さらに、自己評価結果を市民に公表することで、運営の改善と信頼性の向上につなげます。

3 外国籍等の子ども・子育て家庭への支援

外国籍等の子どもと保護者が安心して教育・保育を利用できるよう、外国語に対応できる加配職員の確保や通訳機の配備・活用を進めます。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図り、それぞれの状況やニーズを丁寧に把握しながら、分かりやすい情報提供と相談支援を行います。

4 地域に開かれた認定こども園・保育所づくり

認定こども園・保育所の行事に地域住民の参加を呼びかけるとともに、園児が地域行事に参加するなど、相互の交流活動を進めます。子どもが地域の人々と関わりながら豊かに育つことができるよう、地域とのつながりを深め、地域に開かれた認定こども園・保育所づくりを進めます。

基本目標2　安心して子育てできる

2-3　多様な子育て支援サービスの充実

❶　施策の方向

保護者の就労形態や家庭環境が多様化する中、子どもと家庭の状況に応じ、必要なときに必要な支援を利用できるよう、多様な子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、地域子育て支援センターやこども家庭センターを中心に、家庭教育への支援や地域の担い手とのネットワークづくりを進めます。

❷　取組の柱

1　多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

保護者の就労形態や家庭環境の多様化に対応するため、認定こども園・保育所の運営委託等の動向を踏まえ、延長保育、土曜・休日保育、病児・病後児保育等の充実に努めます。また、一時預かりや放課後児童クラブを含め、必要なときに必要なサービスを利用できる提供体制を確保します。

2　地域子育て支援センターの充実

親子や子育てサークルが気軽に集い活動できる場を提供し、子育て相談や情報提供を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。保護者のニーズに応じて改善・見直しを検討するとともに、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援し、担い手の育成と子育て世代の交流を進めます。

3　家庭の教育力の向上

保育士、保健師、栄養士等による育児教室・育児学習を実施し、子育て経験の浅い保護者に子どもとの遊び方や学習について指導します。地域での学習・交流、情報提供、親子のふれあいを大切にした活動も進めます。また、保護者が子どもの思いや意見を受け止め、ともに最も良いことを考えられるよう、学習・相談機会を充実します。

4　子育て支援ネットワークづくり

こども家庭センターにおいて、すべての子どもと家庭に対し、虐待予防対応から個々の家庭に応じた継続的な相談・支援まで切れ目なく対応します。また、地域の子育て支援の担い手や地域資源を把握・発掘・開拓し、各種団体が情報共有や連携・交流を行う場を設け、支援が必要な家庭に適切な支援を届けるネットワークづくりを進めます。

基本目標2　安心して子育てできる

2-4　子育てに係る経済的負担の軽減

❶　施策の方向

教育費、保育料、医療費、給食費、妊娠・出産・育児に係る費用など、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育、医療、教育、生活支援等の各分野で経済的支援を行います。

❷　取組の柱

1　子育て支援サービスの負担の軽減

子ども・子育て支援法の一部改正により令和元年 10 月から実施された 3 歳児以降の幼児教育・保育料の無償化に加え、本市独自の第 3 子以降の保育料原則無償化、認可外保育施設の第 3 子以降の保育料助成、小学校給食費の無償化、中学校給食費の保護者負担額を 200 円に統一する取組を継続します。その他の実費負担についても支援を検討します。

2　妊娠・出産・子育てに係る経済的支援

妊娠・出産・子育てにかかる費用の一部を助成します。また、妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、妊娠期から経済面と相談面を一体的に支える伴走型の支援を行います。

3　医療費・就学等に係る経済的支援

子どもの健やかな育成のため、子ども医療費の助成、不妊・不育症治療への給付、未熟児養育医療等の医療費補助を行います。また、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業を周知するとともに、必要な経済的援助を行います。

4　国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

子育てに対する経済的支援を望む声が増加する中、国や京都府の制度動向を踏まえ、支援の優先度や取組の効果等を考慮した上で、本市として実施可能な経済的支援を検討します。

基本目標2　安心して子育てできる

2-5　家庭と仕事、暮らしの両立支援

❶　施策の方向

保護者が子育てと仕事を両立できるよう、保育サービスや放課後の居場所を確保するとともに、育児休業制度の利用促進、職場への啓発、就労・再就職支援を進めます。また、男女がともに家事・育児を担い、支え合えるよう、男女共同参画と家庭内での役割分担に関する意識づくりを進めます。

❷　取組の柱

1　企業や職場の理解・協力の促進

母親が安心して働ける職場環境づくりと父親の積極的な子育て参画を進めるため、育児休業制度の利用促進や長時間労働の抑制について、事業主や企業への啓発と協力の働きかけを行います。また、ワークライフバランスの実現や一般事業主行動計画※の策定について、事業主や就業者等への広報・啓発に取り組みます。

2　子育てをしながらの就労や女性の再就職の支援

結婚や出産、育児等のために退職した人が再就職できるよう、地域若者サポートステーションや北京都ジョブパーク等の就労支援機関、ハローワークと連携し、子ども・子育て支援の側面から就労・再就職を支援します。

3　男女共同参画社会の実現

男女がともに子育てや家事と仕事を両立し、支え合うことができるよう、令和 8 年 3 月に策定した「第 3 次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅢ」に基づき、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供に取り組み、男女共同参画社会※の実現を目指します。

4　家庭内での家事・育児分担の促進

男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担う意識を育み、夫婦それぞれのワークライフバランスを考えるきっかけとなる啓発活動を進めます。また、母子保健事業を通じて、夫婦で協力して子育てをすることの重要性を伝え、父親が主体的に子育てに関わる意識を高めます。

基本目標3　困ったときに支援につながる

3-1　早期把握と相談支援につなぐ体制づくり

❶　施策の方向

子どもや子育て家庭の困りごとを早期に把握し、必要な相談・支援につなげるため、家庭、認定こども園・保育所、学校、地域、関係機関、行政の連携を強化します。また、子どもや保護者、女性が身近な地域で安心して相談できる体制を整えます。

❷　取組の柱

1　子どもの相談支援体制の充実

いじめや不登校、心の問題について、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーや心の教室相談員等を配置するとともに、教育相談の機会を増やし、一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。

2　妊産婦・乳児家庭への訪問・相談事業の推進【一部再掲】

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、相談を通じて疾病予防と母子の健康保持増進を図ります。乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に相談、助言、情報提供を行います。養育支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業により相談、指導、助言等を行います。

3　子育てに関する相談体制の充実【一部再掲】

こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に包括的な相談支援を行います。地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、保健所等との連携を強化し、身近な地域で相談できる体制を整えるとともに、相談窓口を周知します。また、専門的な相談員を配置し、相談体制と指導内容の充実を図ります。

4　女性専門の相談事業の推進

仕事、夫婦、家庭、子育て、健康、セクハラ、DV※等に関する女性の不安や負担を軽減し、安心して生活できる地域づくりを進めるため、専門のカウンセラーが相談に応じる女性専門の相談事業を継続するとともに、相談窓口を周知します。

基本目標3　困ったときに支援につながる

3-2　児童虐待防止対策とヤングケアラー支援体制の強化

❶　施策の方向

児童虐待やヤングケアラー※の問題を早期に把握し、必要な支援につなげるため、こども家庭センターを中心に、児童福祉、母子保健、教育、地域の関係機関が連携します。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応と、ヤングケアラーの実態把握・支援を進めます。

❷　取組の柱

1　児童虐待の未然防止及び早期把握・早期対応

こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健が連携し、妊娠期から 18 歳までの児童虐待の未然防止と早期対応を一体的に切れ目なく行います。乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健活動や、地域の医療機関、関係機関等との連携を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握し、対応します。

2　認定こども園・保育所、学校及び地域における見守り

認定こども園・保育所、学校等では、日常的に子どもと関わる中で、児童虐待の発生予防と早期発見に取り組みます。また、主任児童委員や児童委員との連携を強化し、~~による~~地域での相談・見守り活動を充実し通じて、子どもや家庭の変化に早く気づき、必要な相談・支援につなげます。

3　要保護児童対策地域協議会における連携強化

市の関係機関、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署、医師会等で構成する要保護児童対策地域協議会※において、定期的な情報交換や事例把握を行うとともに、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容を検討し、地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。

4　ヤングケアラー支援体制の強化

こども家庭センターにヤングケアラー・コーディネーターを配置し、市内の小中学校の児童生徒を対象とした実態調査や学校調査等により、実態把握に努めます。支援が必要と思われる児童生徒については、教育委員会、学校、関係機関等と連携し、必要な支援につなげます。

基本目標3　困ったときに支援につながる

3-3　不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

❶　施策の方向

いじめ、不登校、ひきこもり、孤立など、生きづらさを抱える子ども・若者が安心して相談できる環境を整えます。学校、家庭、地域、福祉、医療等が連携し、一人ひとりの状況に応じた学び、居場所、相談・支援につなげます。

❷　取組の柱

1　いじめ問題への取組の徹底

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利や心身の健やかな成長を損ない、生命にも関わる問題です。「どの学校、どの子どもにも起こり、被害者にも加害者にもなりうる」との認識のもと、家庭や地域と連携し、すべての教職員で、児童生徒が安心して共に学び、いじめに向かわせない教育環境づくりを進めます。

また、認定こども園・保育所においても、遊びや仲間との活動を通じて、いのちの大切さや相手を思いやる気持ちを育みます。

2　不登校・いじめに関する相談・連携体制の充実

いじめや不登校など子どもの悩みを大人が受け止められるよう、PTA、警察、児童相談所、地域の関係団体と連携し、学校、地域、家庭が組織的に支える体制を整えます。アンケートや日々の観察、相談しやすい雰囲気づくり、相談アプリの活用、SOSの出し方に関する指導を進め、家庭にも子どもの変化に気づいたときは学校等へ相談するよう周知します。

3　ひきこもり、孤立状態にある子ども・若者への支援

ひきこもりや孤立状態にある子ども・若者について、福祉、教育、就労支援機関等が連携し、一人ひとりの状況に応じた相談や支援につなげ、社会的・経済的自立を支えます。

4　子ども・若者の自殺対策

子ども・若者が不安や悩みを一人で抱え込まないよう、SOSの出し方に関する教育を行うとともに、相談窓口や相談アプリ等を周知します。また、学校、福祉、医療等の関係機関が連携し、自殺リスクを早期に把握して必要な支援につなげます。

基本目標3　困ったときに支援につながる

3-4　生活上の困難を抱える家庭への支援

❶　施策の方向

ひとり親家庭や生活困窮家庭など、生活上の困難を抱える家庭では、経済的負担、就労、住まい、子どもの学習や進学、保護者の心身の不安など、複合的な課題を抱える場合があります。子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されないよう、生活、教育、就労、経済面の支援を総合的に進めます。

❷　取組の柱

1　ひとり親家庭の自立と就労・子育て支援の推進

ひとり親が就業による自立を目指せるよう、就業に結びつきやすい資格取得のための受講期間中の経済的支援等を行います。また、安心して働き、自立した生活を送ることができるよう、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等、各種保育サービスの優先利用を推進します。

2　生活支援事業の推進

【一部再掲】

子育て家庭等の経済的負担を軽減するため、妊娠や出産、子育て等にかかる費用の助成等を行い、安心して生活し、子育てできる環境を整えます。

3　就学等の支援事業の推進

【一部再掲】

子どもの就学を支援するため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業を周知するとともに、必要な経済的援助を行います。

4　子どもの貧困対策の推進

経済的困難を抱える家庭の子どもが、学び、体験、進学、生活の面で不利益を受けることがないよう、福祉、教育、子育て支援、地域団体等が連携し、子どもと家庭の状況に応じた支援を進めます。

基本目標3　困ったときに支援につながる

3-5　障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援

❶　施策の方向

障害のある子ども、発達に支援を要する子ども、医療的ケアが必要な子どもが、地域で安心して育ち、学び、生活できるよう、早期発見・早期支援、療育※、保育、教育、福祉、医療の連携を進めます。保護者やきょうだい児を含む家族を支え、成長段階に応じて支援が途切れない体制を整えます。

❷　取組の柱

1　障害児福祉サービス・療育と家庭支援の充実

認定こども園・保育所、学校、障害福祉サービス提供事業所、関係機関が連携し、障害児福祉サービス、療育相談、機能訓練等を充実します。また、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成等の制度を周知し、障害のある子どもと家庭の生活を支えるとともに、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。

2　障害児保育と特別支援教育の充実

障害のある子どもが身近な場所で、障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受入体制を整え、保育士の専門性と保育内容の充実を図ります。

学校では、特別支援教育と理解教育を充実し、全教職員の資質・能力を高めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援、自立活動、就学相談、進路指導を進めます。

3　発達障害児の早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診及び認定こども園・保育所の４歳児を対象としたスクリーニング※（すくすく年中児発達サポート事業）により、発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援を進めます。発達支援相談室では、子ども本人や家族等の相談に応じ、自立・社会参画に向けた助言・指導や関係機関との連携を行い、保護者が前向きに子育てできるよう支援します。

4　切れ目のない支援と地域活動への参加促進

「発達支援ファイル（にじいろノート）」を周知・活用し、子どもの状況や願い、ニーズを家庭、認定こども園・保育所、学校、関係機関で共有して切れ目のない支援につなげます。また、障害や発達特性への理解を進めるとともに、障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域の活動に参加できる環境づくりに努めます。

基本目標4　希望する未来を選び実現できる

4-1　若者の学び・仕事・暮らしを支える

❶　施策の方向

若者が希望する未来を選び、地域で自立して暮らしていけるよう、学び、体験、就労、社会参加、相談支援を進めます。学校、地域、企業、就労支援機関等が連携し、若者が自分らしい進路や働き方を選択できる環境を整えるとともに、地域での暮らしを支えます。

❷　取組の柱

1　学び・キャリア形成と就業支援の充実

学校、地域、企業、関係機関が連携し、若者が地域の仕事や産業に触れ、将来を考える機会を充実します。産業振興による雇用機会の創出を図るとともに、ニートやひきこもりの状態にある若者等を含め、地域若者サポートステーション、北京都ジョブパーク、ハローワーク等と連携して就業相談や情報提供を行い、社会的・経済的自立を支援します。

2　移住・定住とふるさと回帰の支援

移住相談、住まいの確保、地域とのつながりづくり等の取組と連携し、若者や子育て世代が京丹後市で暮らし続けやすい環境を整えます。また、若者のふるさと回帰・定着につながる情報発信と相談支援を進めます。

基本目標4　希望する未来を選び実現できる

4-2　結婚・妊娠・出産の希望を叶える

❶　施策の方向

結婚、妊娠、出産、子育ては個人の選択であることを尊重しながら、希望する人が安心して一歩を踏み出せるよう支援します。若者が将来の暮らしや家族形成について考える機会を設けるとともに、出会いの機会、医療的・経済的支援を充実します。

❷　取組の柱

1　子育てへの理解とプレコンセプションケアの推進

小中高生が家庭や子育てへの理解を深められるよう、認定こども園・保育所で乳幼児とふれあう体験教育を行います。また、性別を問わず、性や健康、妊娠・出産に関する正しい知識を学び、将来のライフデザインや健康を考えられるよう、食生活等の適切な健康管理を含むプレコンセプションケア※を進めます。

2　妊娠・出産等に関する医療費負担の軽減【一部再掲】

妊娠、出産、子育てに関係する医療費負担を軽減するため、各種医療費助成を行います。また、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、不妊治療、不育症治療等に対する支援を行います。

3　出会い・交流機会の創出と結婚新生活への支援

きょうと婚活応援センターとの連携のもと、結婚を希望する人が出会い、交流できる機会を創出します。また、国や府の制度を活用しながら、結婚を後押しする効果的な支援策を検討します。

基本目標4　希望する未来を選び実現できる

4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える

❶ 施策の方向

子ども・若者を、まちの未来をともにつくるパートナーとして捉え、意見を安心して表明でき、その意見が施策や取組に活かされる仕組みを整えるとともに、地域活動やまちづくりへの参加、自らの力を活かした挑戦を支えます。

❷ 取組の柱

1 子ども・若者の声を聴き、施策に活かす仕組みづくり
【再掲】

アンケート、出前講座、ワークショップ、審議会への参加等を通じて、子ども・若者が意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を施策やまちづくりに活かし、反映内容や検討結果を分かりやすく伝えます。

2 子ども・若者の地域参加と挑戦の促進

子ども・若者が、地域活動、ボランティア、地域課題の解決、まちづくり活動等に主体的に参加し、自分の力やアイデアを活かして挑戦できる機会と環境を整えます。また、地域や関係団体と連携し、子ども・若者の活動を支えます。

第５章

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１ 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画※において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業※」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業※の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

京丹後市においては、平成２３年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」、平成２９年 ３ 月に策定した「第 ２ 次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。その後の社会環境の変化や、少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備等を検討していきます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設※の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

本章に掲載する令和 7 年度から令和 11 年度までの「量の見込み」及び「確保の内容」は、令和7年3月に策定した「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」において算出した計画値です。同計画は、5 年を 1 期として定めることとされており、引き続き計画期間中であることから、本計画ではその数値を引き継いでおり、量の見込み等の再推計は行っていません。

なお、各事業の提供体制については、令和 8 年度現在の状況に更新し、令和 9 年度以降の確保方策を記載しています。

２ 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■認定こども園　　単位(人)

京丹後市		実績			見込み					
		令和５年度			令和７年度			令和８年度		
		１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計	１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計	１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計
①量の見込み		66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030
②確保の内容	認定こども園	66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市		見込み								
		令和９年度			令和 10 年度			令和 11 年度		
		１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計	１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計	１号 3-5 歳	2・3 号 0-5 歳	合計
①量の見込み		59	951	1,010	58	932	990	57	913	970
②確保の内容	認定こども園	59	951	1,010	58	932	990	57	913	970
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

■保育所　　単位(人)

京丹後市		実績			見込み					
		令和５年度			令和７年度			令和８年度		
		２号	３号		２号	３号		２号	３号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み		221	6	122	221	10	105	217	10	103
②確保の内容	保育所	221	6	122	221	10	105	217	10	103
	地域型保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市		見込み								
		令和９年度			令和 10 年度			令和 11 年度		
		２号	３号		２号	３号		２号	３号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み		213	10	101	209	10	99	205	10	97
②確保の内容	保育所	213	10	101	209	10	99	205	10	97
	地域型保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策

○認定こども園の定員数については、令和 ~~5~~8年度現在、~~1,622~~1,605 名（公立認定こども園 6 園、私立認定こども園 3 園）の提供体制があります。

○保育所の定員数については、令和 ~~5~~8年度現在、~~680~~590 名（公立保育所 ~~5~~4 園、私立保育所 1 園）の提供体制があります。

○教育及び保育の量の見込みは、今後も一定のニーズはあるものの人口減に比例し徐々に減少していくものと見込んでいます。

○教育・保育の提供体制については、「第 2 次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備等を検討していきます。

○地域型保育事業※（小規模保育事業※等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

認定区分について

幼児教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施します。

■認定区分

1 号認定	教育標準時間認定・満3歳以上
2 号認定	保育認定（標準時間・短時間）・満3歳以上
3 号認定	保育認定（標準時間・短時間）・満3歳未満

３ 地域子ども･子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■地域子ども･子育て支援事業の量の見込み

事業名		単位	実績	量の見込み				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 延長保育事業		人	284	277	272	267	262	256
② 放課後児童健全育成事業	低学年	人	599	548	543	538	533	528
	高学年	人	275	305	308	311	314	317
	合計	人	874	853	851	849	847	845
③ 放課後こども教室		か所	2	2	2	2	2	2
④ 子育て短期支援事業		人日	48	180	175	170	165	160
⑤ 地域子育て支援拠点事業		人回	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
⑥ 一時預かり事業	こども園での預かり保育（1号認定児）	人日	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	一時預かり（未就園児）	人日	703	870	840	810	780	750
⑦ 病児･病後児保育事業		人日	6	10	10	10	10	10
⑧ ファミリーサポートセンター事業	就学前	人日	54	60	60	60	60	60
	就学児	人日	7	10	10	10	10	10
⑨ 妊婦健康診査		人回	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452

事業名	単位	実績	量の見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩　乳児家庭全戸訪問事業	人	279	273	268	263	258	253
⑪　養育支援訪問事業	人	98	70	70	70	70	70
⑫　利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
⑬　産後ケア事業 ~~(新規)~~	人回	9	54	60	72	84	84
⑭　親子関係形成支援事業 ~~(新規)~~	人回	－	30	30	60	60	60
⑮　乳児等通園支援事業~~(新規)~~	人日	－	－	22	20	19	19
⑯　妊婦等包括相談支援事業~~(新規)~~	回	512	655	643	657	645	632
⑰　子育て世帯訪問支援事業(新規)	人日	－	－	48	96	96	96

~~産後ケア事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業※として位置付けることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとされた。~~

~~親子関係形成支援事業・子育て世帯訪問支援事業：令和６年４月に施行された改正児童福祉法において、家庭支援事業として３つの事業が新設された。（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）~~

~~乳児等通園支援事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等に通っていない満３歳未満の子ども通園のための給付が創設された。~~

~~妊婦等包括相談支援事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、令和６年度までの「出産・子育て応援交付金」は、令和７年度から「妊婦のための支援給付」として制度化（子ども・子育て支援法第10条の2）され、「妊婦等包括相談支援事業」（児童福祉法第６条の3第22項）と組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施することとなった。~~

①延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用児童数	281	249	316	284

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	284	277	272	267	262	256
②確保の内容	284	277	272	267	262	256
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○延長保育については、令和 ~~6~~8 年度に ~~15~~14 か所の認定こども園・保育所で実施しています。今後も、保護者の就労状況等により保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

②放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により授業終了後等に家庭での見守りが受けられない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用児童数	744	784	842	874

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市		実績	見込み				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	低学年	599	548	543	538	533	528
	高学年	275	305	308	311	314	317
	合計	874	853	851	849	847	845
②確保の内容		874	853	851	849	847	845
②－①		0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、令和 ~~6~~8 年度に ~~11~~10 か所で6年生までの受け入れを行っています。今後も適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、施設環境及び指導員の質の向上を図り、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

③放課後こども教室

【概要】

放課後に、小学校の余裕教室等を子どもたちの安全・安心な居場所として活用し、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【量の見込み（再掲）】

単位（か所）

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後こども教室については、平成 28 年度から継続して実施しており、令和~~6~~8 年度現在2か所の小学校区で実施しています。授業のある毎週水曜日の放課後に実施しており、放課後児童クラブを利用する児童も参加できます。今後も、放課後の安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブとの連携を図り、ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

④子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業）です。

【第2期計画の実績】

単位（人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用日数	80	26	16	48

【量の見込み（再掲）】

単位（人日）

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	48	180	175	170	165	160
②確保の内容	48	180	175	170	165	160
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○子育て短期支援事業については、1か所で実施しています。今後も、保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護に対応できる提供体制を確保します。

⑤地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

【概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、情報の提供等を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位（人回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数	17,766	14,068	16,220	17,205

【量の見込み（再掲）】

単位（人回）

京丹後市	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②確保の内容	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）については、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、8か所で実施していきます。

○地域子育て支援センターでは、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

○今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していくとともに、利用しやすい環境を構築していきます。

⑥一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位（人日）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用児童数	認定こども園での預かり保育（1号認定児）	4,785	5,451	5,364	3,973
	一時預かり（未就園児等）	964	710	738	703

【量の見込み（再掲）】

単位（人日）

京丹後市		実績	見込み				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園での預かり保育（1号認定児）	①量の見込み	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②確保の内容	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②－①	0	0	0	0	0	0
一時預かり（未就園児等）	①量の見込み	703	870	840	810	780	750
	②確保の内容	703	870	840	810	780	750
	②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○認定こども園での預かり保育（1号認定児）については、令和~~6~~8 年度現在 9 か所で実施しています。今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

○その他（未就園児等）の一時預かりについては、10 か所で実施しています。今後も、保護者の就労や疾病・出産等により保育が困難な場合や親の私用、リフレッシュを目的として、就園前児童の保護者の利用希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めます。

⑦病児・病後児保育事業

【概要】

（病児保育事業）

児童が病気の快復に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

（病後児保育事業）

児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

（病後児保育事業）　単位（人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用児童数	4	5	0	6

【量の見込み（再掲）】

（病後児保育事業）　単位（人日）

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	6	10	10	10	10	10
②確保の内容	6	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○病後児保育事業については、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

○病児保育事業については、医療機関に併設した施設での開設等、利用者が安心して利用できるよう、関係機関と協議を続けていきます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
活動件数	就学前	1	28	38	54
	就学児	0	33	19	7

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　量の見込み　（就学前）	54	60	60	60	60	60
（就学児）	7	10	10	10	10	10
②　確保の内容　（就学前）	54	60	60	60	60	60
（就学児）	7	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○ファミリー・サポート・センター事業については、利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応がむずかしいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できるよう、子育て経験者などの援助会員を確保し、提供体制を維持していきます。

⑨妊婦健康診査

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診者数	7,015	7,070	6,744	6,030

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②確保の内容	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○妊婦健康診査については、疾病の早期発見及びB型肝炎等母子感染症の予防のため、基本健診 14 回と追加検査(血液、超音波検査等)14 回に対し、一定の費用を公費負担しています。実施医療機関は、京都府内の医療機関及び府外一部の医療機関に委託し、受診しやすい体制をとっています。

○今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票等を交付し、

安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を支援していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問実施者数	277	289	294	279

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	279	273	268	263	258	253
②確保の内容	279	273	268	263	258	253
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○乳児家庭全戸訪問事業については、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。

○今後もすべての家庭の養育環境の把握に努めるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供、助言を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成つことのできる環境整備を図ります。

⑪養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ訪問数	28	38	62	98

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	98	70	70	70	70	70
②確保の内容	98	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も、要保護児童対策

地域協議会※の関係機関を中心に、家庭や子どもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図り、家庭や子ども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めていきます。

⑫利用者支援事業（こども家庭センター型）

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設※や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位（か所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
配置状況	1	1	1	1

【量の見込み（再掲）】

単位（か所）

京丹後市	実績	見込み				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○利用者支援事業については、こども家庭センター※型として1か所を設置し、専任保健師を配置しています。今後も妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握するとともに、必要な支援や関係機関との連携調整等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めていきます。

⑬産後ケア事業

【概要】

産後の保健指導を必要とする産婦及び乳児に対して、施設に母子を宿泊及び通所させる、もしくは対象者の居宅において助産師等の看護職が中心となり必要な保健指導を行う事業です。

【量の見込み（再掲）】

単位（人回）

京丹後市	見込み				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	60	72	84	84
②確保の内容	54	60	72	84	84
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○産後ケア事業については、出産後 1 年までの母親と乳児への心身のケアや、育児サポートを実施することにより、産後うつや児童虐待の未然防止を図るとともに、子どもを産み育

てやすい環境を整えていきます。今後はニーズを把握しながら、リフレッシュや仲間づくりを目的とした集団型の産後ケア事業への展開も検討していきます。

⑭親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に交流できる場を設け~~るとともに、~~必要な支援を行う事業です。

【量の見込み（再掲）】

単位（人回）

京丹後市	見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	60	60	60
②確保の内容	30	30	60	60	60
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

〇親子関係形成支援事業については、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、子どもの発達状況に応じた情報提供や相談助言を実施するとともに、保護者同士の交流や情報共有の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

⑮乳児等通園支援事業

【概要】

認定こども園等に入所していない3歳児未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場をあたえるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み（再掲）】

単位（人日）

京丹後市	見込み				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	－	22	20	19	19
②確保の内容	－	22	20	19	19
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

〇乳児等通園支援事業~~については~~は、~~国が令和８年度から本格実施を目指す新たな通園給付制度であり、~~月一定時間までの利用枠内で、就労要件を問わず、すべての家庭の０歳６か月～２ 歳児が保育所等を定期的に利用できるようにするものです。本市においても、すべての~~こども~~子ども~~の育ちを応援し、~~こども~~子ども~~の良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらないかたちでの支援を強化するため、令和8年度から本事業を実施しています。

⑯妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦とその配偶者に対し、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み（再掲）】

単位（回）

京丹後市	見込み				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	655	643	657	645	632
②確保の内容	655	643	657	645	632
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」と妊婦への相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせた伴走型の支援を行います。

⑰子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援や育児・養育支援を行う事業です。

（令和8年度から事業開始）

【第2期計画の実績】

単位（人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数	―	―	―	―

【量の見込み（再掲）】

単位（人日）

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　量の見込み	―	―	48	96	96	96
②　確保の内容	―	―	48	96	96	96
②－①	―	―	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○訪問支援員を派遣する事業所の確保・育成を行い、実施体制を確保します。

○サポートプランに基づいた家事支援や育児・養育支援を通して、対象世帯の養育環境を整え、世帯が自立して生活できることを目的として支援を行います。

⑱実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【提供体制、確保方策】

○子ども・子育て支援新制度にかかる教育・保育給付認定の子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては、運営費が給付されない日用品や行事参加費等の

実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

〇施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用として当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

⑲多様な主体が参画することを促進するための事業

【提供体制、確保方策】

〇子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育※等の設置を促進していく事業です。現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

●児童育成支援拠点事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業※として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討していきます。

第６章

計画の推進

１　市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等のあらゆる媒体や地域活動団体等を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と連携を図りつつお互いの役割をしっかり確認して計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「こども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理等を行います。

２　庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当部局（こども部こども未来課及び子育て支援課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

３　計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「こども未来まちづくり審議会」のほか、子どもや子育て家庭等へのアンケート調査や出前講座の機会等も活用し、PDCAサイクル【Plan（計画）―Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

第７章

資料編

資料編の構成

Ⅰ　各種調査の結果・人口統計

1. 子どもからの意見聴取結果
2. 配慮や支援を必要とする子どもの保護者アンケート結果報告
3. 京丹後市議会子どもの権利に関するアンケート調査結果
4. 京丹後市の人口推移・推計
5. 京丹後市の世帯の状況
6. 仕事と家庭の両立
7. 母子保健の状況と課題
8. ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

Ⅱ　用語解説

Ⅲ　計画策定までの経過

1. 審議会等の開催経過
2. パブリック・コメントの結果

Ⅰ　各種調査の結果・人口統計

1　子どもからの意見聴取結果報告

（1）目的

子どもの生活実感に根ざした課題認識、地域に対する評価、居場所やまちづくりへの参加の在り方に関するニーズを多面的に把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

（2）意見聴取の取組概要

手法	実施時期	対象	主な内容
アンケート調査	令和７年９月～10 月	小学５・６年生、中学生、高校生	校種別の傾向、悩みや相談、居場所、意見表明の経験などを幅広く把握
出前講座	令和７年７月～12 月	小学５・６年生、中学生、高校生	背景や理由、具体的な改善提案、対話を通じた気づきを把握

（3）アンケート調査の回答状況

①　調査対象・配布数・回答状況

区分	配布数	回答数	回答率
小学５・６年生	786 件	458 件	58.3%
中学生	1,116 件	966 件	86.6%
高校生	977 件	811 件	83.0%
合計	2,879 件	2,235 件	77.6%

②　回答者の属性

区分	回答件数	男	女	その他
小学５・６年生	458 件	234 件	213 件	11 件
中学生	966 件	466 件	483 件	17 件
高校生	811 件	409 件	390 件	12 件
合計	2,235 件	1,109 件	1,086 件	40 件

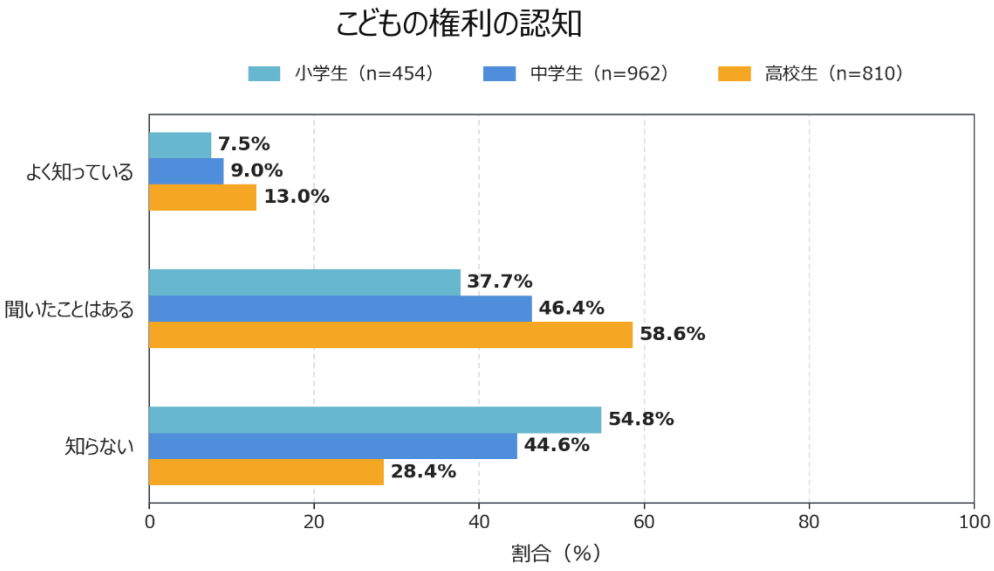
※高校生には京丹後市外在住の回答者を含みます。

地域	小学生	中学生	高校生	合計
峰山町	139 件	225 件	211 件	575 件
大宮町	30 件	206 件	133 件	369 件
網野町	122 件	211 件	135 件	468 件
弥栄町	58 件	87 件	59 件	204 件
丹後町	17 件	66 件	72 件	155 件
久美浜町	92 件	171 件	122 件	385 件
京丹後市外	–	–	79 件	79 件

（4）アンケート結果の詳細

① 子どもの権利の認知

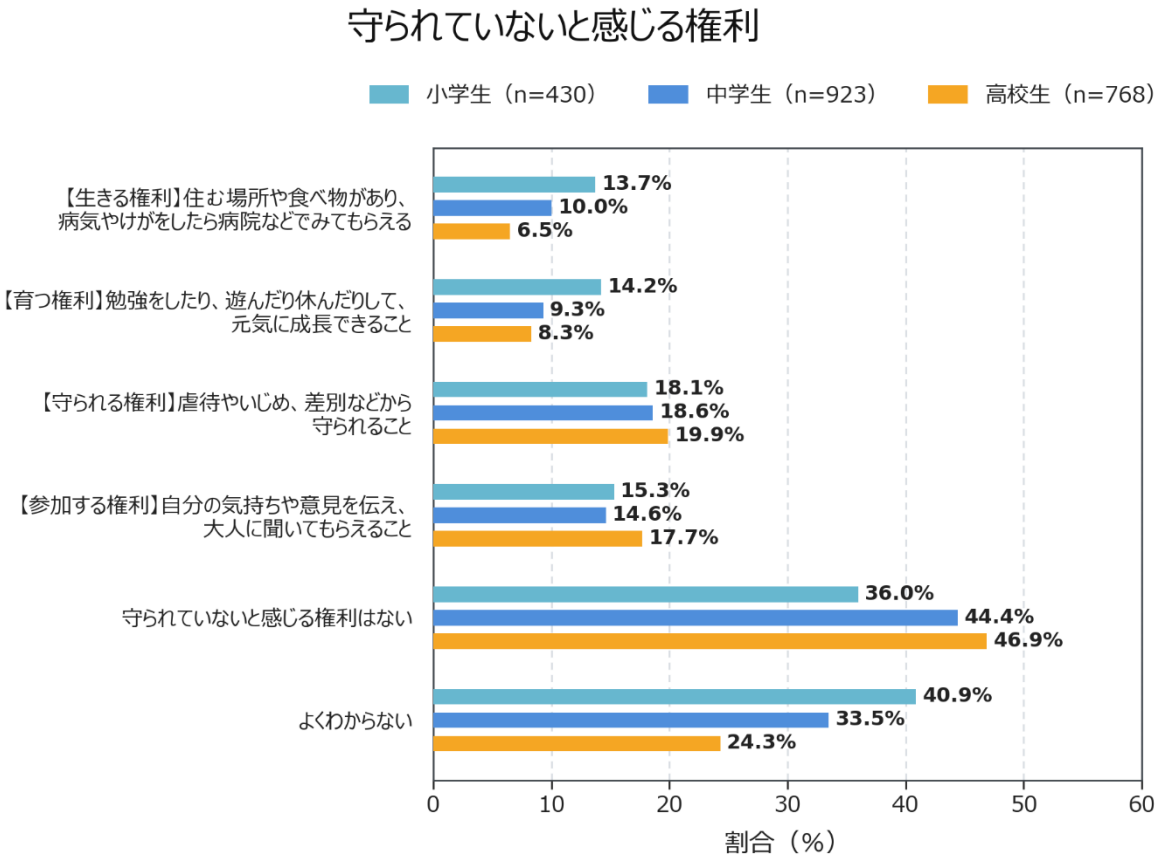
【問】子どもには大切な「こどもの権利」があります。あなたは「こどもの権利」を知っていますか。



「よく知っている」は小学生 7.5%、中学生 9.0%、高校生 13.0%にとどまっています。一方、「知らない」は校種が上がるにつれて減少しますが、高校生でも内容まで理解している割合は低い状況です。

② 守られていないと感じる権利

【問】「こどもの権利」は大きくわけると４つあります。あなたやあなたのまわりで、守られていないと思う「こどもの権利」を選んでください。
※あてはまるものすべてを選んでください。



小学生では「よくわからない」が 40.9%で最も多く、中学生・高校生では「守られていないと感じる権利はない」と答えた層がそれぞれ 44.4%、46.9%で最も高くなっています。一方で、「守られる権利」や「参加する権利」が守られていないと感じる層も一定数存在します。

特に中高生では、「守られる権利」に加え、「参加する権利」についても相対的に高い割合がみられており、いじめ対応や意見聴取の機会など、具体的な場面と結びつけた施策を考えていくことが重要です。

【問】どんな場面で「こどもの権利」が守られていないと感じましたか。（自由記述）

主なカテゴリ	件数	主な内容
いじめ・差別・虐待・暴力	小 22 件 中 35 件 高 30 件	いじめ、差別、虐待、暴言、SNS 上のいじめなどで子どもが傷つけられていると感じる声。
意見を聞いてもらえない・大人の押し付け	小 6 件 中 20 件 高 23 件	大人や先生、親の意見が優先され、自分の気持ちを言いにくい、話を聞いてもらえないと感じる声。
遊び・学び・休息の不足	小 7 件 中 14 件 高 9 件	遊ぶ場所が少ない、学校生活の中でつらさを感じる、学ぶ機会や休む時間に関する声。
生活・医療・家庭環境	小 12 件 中 14 件 高 6 件	食事、病院、お金、家庭の状況など、生活の基盤に関する声。

＜小学生の主な声＞

- 友達がいじめられているところを見たとき
- いじめられているのに、なかなか解決しないとき
- 学校で、暴言によって傷ついている人がいるとき
- 大人が子どもの話を聞いていないと感じたとき
- 嫌なことやつらいことを親に話したくても、話す勇気が出ないとき
- 戦争のため、外国で学習できない子どもたちがいること

＜中学生の主な声＞

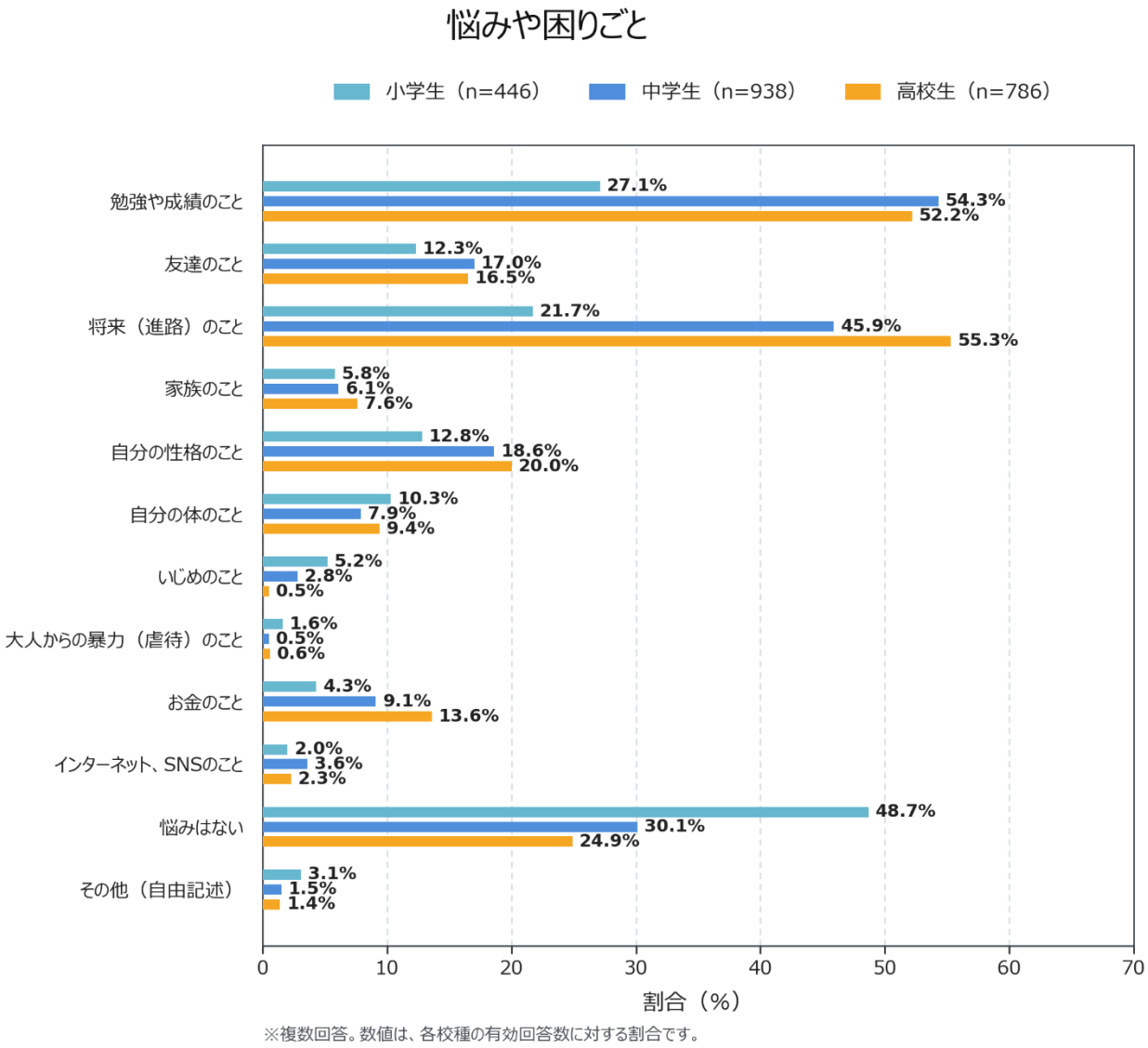
- いじめられていても、大人に守ってもらえないとき
- 大人が規則を守ることを重視し、子どもの意見を反映してくれないとき
- 言いたいことを伝えても受け止めてもらえず、話を聞いてもらえないとき
- 「女子だからやってはいけない」と言われたとき
- 学校のルールが昔から変わらず、今のままでよいと思えないとき

＜高校生の主な声＞

- いじめを相談しても、大人が対応してくれなかったとき
- 学級などで孤立している人がいるとき
- 大人の価値観や事情によって、子どもの意見を否定されたとき
- 大人中心で物事が決められ、子どもの意見が採用されにくいと感じたとき
- 子どもの意見を伝える場や機会がないこと
- ルールを守って遊んでいても迷惑だとされ、自由に遊べる場所がないと感じたとき
- 貧困によって生活が難しい人がいること

③ 悩みや困りごと

【問】あなたは悩んでいることや困っていることがありますか。
※あてはまるものすべてを選んでください。



※複数回答。数値は、各校種の有効回答数に対する割合です。

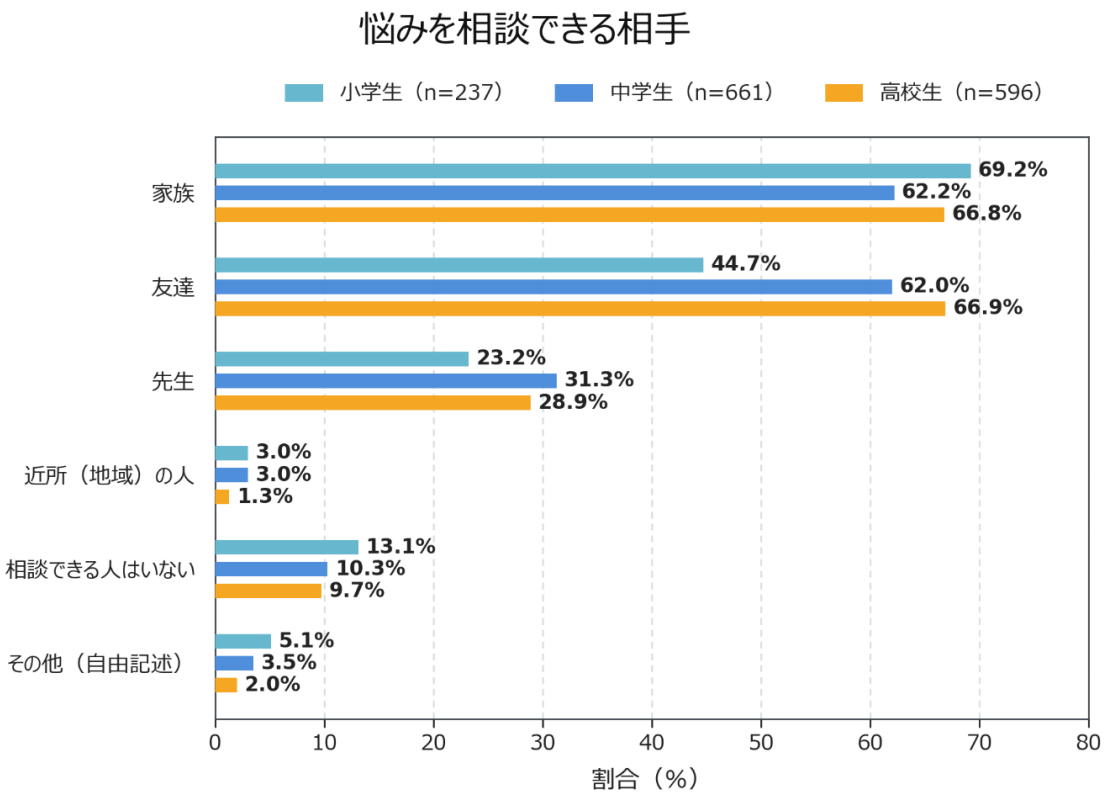
（自由記述）

- 部活動のこと（中・高）
- 勉強と部活動を両立できるか（高）
- 睡眠時間が足りない（高）
- 学校の先生のこと（小・高）
- 人間関係のこと（高）
- 自分の気持ちのこと（小）
- 将来の就職先のこと（高）
- ゲームをする時間を制限されていること（小）
- 災害など、考えても仕方がないことまで考えてしまう（小）

小学生では「悩みや困りごとはない」が 48.7%で最も高い一方、中学生では「勉強や成績」、高校生では「将来のこと」が最も高くなっています。校種が上がるにつれて、学業や将来に関する悩みが増えています。

④ 悩みを相談できる相手

【問】その悩みを相談できる人は誰ですか。
※あてはまるものすべてを選んでください。



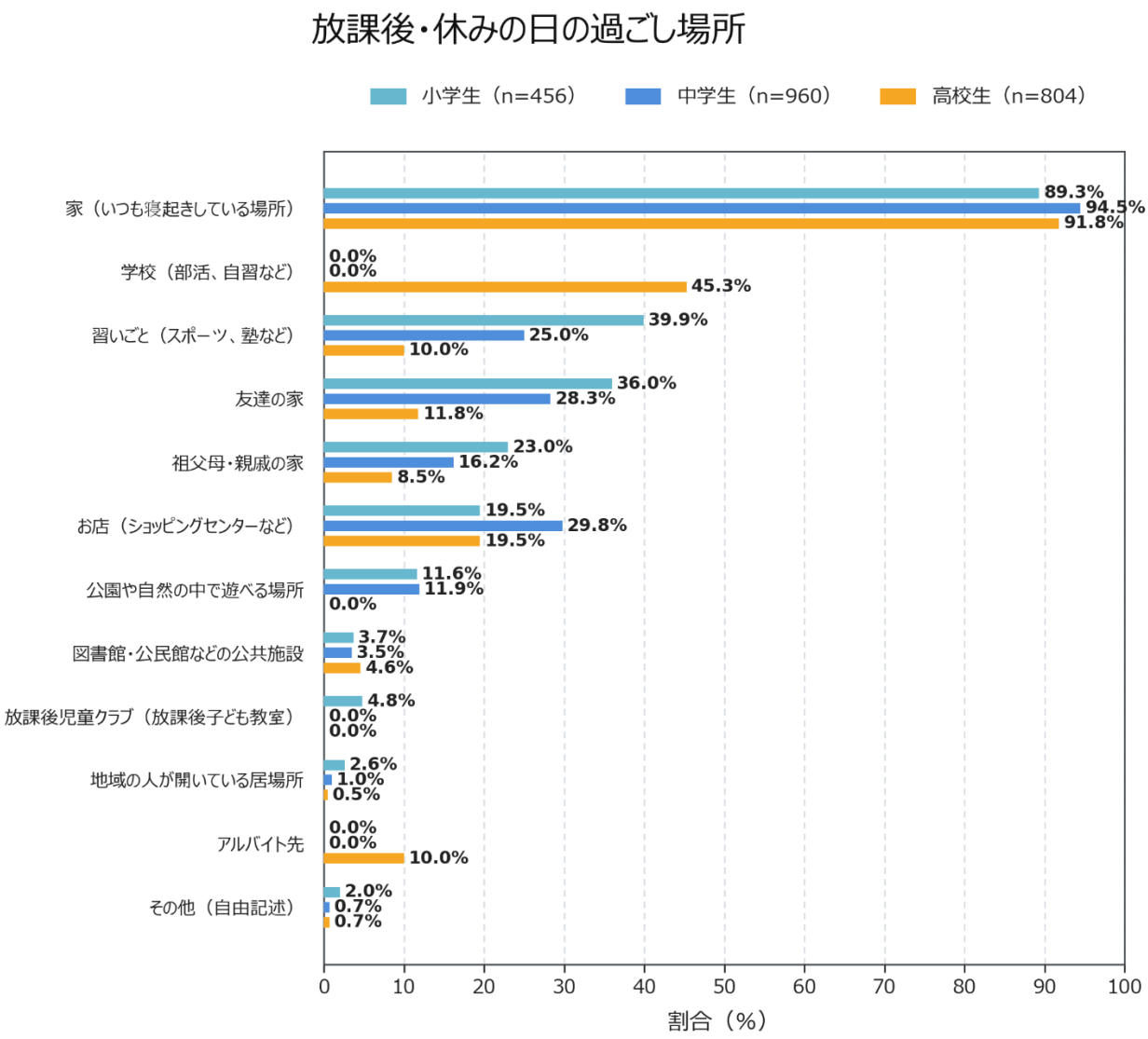
（自由記述）

- インターネットやゲームで知り合った友達（小・中）
- ChatGPT などの AI に話を聞いてもらう（中・高）
- 塾の先生や先輩（中・高）
- スクールカウンセラーや病院の人（高）
- 自分で解決する。あまり相談しない（中・高）

いずれの校種も「家族」と「友達」が主な相談相手となっています。小学生では「家族」の割合が高く、中学生・高校生では「家族」と「友達」がほぼ同程度となっています。一方、約 1 割は「相談できる人はいない」と回答しています。

⑤ 放課後・休みの日の過ごし場所

【問】あなたは放課後や学校が休みの日に、どんな場所ですごすことが多いですか。
※とくにあてはまるもの３つまで選んでください。



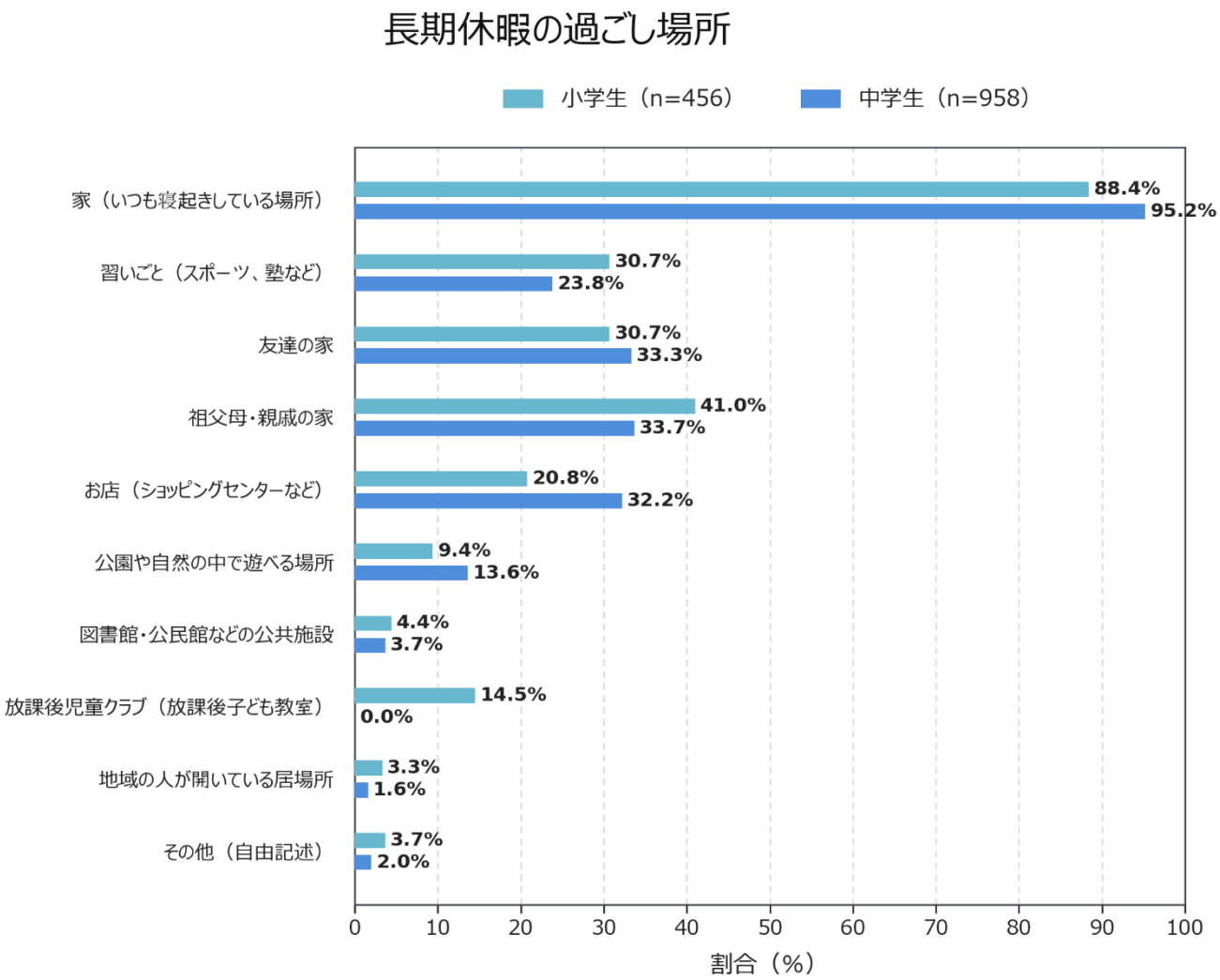
（自由記述）

- 学校のグラウンドや体育館、部活動の場所（小・中）
- 海、山、川などの自然の中（中）
- ゲームセンター（中）
- 友達と遊ぶ場所（高）

「家」がすべての校種で約 9 割を占め、最も一般的な過ごし場所となっています。このほか、小学生は習い事や友達の家、中学生は店や友達の家、高校生は学校で過ごす割合が比較的高くなっています。

⑥ 長期休暇の過ごし場所

【問】あなたは夏休みなどの長いお休みのとき、どこですごすことが多いですか。
※とくにあてはまるもの３つまで選んでください。

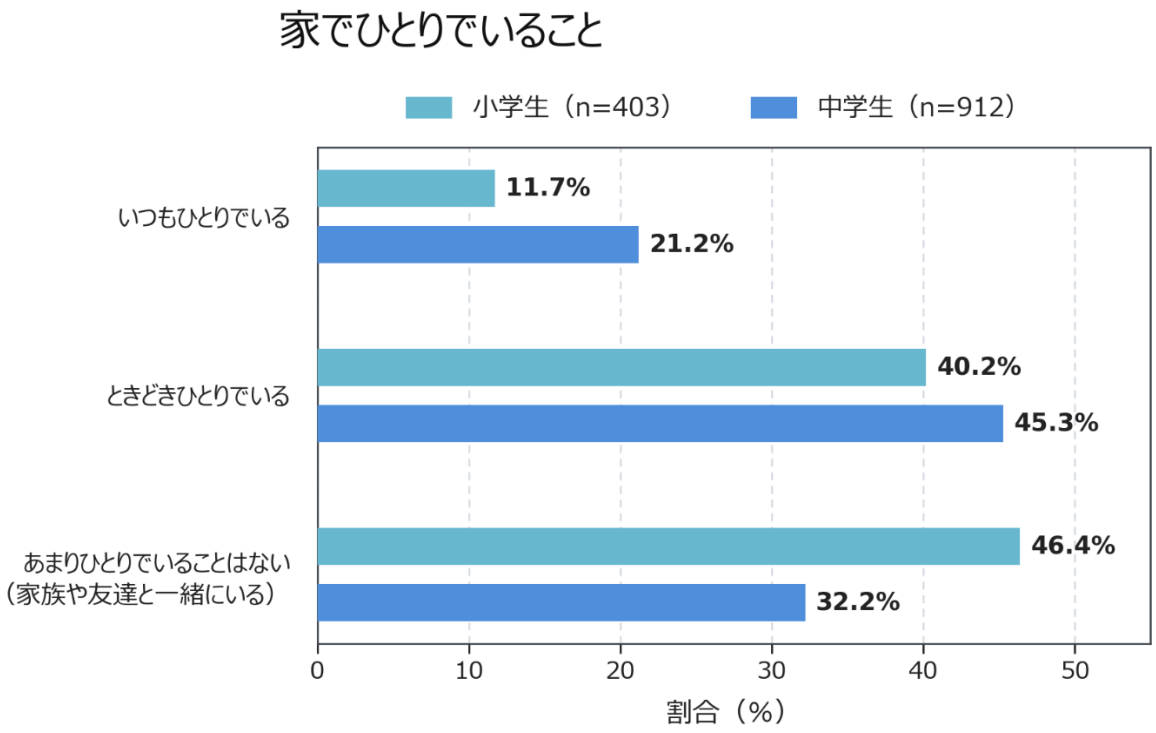


（自由記述）

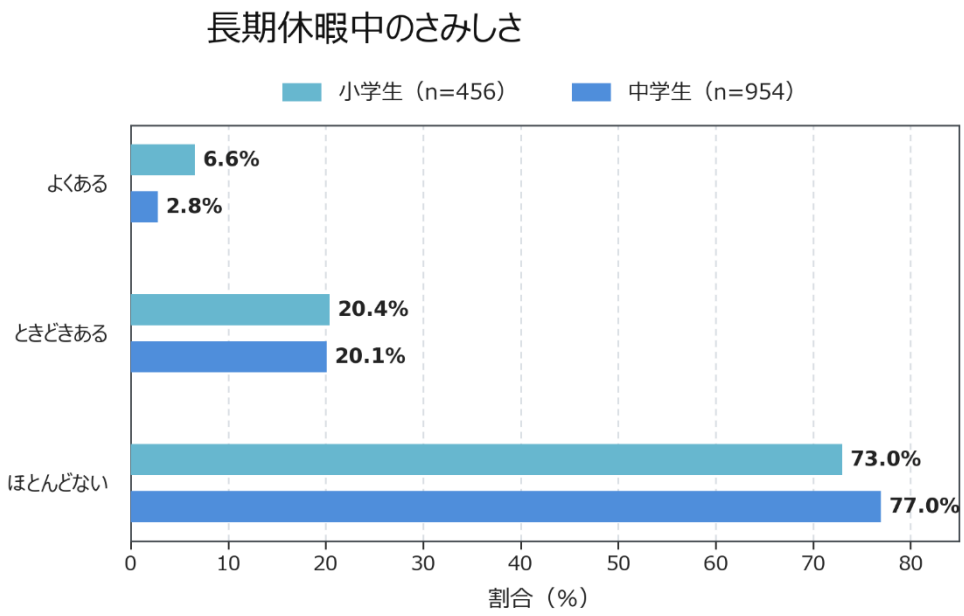
- 旅行先やホテル(小・中)
- ほかの県や地域(小・中)
- 海や釣り場、屋外(小・中)
- 学校や部活動の場所(小・中)
- 親のお店(小・中)
- 夏休みは放課後児童クラブ、冬休みや春休みは家(小)

小学生、中学生ともに「家」が約 9 割と最も高くなっています。小学生では祖父母の家が 41.0%、中学生では友達の家が 33.3%、店が 32.2%となっており、家以外の過ごし場所には違いがみられます。

【問】「家（いつも寝起きしている場所）」を選んだ人におたずねします。あなたは夏休みなどに家ですごすとき、ひとりでいることが多いですか。



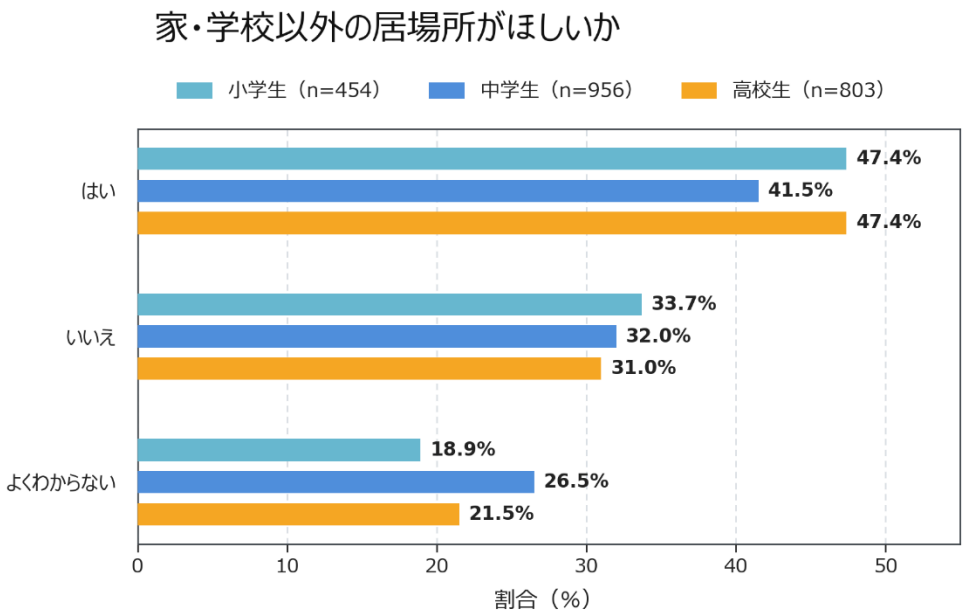
【問】あなたは夏休みなど長いお休みのとき、さみしいと感じることはありますか。



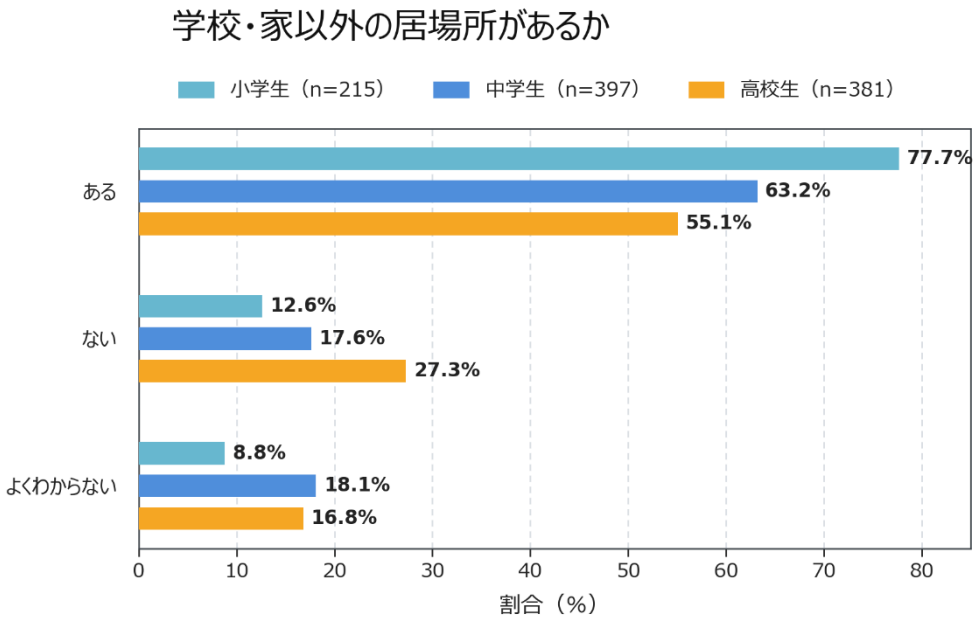
長期休暇中に家で過ごす人のうち、「いつもひとり」は小学生 11.7%、中学生 21.2%でした。さみしさを感じるかという問いでは、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると、小学生は 27.0%、中学生は 22.9%となっています。

⑦ 家・学校以外の居場所

【問】あなたは家（いつも寝起きしている場所）や学校以外に、「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所がほしいですか。

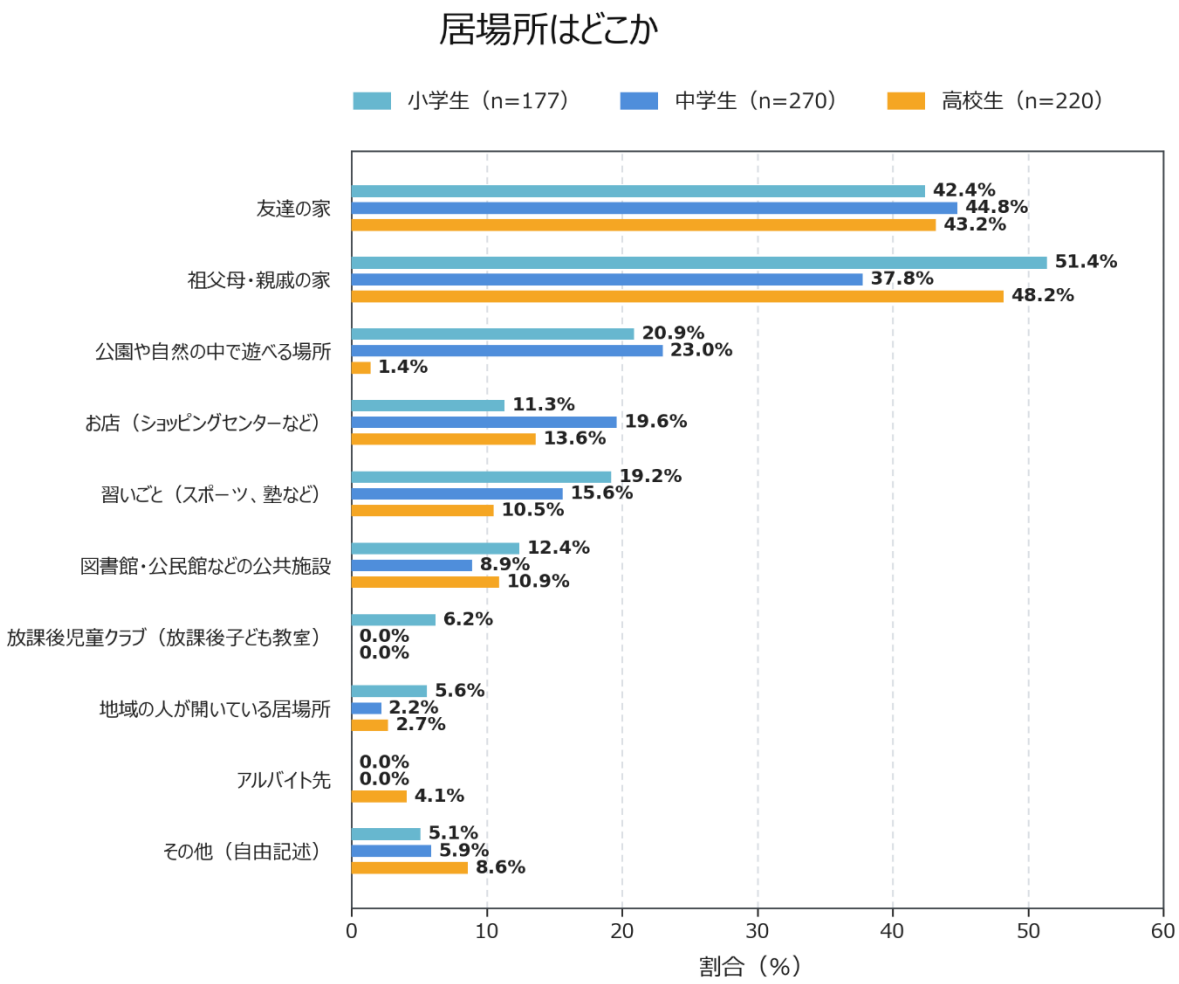


【問】「はい」と答えた人におたずねします。あなたは家（いつも寝起きしている場所）や学校以外に、「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所がありますか。



「ほしい」は小学生と高校生で 47.4%、中学生で 41.5%となり、いずれの校種でも 4 割を超えています。そのうち、居場所が「ある」は小学生 77.7%、中学生 63.2%、高校生 55.1%でした。

【問】家（いつも寝起きしている場所）や学校以外に、「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所が「ある」と答えた人におたずねします。それはどこですか。
※とくにあてはまるもの３つまで選んでください。

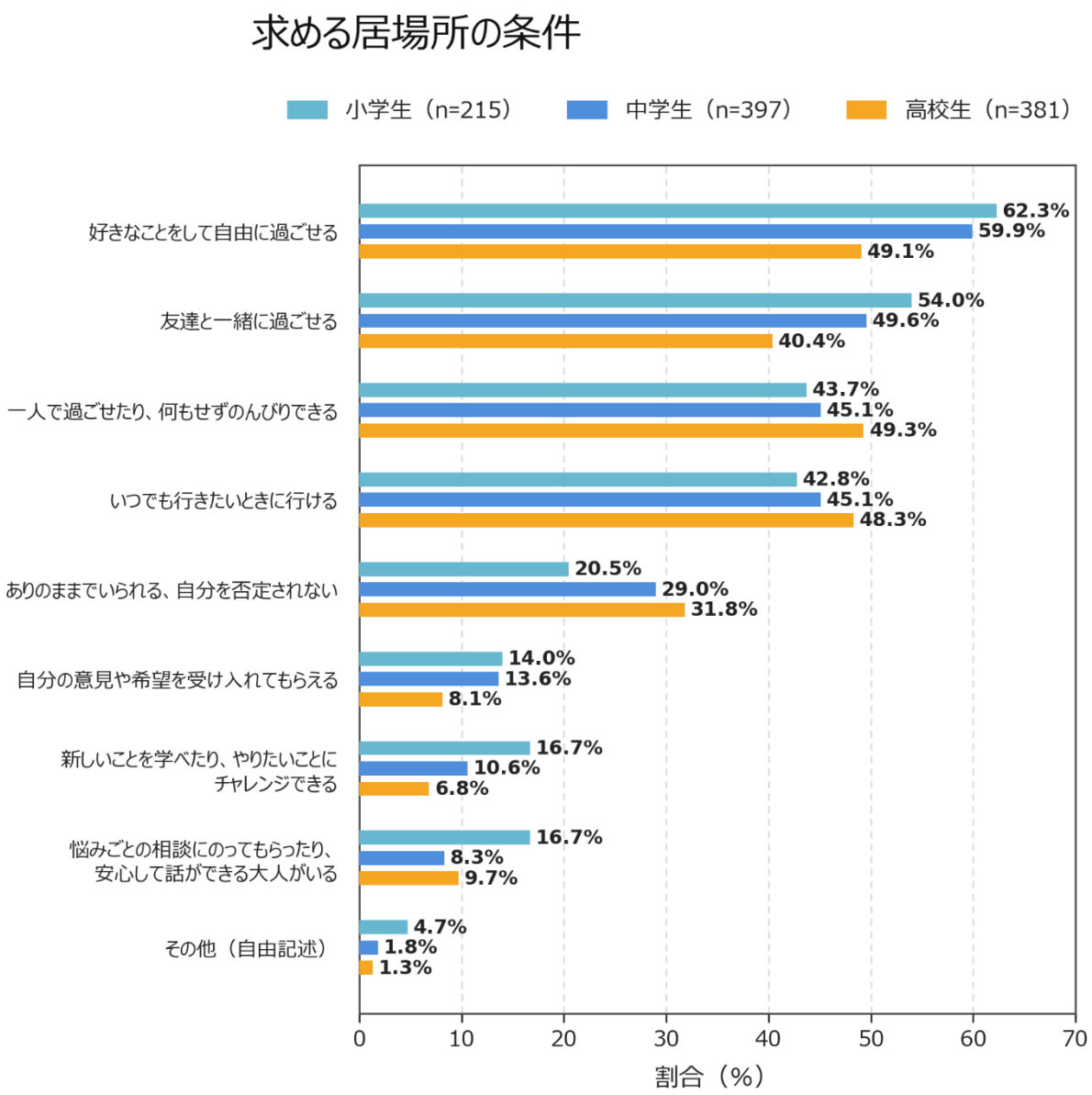


（自由記述）

- 静かで、漫画がたくさんあり、くつろげる場所（小）
- 自然の中で一人で落ち着ける場所（小）
- 海や川、森、景色のよい場所（中・高）
- 音楽室、部室、体育館、テニスコート（小・中）
- 自習室（高）
- インターネットで会話できるコミュニティ（中）
- ゲーミングスペース（高）
- 神社やお寺、静かな屋外（高）

主な居場所は「祖父母の家」と「友達の家」で、小学生と高校生では祖父母の家、中学生では友達の家が最も高くなっています。一方、図書館・公民館などの公共施設や地域の人が開いている居場所は全校種で低くなっています。

【問】あなたが「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所はどんな場所ですか。
※とくにあてはまるもの３つまで選んでください。



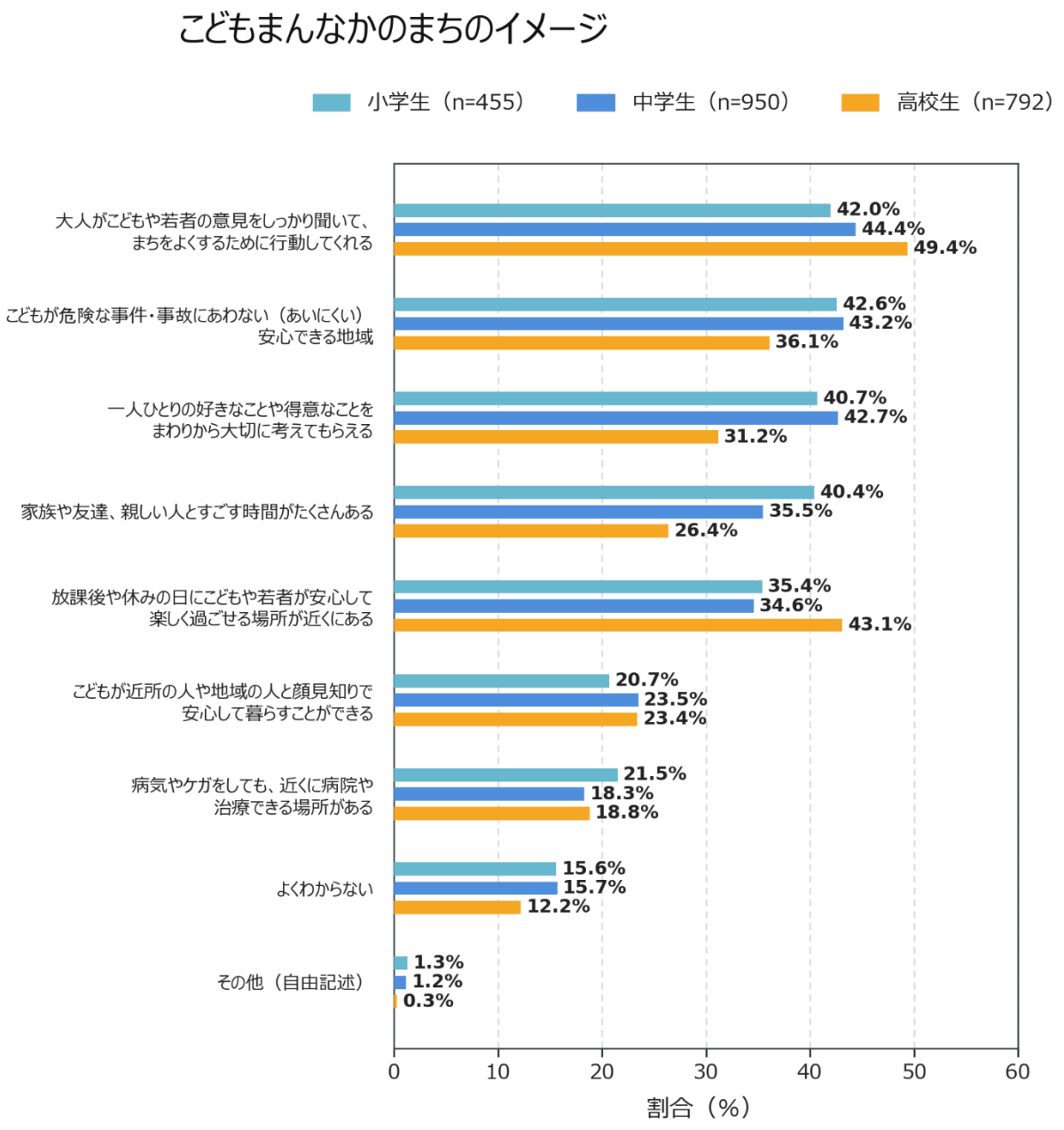
（自由記述）

- 体を動かして、ストレスを発散できる（小）
- 窮屈ではなく、のびのびできる（小）
- 普段あまり話さない人とも楽しく話したり、勉強したりできる（小）
- 自分の話を聞いてもらえる（中）
- 一人になれる（中）
- 一年中、時間を気にせず利用できる（高）
- 集中して勉強できる（高）
- 眠ったり、ぼーっとしたりできる（高）
- 自然の中で過ごしたり、釣りをしたりできる（小・中・高）

小・中学生では「好きなことを自由にできる」が最も高く、高校生では「一人で過ごしたり、何もせずのんびりできる」が最も高くなっています。自由さや落ち着き、利用しやすさが共通して重視されています。

⑧ こどもまんなかのまちのイメージ

【問】京丹後市では、こどもたちみんなが幸せに暮らせる「こどもまんなかのまち」を目指しています。あなたは「こどもまんなかのまち」と聞いてどんなことをイメージしますか。
※とくにあてはまるもの３つまで選んでください。



（自由記述）

- 大人が子どもの権利を奪わず、子どもの意見を尊重するまち（小）
- 大人も子どもも、お互いに分かり合えるまち（小）
- 新しいことを学んだり、挑戦したりできるまち（小）
- 子どもが自由に行動できるまち（中）
- 子どもが誰からも大切にされるまち（中）
- みんなが自信を持って未来へ進めるまち（中）
- 若い人が住みやすいまち（中）
- 子どもを優先して考えてくれるまち（高）
- 平和で、戦争や危険のないまち（小）

「子どもの意見を大人が聞き、行動してくれる」は校種が上がるにつれて高くなり、高校生では49.4%となっています。また、高校生では「近くに安全で楽しく過ごせる場所がある」も43.1%と高くなっています。

【問】京丹後市について、「もっとこうなったらいいな」「もっとこうしてほしい」と思うことがあれば教えてください。例：○○のようなイベントを増やしてほしい　など

（自由記述）

主なカテゴリ	件数	主な内容
イベント・体験・交流	小 91 件 中 97 件 高 62 件	祭り、イベント、ライブ、地域交流、特別な体験、留学やキャンプなど、楽しみや学びにつながる機会を求める声。
遊び場・居場所	小 39 件 中 80 件 高 25 件	遊び場、室内施設、公園、スポーツ施設、映画館など、友達と過ごしたり体を動かしたりできる場所を求める声。
商業・飲食・買い物	小 19 件 中 79 件 高 22 件	ショッピングモール、コンビニ、飲食店、カフェ、若者向けの店など、身近に行ける店を求める声。
交通・移動	小 4 件 中 15 件 高 29 件	バス・電車の利便性、駅、自転車で通れる道、歩道、街灯など、移動しやすさや安全に関する声。
学び・学校・進路	小 12 件 中 17 件 高 16 件	図書館、自習スペース、学校施設、体育館の空調、授業や部活動、進路に関する声。
安全・安心・環境	小 11 件 中 10 件 高 6 件	事故や事件の防止、ごみの減少、駅や公園の整備、暗い場所への街灯設置などの声。

＜小学生の主な声＞

- 祭りや季節ごとのイベントを増やしてほしい。
- 子どもから大人まで一緒に楽しめるイベントを開催してほしい。
- 公園や遊具、雨の日でも遊べる室内の遊び場を増やしてほしい。
- 遊園地、水族館、ゲームセンター、スポーツ施設などがほしい。
- お店や飲食店を増やしてほしい。
- 地域の人や他の学校の子どもと交流できる機会を増やしてほしい。
- 交通事故や事件がなく、安心して遊べるまちにしてほしい。
- ごみ拾いや海岸清掃など、まちをきれいにする取組を進めてほしい。
- 子どもの意見を聞き、実際の取組につなげてほしい。

＜中学生の主な声＞

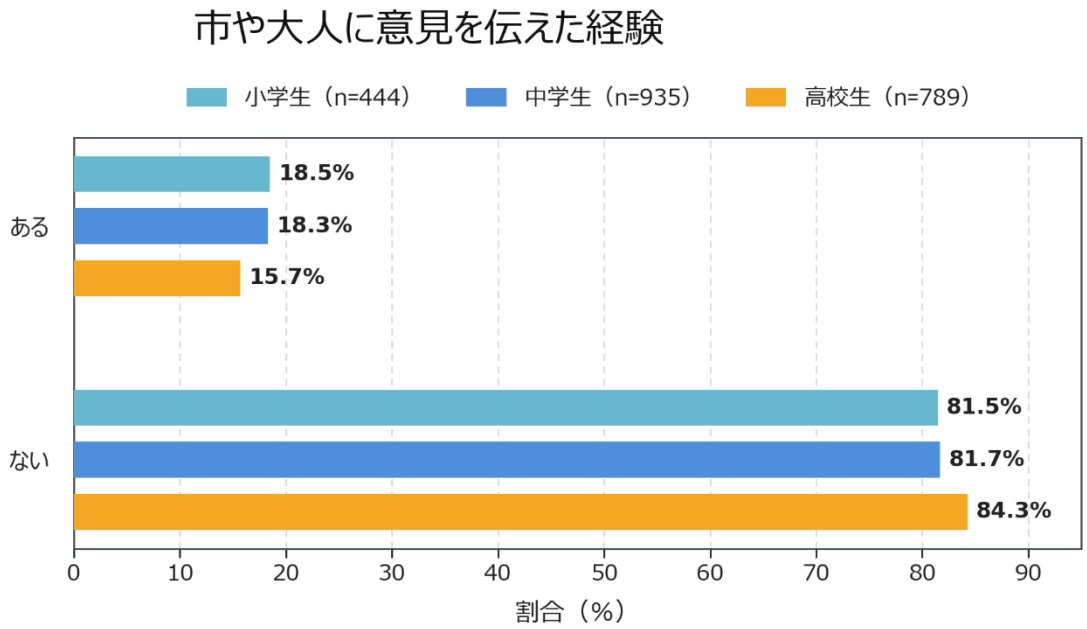
- 中高生が友人と遊んだり、集まったりできる場所を増やしてほしい。
- 雨の日でも利用できる室内の遊び場やアミューズメント施設がほしい。
- ショッピングモール、映画館、ゲームセンターなどがほしい。
- 飲食店、カフェ、コンビニ、衣料品店などを増やしてほしい。
- 中学生や高校生も参加できる祭りや体験イベントを増やしてほしい。
- 地域や他校の人と交流できるイベントを開催してほしい。
- バスや鉄道などの公共交通を利用しやすくしてほしい。
- 自習室や図書館など、勉強したり落ち着いて過ごしたりできる場所がほしい。
- 公園、スポーツ施設、バスケットゴールなどを整備してほしい。
- 子どもの相談に寄り添う窓口や、安心して過ごせる環境を整えてほしい。

＜高校生の主な声＞

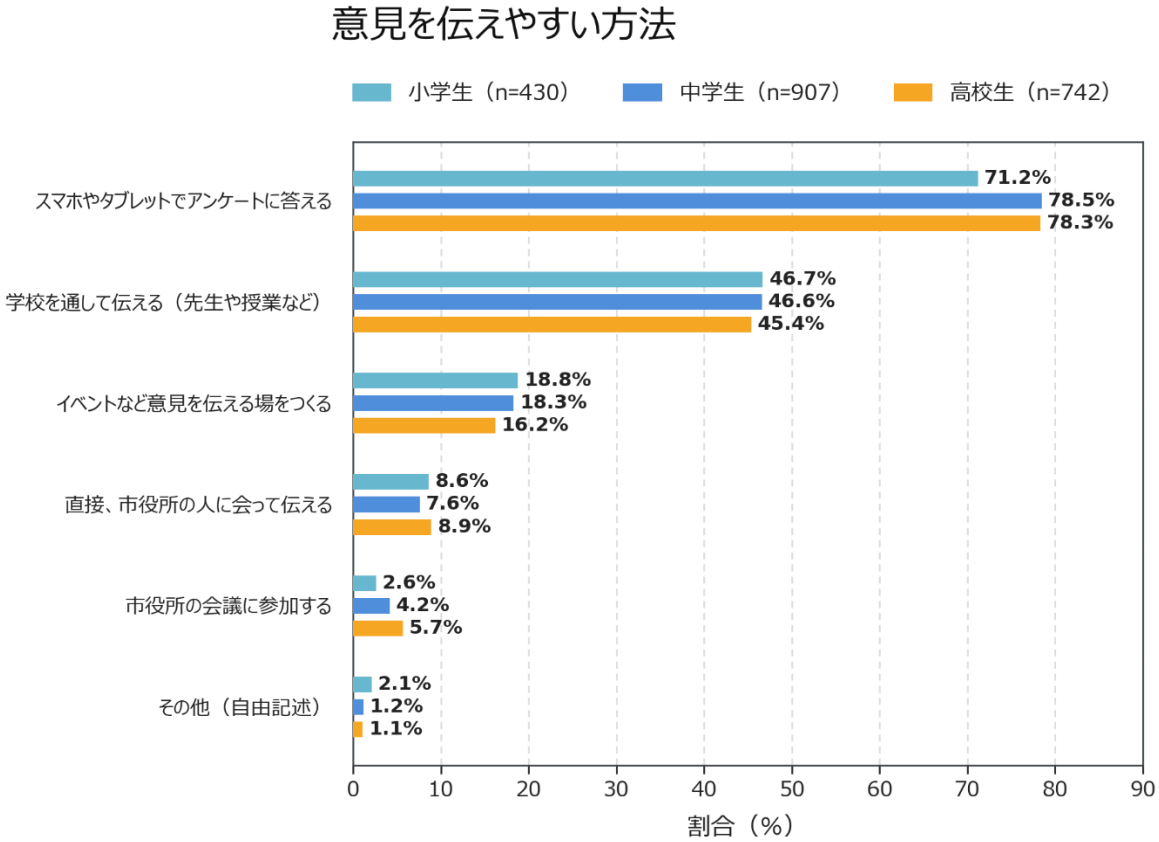
- 音楽フェス、祭り、マルシェなど、若者が楽しめるイベントを増やしてほしい。
- 高校生が遊んだり、友人と過ごしたりできる場所を増やしてほしい。
- 映画館、ショッピングモール、飲食店などを充実してほしい。
- バスや電車の本数を増やし、下校時にも利用しやすくしてほしい。
- 自習室、勉強できるカフェ、図書館などを増やしてほしい。
- 地域の人や世代の異なる人、外国人と交流できる機会を増やしてほしい。
- 街灯、歩道、道路を整備し、安全に移動できるようにしてほしい。
- 子育て支援、授業料の無償化、奨学金などを充実してほしい。
- アンケートで寄せた意見を施策に活用し、何が変わったか分かるようにしてほしい。

⑨ 市や大人に意見を伝えた経験

【問】あなたは京丹後市に対する自分の考えや意見を市役所の人や大人（先生、地域の人など）に伝えたことはありますか。



【問】あなたはどんな方法であれば京丹後市のことについて、市役所や大人に自分の意見を伝えやすいと思いますか。
※あてはまるものすべてを選んでください。



（自由記述）

- このアンケートのような方法なら伝えやすい（小）
- 匿名で回答できるアンケート（高）
- 意見を書いた紙を入れる箱を置く（中）
- 手紙を封筒で送る（高）
- 家族や友達を通して伝える（小・高）
- 先生や施設の大人を通して伝える（小）
- 意見発表会で伝える（中）
- 高校生の代表が集まり、市役所の人と意見を出し合う（高）
- 匿名で意見を送れる仕組みをつくる（高）

「意見を伝えたことがある」は全校種で２割未満となっており、市や大人へ意見を伝えた経験は限定的です。意見を伝えやすい方法としては、「スマートフォンやタブレットから回答できるアンケート」がすべての校種で ７ 割を超え、最も高くなっています。次いで「学校を通じて伝える」が約半数で、身近で利用しやすい方法が選ばれています。

（5） 出前講座の実施状況

出前講座は、アンケート調査では把握しにくい子どもの生活実感、地域に対する評価、課題の背景、具体的な改善提案を把握するとともに、子ども自身がまちづくりについて考え、 意見を表明する機会とすることを目的として実施しました。

番号	種別	学校名	学年	実施日	参加児童生徒数
1	小	しんざん小学校	6 年	令和 7 年 7 月 3 日	33 名
2	小	高龍小学校	6 年	9 月 8 日	30 名
3	小	丹後小学校	5 年	9 月 25 日	29 名
4	小	丹後小学校	6 年	9 月 25 日	70 名
5	小	大宮第一小学校	6 年	11 月 20 日	25 名
6	小	弥栄小学校	6 年	12 月 17 日	24 名
7	中	峰山中学校	3 年	10 月 7 日	86 名
8	中	丹後中学校	1 年	10 月 7 日	32 名
9	中	弥栄中学校	3 年	10 月 8 日	53 名
10	中	久美浜中学校	3 年	10 月 9 日	80 名
11	中	網野中学校	3 年	10 月 24 日	27 名
12	中	大宮中学校	3 年	11 月 5 日	81 名
13	高	峰山高等学校	−	10 月 17 日	15 名
		合計	小 211 名･中 359 名･高 15 名		585 名

（6） 出前講座結果の詳細

① 小学生の意見から見えること

小学生の出前講座では、子ども自身の気になることや困りごとを起点に、その解決策を提案するワークショップを実施しました。遊び場・公園・スポーツ施設、道路・歩道、買い物や身近な店舗、子どもが安全に過ごせる環境に関する意見が多くみられた一方で、単に「施設がほしい」という要望だけではなく、「使っていない場所を活用する」「地域で公園を管理する」「道路を整備する」「子どもが安心して育つように町全体で工夫する」といった、身近な資源の活用や地域で支える視点もみられました。

また、出前講座の感想では、「子育ては一人でするものではなく地域で支えるものだと感じた」といった声や、子どもの意見を取り入れようとしていることへの前向きな受け止め、京丹後市を過ごしやすい地域にするために自分たちも協力したいという思いが示されていました。

主なテーマ	小学生の声から見える内容
遊び場・公園・スポーツ	公園、室内で遊べる場所、市民体育館、スポーツ施設など、子どもが自由に体を動かし、友達と過ごせる場への要望が多い。
通学路・道路・安全	歩道を広くしてほしい、道路の幅が狭い、街灯が少ないなど、日常の移動や登下校時の安全に関する声がある。
買い物・身近な施設	本屋、文房具店、駄菓子屋、コンビニなど、子ども自身が利用しやすい身近な店舗や施設を求める声がある。
地域で支える子育て	子育てを地域で支えること、子どもの未来を大人が考えていることへの気づき、自分たちも協力したいという感想がみられる。

② 中学生の意見から見えること

中学生の出前講座では、市全体と校区それぞれについて「好きなところ」と「嫌なところ・課題」を整理し、さらに自分が市長ならどのような取組を行うかを考える形で意見を聴取しました。中学生の意見では、京丹後市の良さとして、自然・景観、食、地域の人のあたたかさ、あいさつや地域とのつながりが多く挙げられています。

一方で、市内の課題としては、買い物・娯楽の不足、交通・移動の不便さ、遊び・娯楽の不足、環境面の課題、少子化・高齢化・過疎などが挙げられました。課題として分類した 650 件のうち、「買い物・娯楽の不足」は 146 件（22.5%）、「交通・移動」は 112 件（17.2%）、「遊び・娯楽の不足」は 67 件（10.3%）でした。

観点	中学生の主な声
市全体の良いところ	自然が豊か、海や山が近い、食べ物がおいしい、地域の人がやさしい、あいさつが多い。
市全体の課題	店や映画館などの娯楽が少ない、電車・バスが不便、遊ぶ場所が少ない、虫・ごみ・獣害などの環境面の課題。
校区の良いところ	地域の人との距離が近い、自然がある、学校や病院など身近な施設がある、地域行事や祭りがある。
校区の課題	買い物・娯楽、交通、施設不足、環境、安全など、生活圏に即した課題が挙げられる。

中学生の提案では、遊び場や商業施設を増やすといった要望だけでなく、地域資源を活かす、空き家や使われていない施設を活用する、交通を便利にする、地域の魅力を発信するなど、地域の課題を自分なりに改善しようとする視点もみられました。

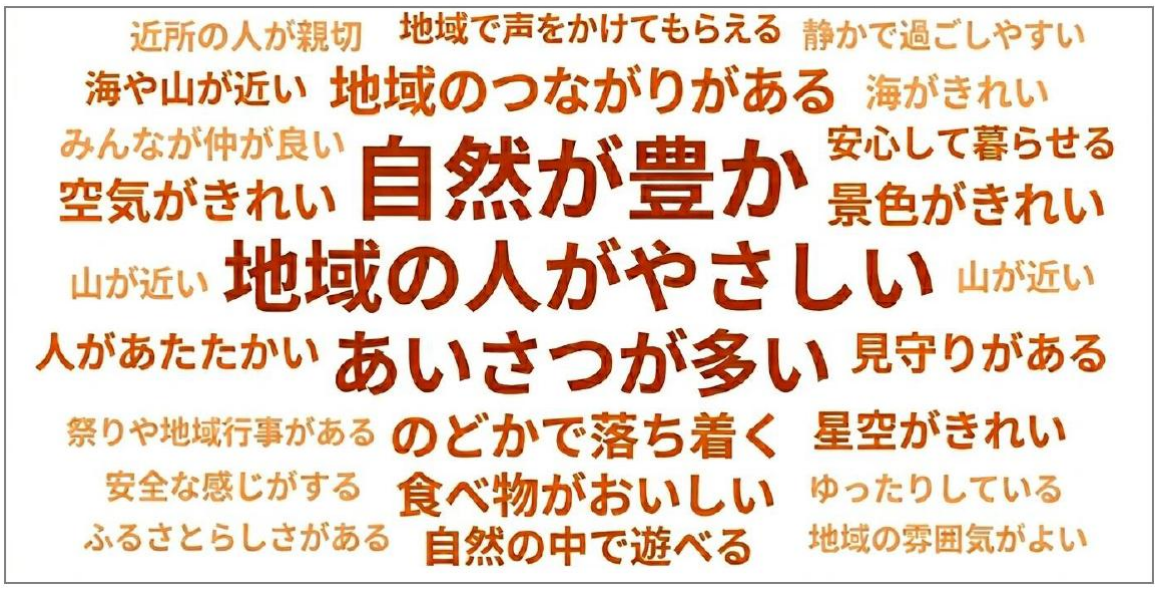
③ 高校生の意見から見えること

高校生の出前講座では、「今の子どもの生活や子育て環境の良いところ・いまいちなところ」「子育てしたい理想のまちのキャッチコピー」「理想のまちを実現するために市長なら何をするか」をテーマに意見を聴取しました。

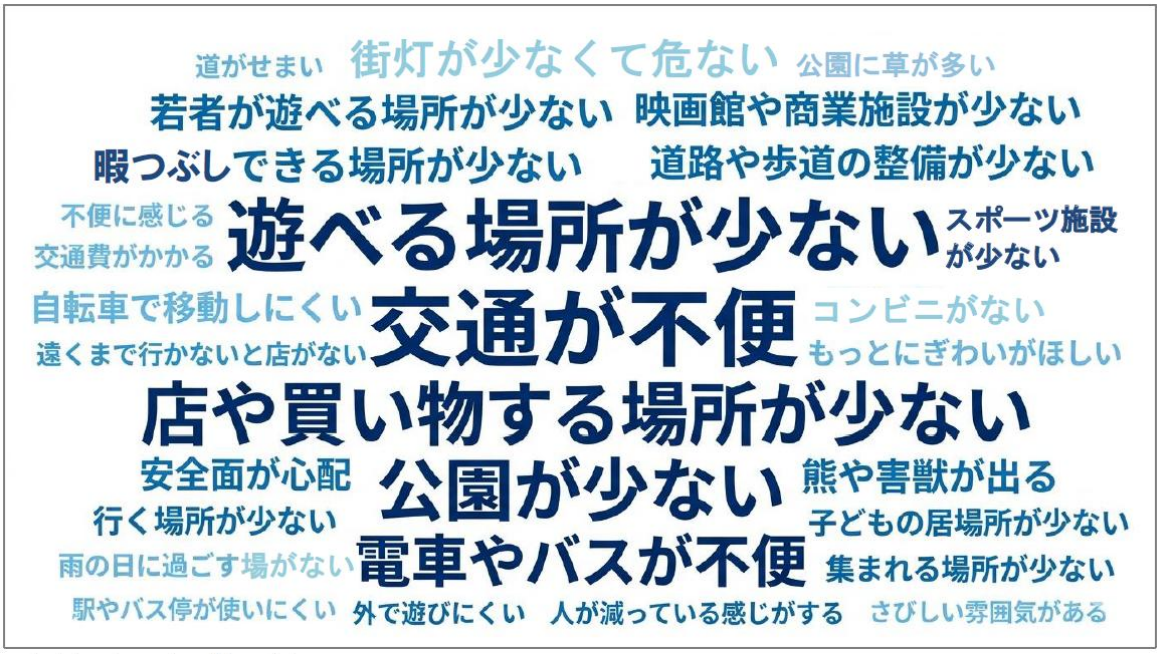
地域の人の優しさ、地域内の交流、子どもを温かく受け入れてくれる雰囲気、自然の豊かさなどが良いところとして挙げられた一方、遊べる場所や公園が少ない、交通網やバスが少ない、街灯が少なく暗い、防犯カメラが少ない、子どもの意見が届きにくい、いじめや虐待への対策が十分でないと感じる、といった声がありました。

観点	高校生の主な声
良いところ	地域の人が優しい、地域の人との距離が近い、交流が多い、自然が豊か、子どもを温かく受け入れる場がある。
いまいちなところ	遊ぶ場所が少ない、公園や遊具が限られる、交通網・バスが少ない、街灯が少なく危ない、意見が届かない。
理想のまち	相談しやすい、安心安全、参加・参画、のびのびと自分の思うように過ごせる、仕事と子育てを両立できる。
市長なら行うこと	交通網を増やす、広くてきれいな公園をつくる、子どもバザール、こどもサミット、子どもの意見を聴く場、空き家を活用した交流施設。

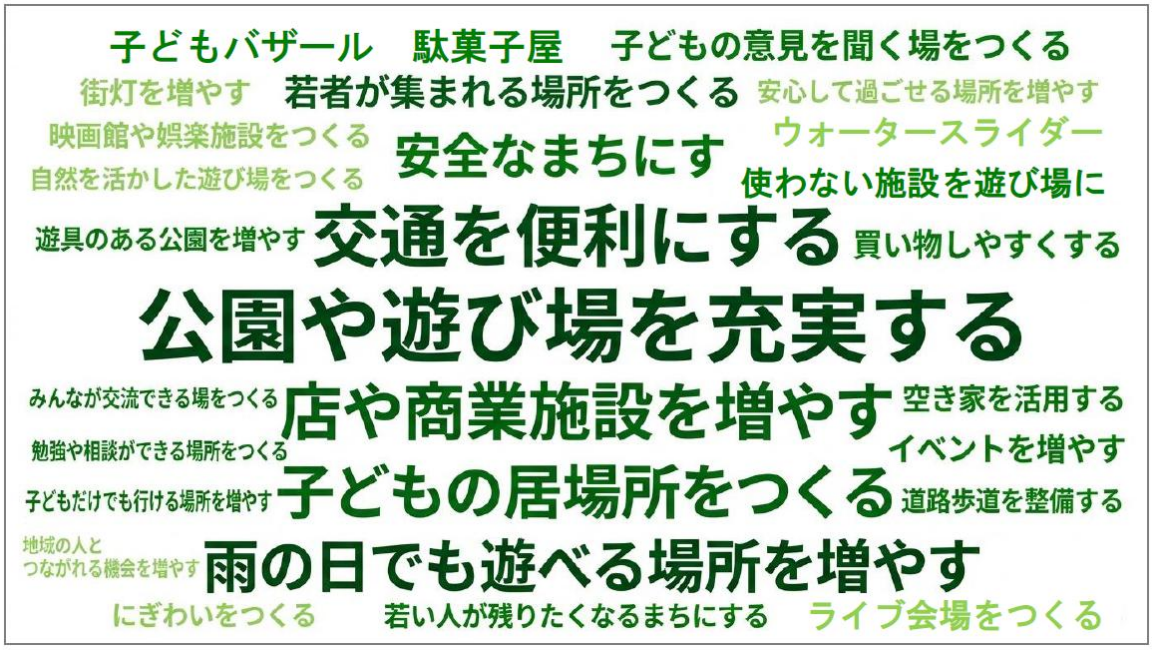
④ 出前講座で寄せられた京丹後市の良いところ



⑤ 出前講座で寄せられた京丹後市の悪いところ



⑥ 出前講座で寄せられたまちを良くするための提案



⑦ 出前講座のまとめ

テーマ	出前講座から見えたこと	計画への反映の視点
遊び場・居場所	小学生から高校生まで共通して、遊べる場所、公園、室内施設、自由に過ごせる場所へのニーズがみられた。年齢が上がるほど、単なる遊び場だけでなく、一人で過ごせる場所、友人と集まれる場所、自主的に使える場所への期待が強まる。	年齢や過ごし方の違いに応じ、屋外の遊び場、屋内の居場所、中高生が使いやすい自律的な空間を組み合わせて検討する。
交通・移動	電車・バスの本数、交通網、通学・買い物・遊びに行く際の不便さが繰り返し挙げられた。移動のしにくさは、遊び場や体験機会の不足感とも結びついている。	居場所や体験活動を整備するだけでなく、そこへ行きやすい移動手段、地域間のアクセス、情報提供を一体的に考える。
安全・安心	街灯、歩道、防犯、獣害、いじめ・虐待への対策など、日常の安全と心理的な安心の両面に関する声がみられた。	通学路や公園等の安全対策に加え、困ったときに相談できる環境、学校や地域で安心して過ごせる関係づくりを重視する。
意見表明・参画	小学生は自分たちも協力したいという感想を持ち、高校生はこどもサミットや子どもの意見を聴く場など、制度的な参加の仕組みを提案した。	子ども・若者への意見聴取を継続化し、聴いた意見をどう扱ったかをフィードバックする仕組みをつくる。
地域資源・愛着	自然、食、海や山、地域の人のあたたかさ、あいさつ、祭りなどが京丹後市の良さとして多く挙げられた。	地域の良さを学び、体験し、発信する取組を通じて、将来の地域への関心や定住意識につなげる。
将来・子育て環境	高校生は、仕事と子育ての両立、相談しやすさ、住・食・衣に困らないまちなど、将来自分が子育てする視点からも意見を出している。	若者が将来の暮らしや子育てを前向きに考えられるよう、子育て支援、若者支援、地域参画をつなげて考える。

2 配慮や支援を必要とする子どもの保護者アンケート結果報告

（1） 目的

京丹後市こども計画の策定にあたり、発達上の心配や特性、障害、医療的ケアの必要性、慢性的な疾病等により、日常生活において配慮や支援を必要とする子ども及びその家庭の生活実態、支援の利用状況、困りごと、保育・教育・地域参加における課題等を把握するため、保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

（2） 調査の概要

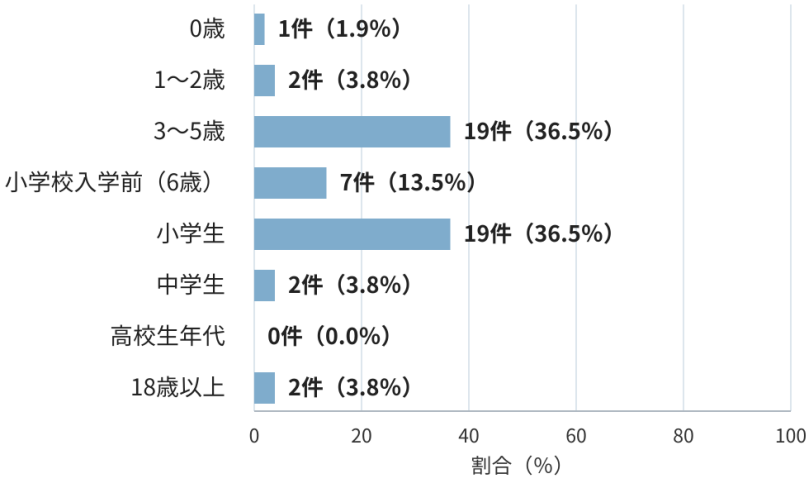
項目	内容
調査対象	京丹後市内に在住する、発達上の心配や特性、障害、医療的ケアの必要性、慢性的な疾病等により、日常生活において配慮や支援を必要とする子どもの保護者 ※障害者手帳や診断、障害児通所支援の利用の有無により限定せず、発達、ことば、集団生活、学習などにおいて、保護者が継続的な配慮や支援が必要と感じる場合も対象に含める。
調査方法	Web アンケート
周知方法	市ホームページ、LINE、子育てアプリ「はぐたん」、関係団体への周知依頼、にじいろノート所持者への郵送等により周知
調査期間	令和8年5月 19 日(火)から令和8年6月7日(日)まで
有効回答数	52 件

（3）アンケート結果の詳細

① お子さんの年齢･学年等

【問】お子さんの年齢・学年等を教えてください。

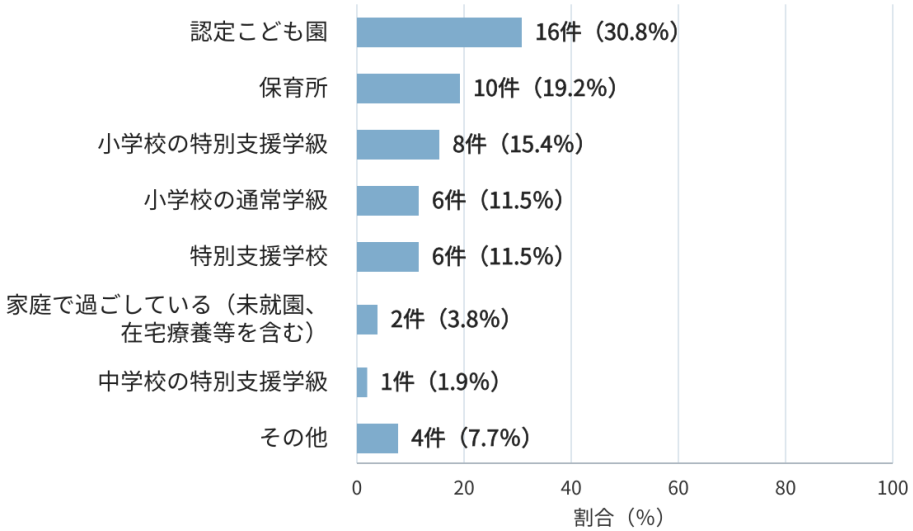
問1　お子さんの年齢・学年等（n=52）



② お子さんの現在の主な所属

【問】お子さんが現在、主に通っている場所や過ごしている場所を教えてください。
（複数回答可）

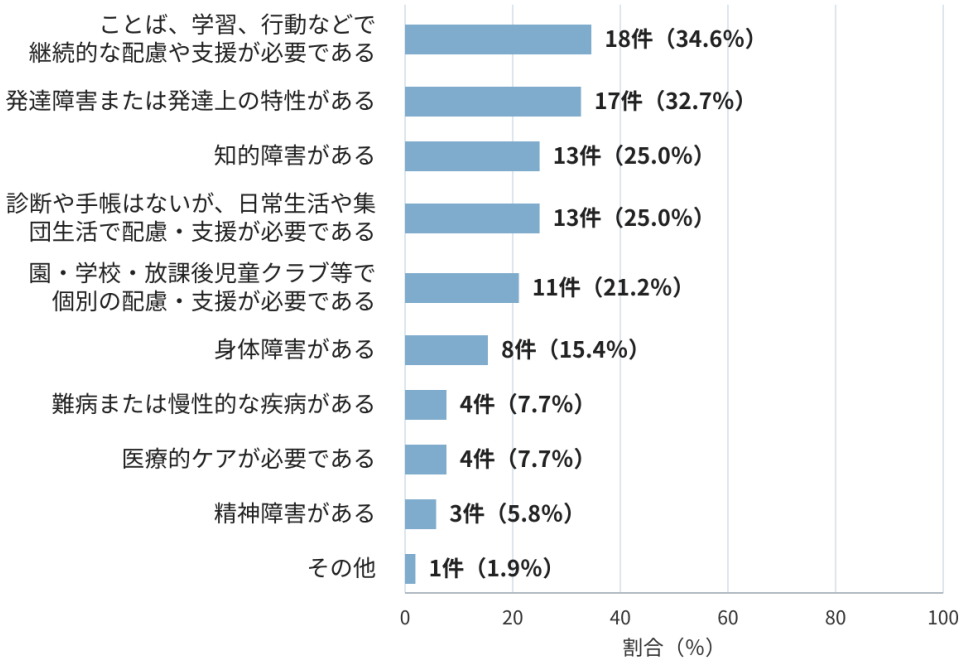
問2　お子さんの現在の主な所属（n=52）



③ お子さんの状況

【問】お子さんにあてはまるものを選んでください。
（複数回答可）

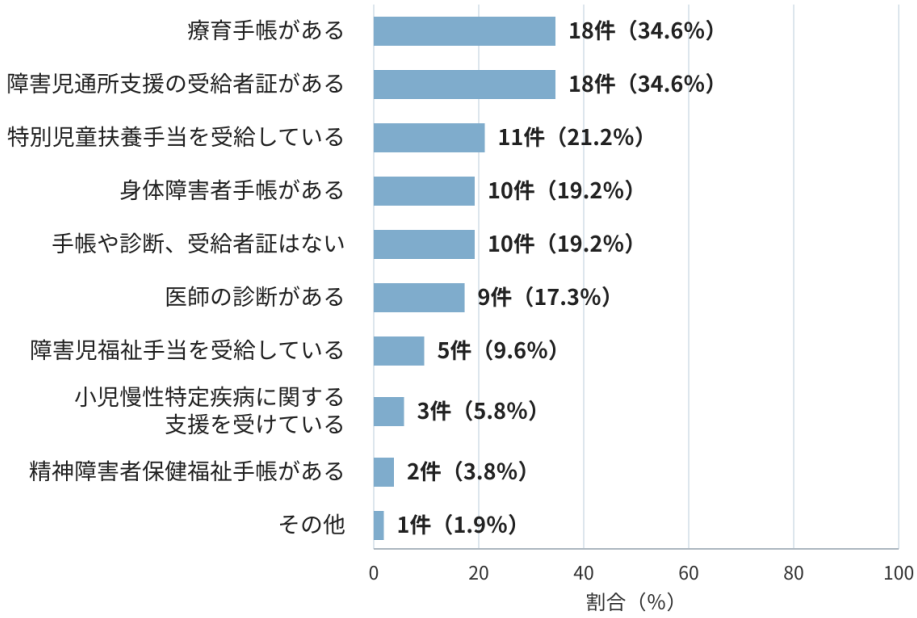
問3　お子さんの状況（n=52）



④ 手帳･診断･受給者証･手当等の状況

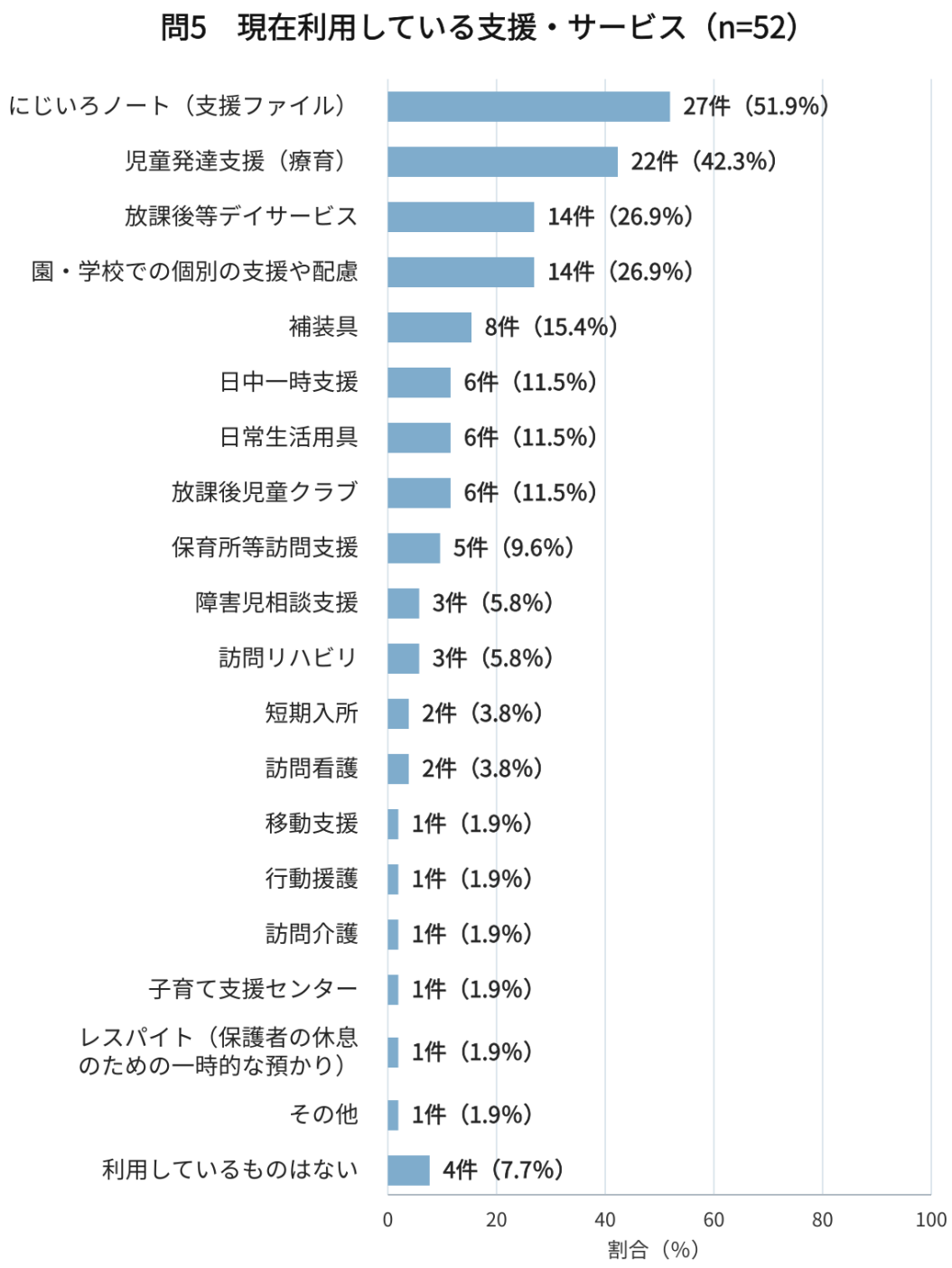
【問】お子さんの手帳、診断、受給者証等の状況について教えてください。
（複数回答可）

問4　手帳・診断・受給者証・手当等の状況（n=52）



⑤ 現在利用している支援･サービス

【問】現在、お子さんやご家庭が利用している支援・サービスを教えてください。
（複数回答可）

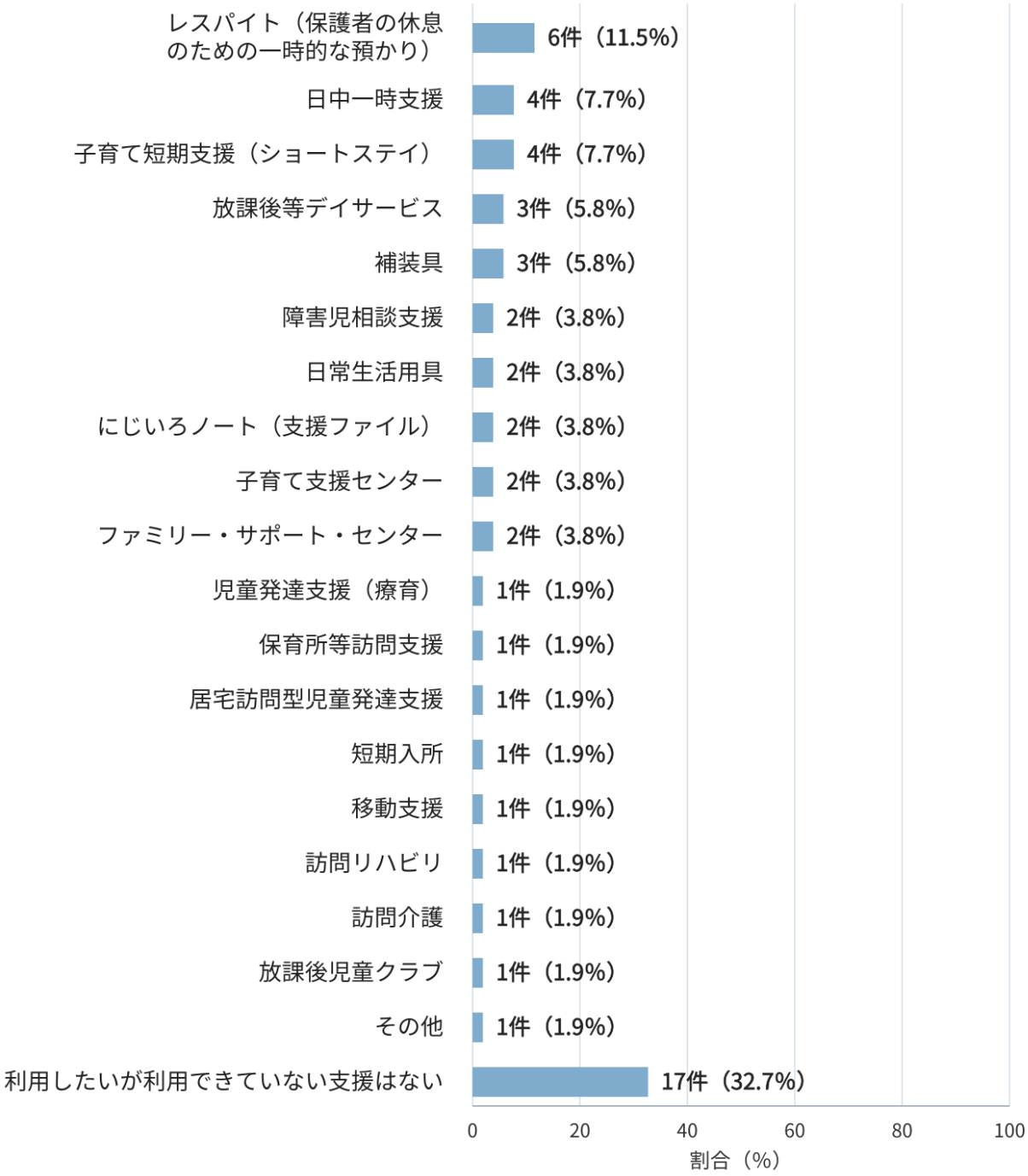


「にじいろノート」が 51.9%で最も高く、児童発達支援が 42.3%、放課後等デイサービスと園･学校での個別支援が各 26.9%です。支援ファイル、通所支援、園･学校での配慮が主な支援となっています。

⑥ 利用したいが利用できていない支援

【問】利用したいと思っているが、利用できていない支援やサービスはありますか。
（複数回答可）

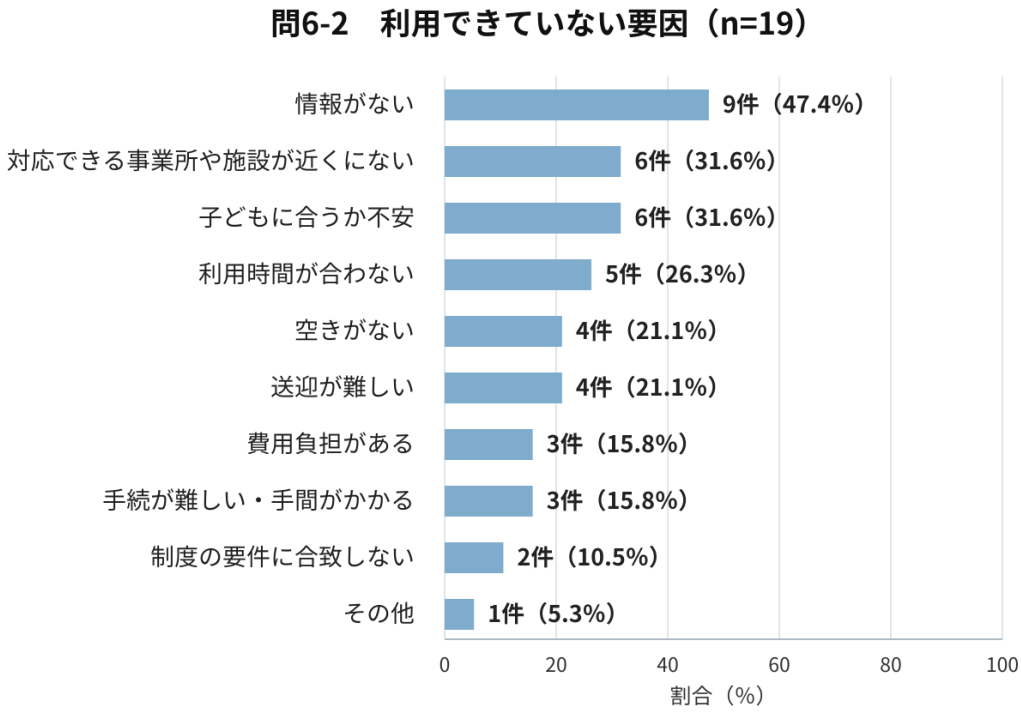
問6-1　利用したいが利用できていない支援（n=52）



「利用したいが利用できていない支援はない」が 32.7%である一方、19 人が何らかの未利用支援を挙げています。特にレスパイトが 11.5%、日中一時支援とショートステイが各 7.7%となっています。

⑦ 利用できていない要因

【問】利用できていない理由は何ですか。
（複数回答可）

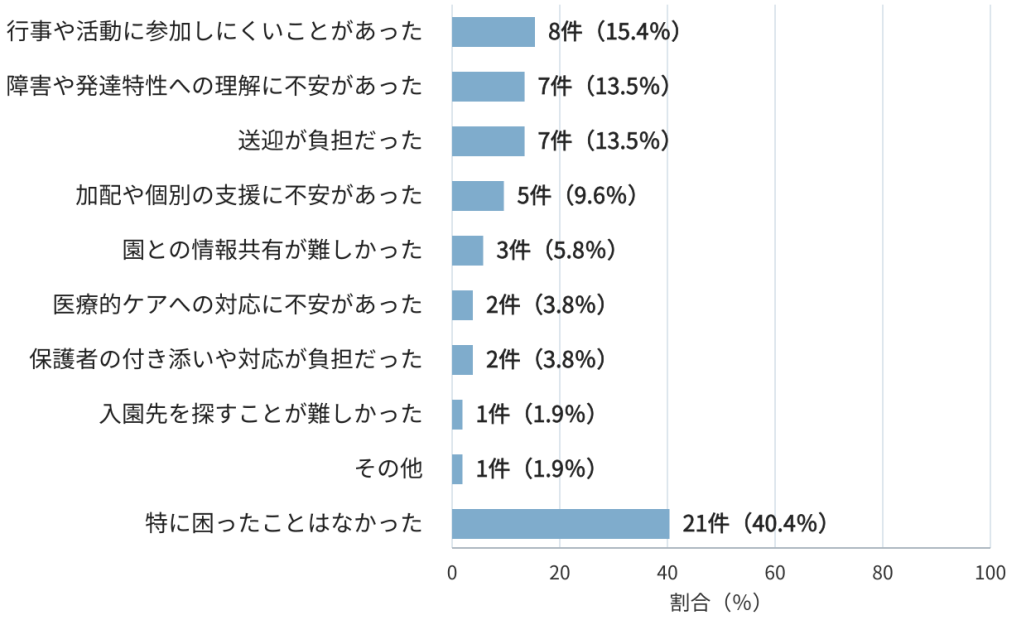


未利用支援がある 19 人では、「情報がない」が 47.4%で最も高くなっています。「対応できる事業所等が近くにない」「子どもに合うか不安」が各 31.6%で、情報、距離、適合性など複数の要因がみられます。

⑧ 保育所・認定こども園等での支援

【問】（保育所・認定こども園を利用している、過去に利用したことがある方、又は利用を検討したことがある方にお聞きします）
保育所、認定こども園の利用にあたり、困ったことや必要だと感じる配慮はありましたか。
（複数回答可）

問7　保育所・認定こども園等での支援（n=52）

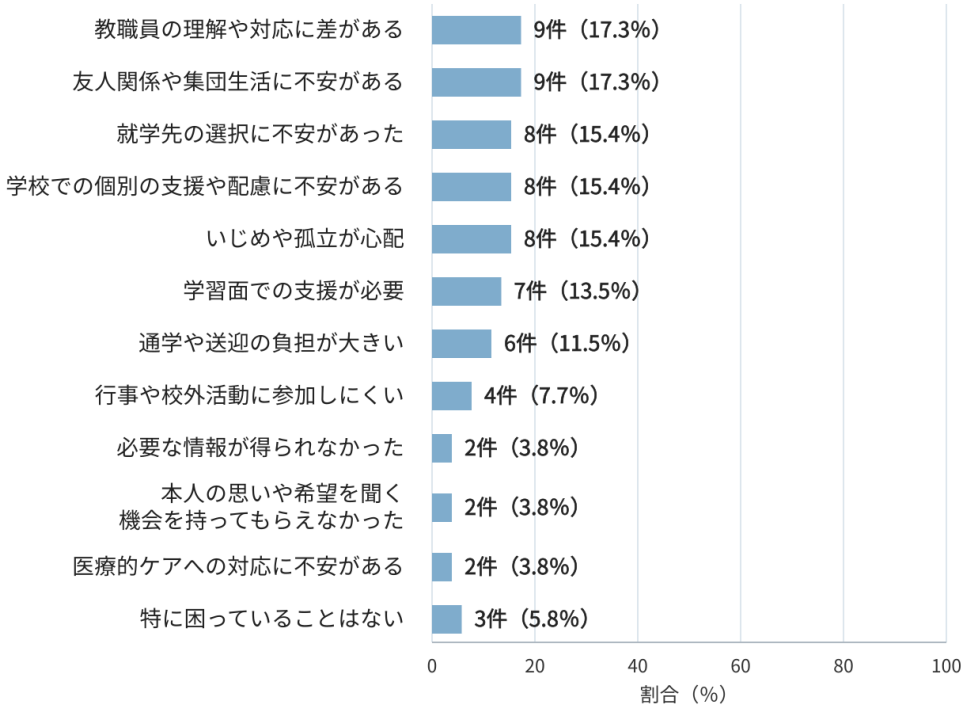


「特に困ったことはなかった」が 40.4%で最も高くなっています。一方、行事や活動への参加のしにくさが 15.4%、障害や発達特性への理解と送迎の負担が各 13.5%で、参加や受入れに関する課題もみられます。

⑨ 学校生活・就学相談での支援

【問】（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に現在通っている方、過去に通っていた方、又は就学相談を経験したことがある方にお聞きします。）
就学相談、学校生活、通級、特別支援学級、通常学級、特別支援学校等について、困ったことや必要だと感じる配慮はありましたか。
（複数回答可）

問8　学校生活・就学相談での支援（n=52）

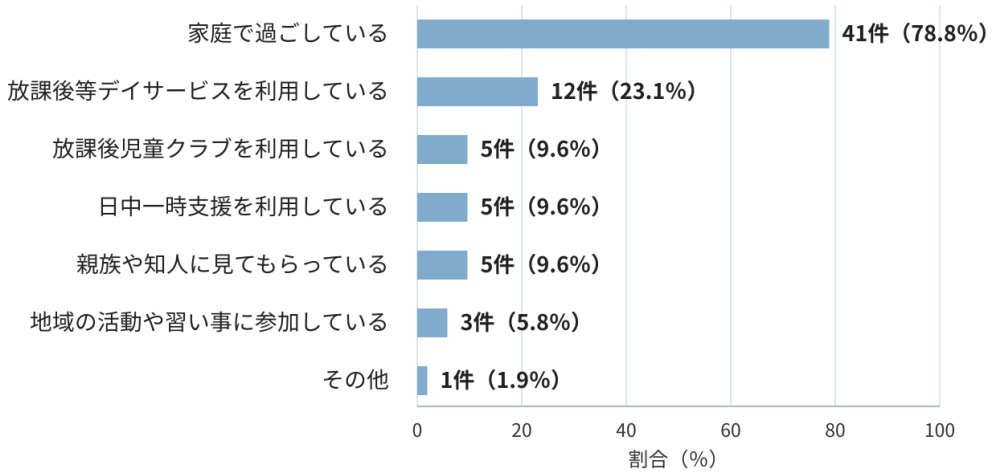


教職員の理解や対応の差と、友人関係・集団生活への不安が各 17.3%で最も高くなっています。就学先の選択、個別の支援や配慮、いじめ・孤立への心配も各 15.4%で、課題が複数の分野に及んでいます。

⑩　放課後・休日・長期休暇の過ごし方

【問】放課後、休日、長期休暇中に、お子さんは主にどこで過ごしていますか。（複数回答可）

問9-1　放課後・休日・長期休暇の過ごし方（n=52）

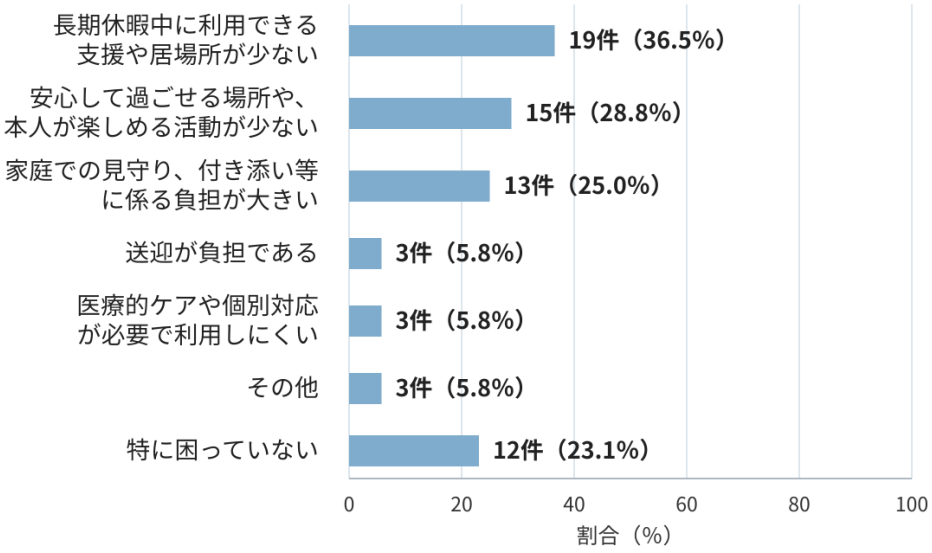


「家庭で過ごしている」が 78.8%と突出して高く、放課後等デイサービスの利用は 23.1%です。放課後児童クラブ、日中一時支援、親族・知人による見守りはいずれも 9.6%で、家庭を中心に過ごす状況がみられます。

⑪ 放課後・休日・長期休暇の過ごし方で困っていること

【問】放課後、休日、長期休暇中の過ごし方について、困っていることはありますか。
（複数回答可）

問9-2　放課後・休日・長期休暇の過ごし方で困っていること（n=52）

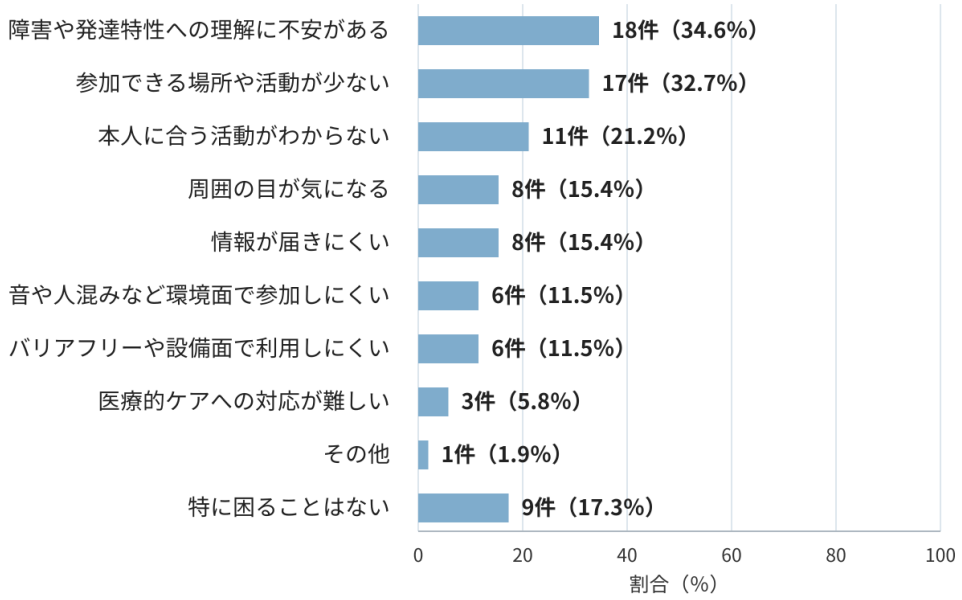


「長期休暇中に利用できる支援や居場所が少ない」が 36.5%で最も高く、安心して過ごせる場所や本人が楽しめる活動の少なさが 28.8%、家庭での見守りや付き添いの負担が 25.0%で続いています。

⑫ 遊び・体験・地域活動への参加

【問】お子さんが、遊び場、地域行事、スポーツ、文化活動、体験活動などに参加するうえで、困ることはありますか。
（複数回答可）

問10　遊び・体験・地域活動への参加（n=52）

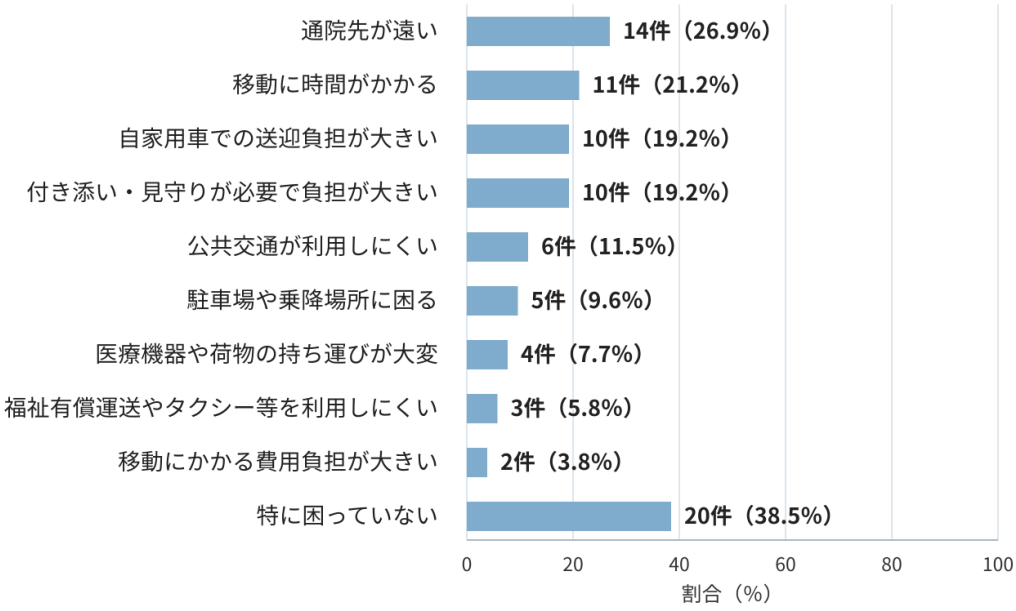


障害や発達特性への理解に対する不安が 34.6%、参加できる場所や活動の少なさが 32.7%となっています。本人に合う活動が分からないとの回答も 21.2%あり、受入れ環境、活動機会、情報の各面に課題がみられます。

⑬ 外出･移動･通院等の負担

【問】通院、通所、通学、買い物、遊び、地域活動などの外出や移動について、困っていることはありますか。
（複数回答可）

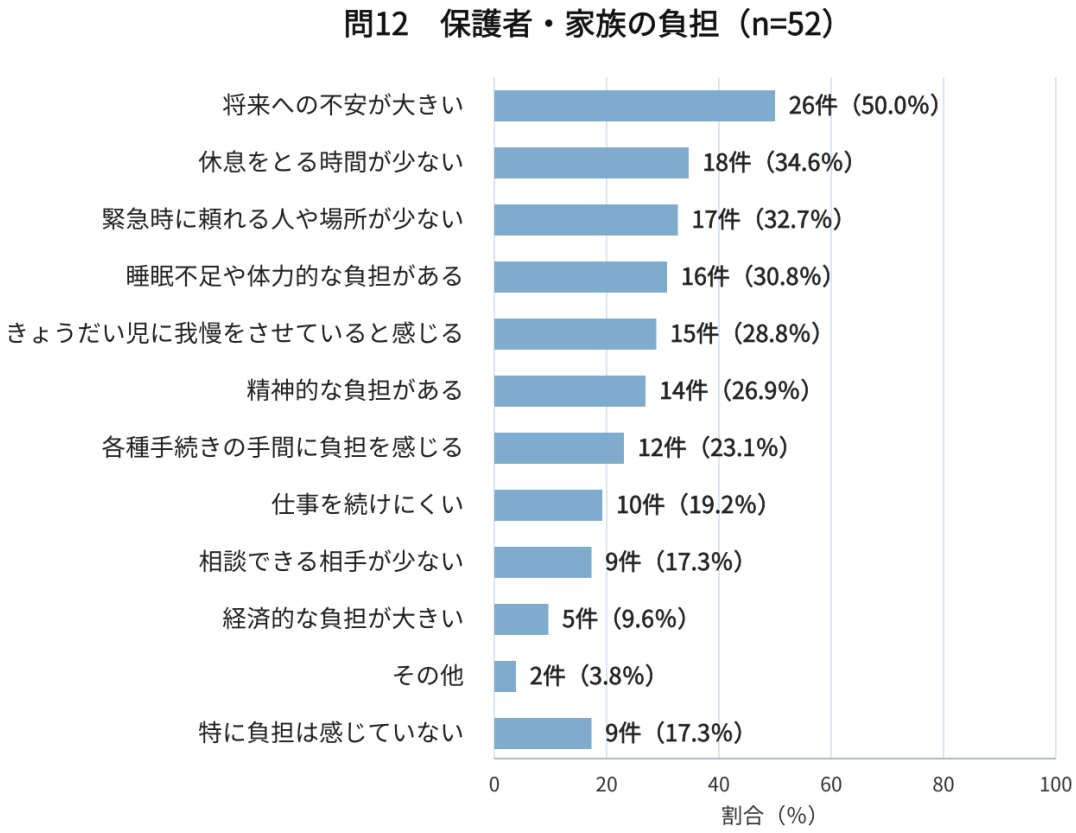
問11　外出・移動・通院等の負担（n=52）



「特に困っていない」が 38.5%である一方、通院先が遠いとの回答が 26.9%、移動時間の長さが 21.2%です。自家用車での送迎と付き添い・見守りの負担も各 19.2%で、通院を中心とした負担がみられます。

⑭ 保護者・家族の負担

【問】お子さんの支援やケアに関して、保護者やご家族が負担に感じていることはありますか。
（複数回答可）

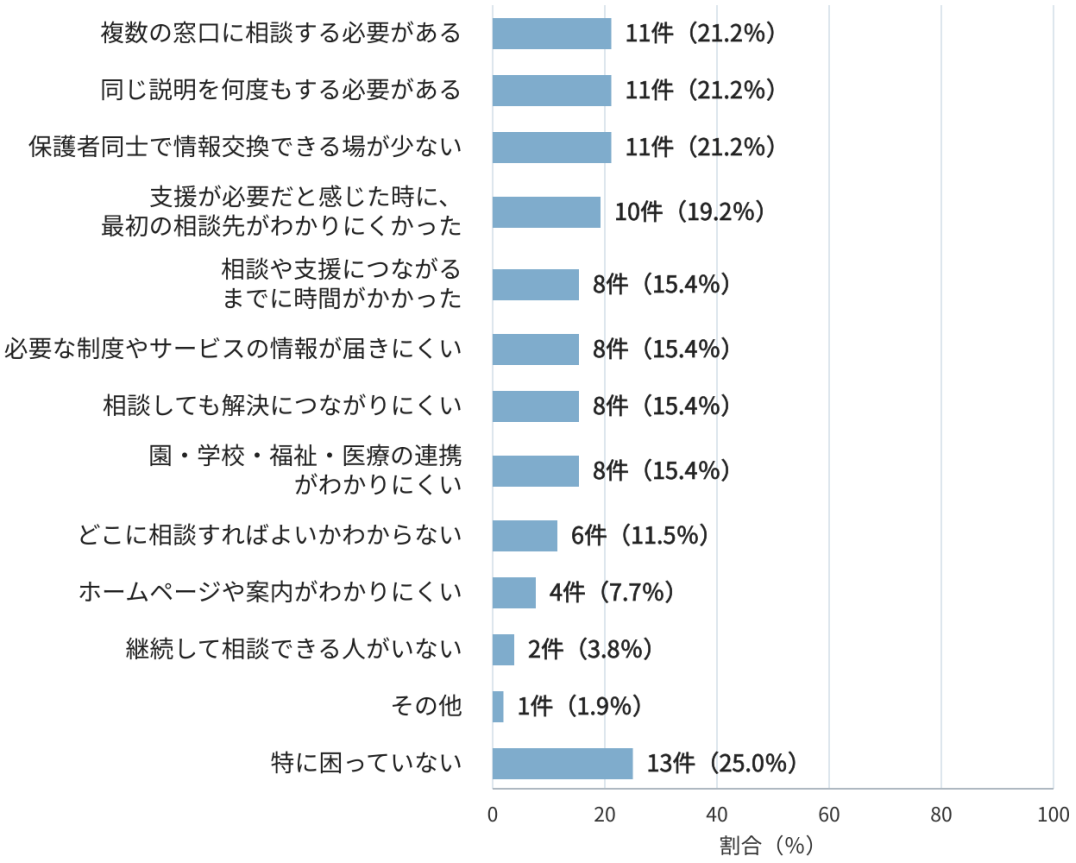


「将来への不安が大きい」が 50.0%で最も高く、休息時間の少なさが 34.6%、緊急時に頼れる人や場所の少なさが 32.7%で続きます。睡眠・体力面やきょうだい児への影響など、負担は多方面に及んでいます。

⑮ 情報提供･相談体制

【問】必要な情報や相談先について、困っていることはありますか。
あてはまるものを選んでください。
（複数回答可）

問13　情報提供・相談体制（n=52）

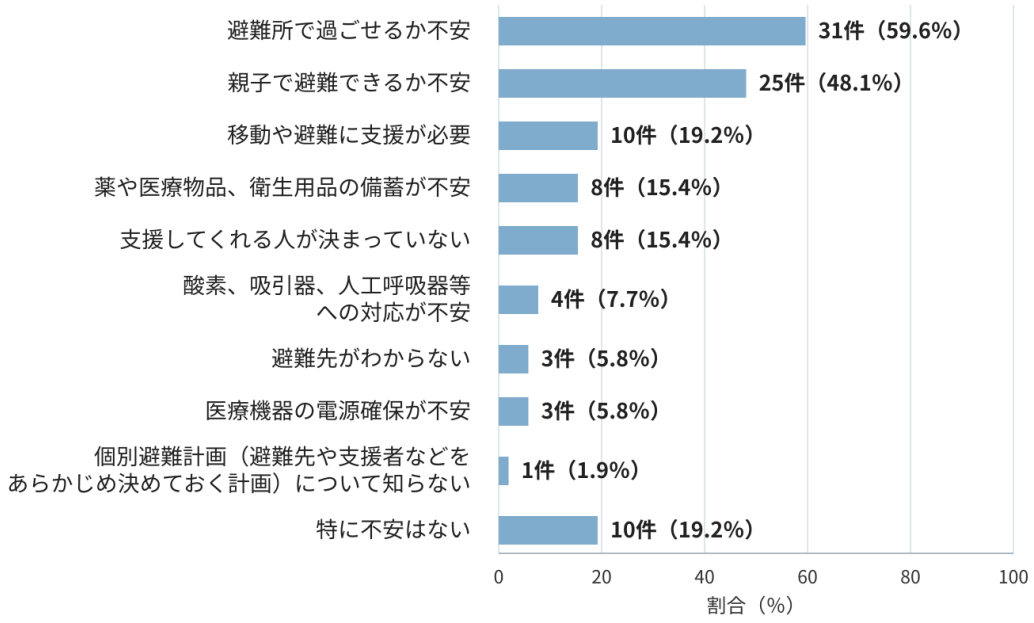


「特に困っていない」が25.0%である一方、複数窓口への相談、同じ説明の繰り返し、保護者同士で情報交換できる場の少なさが各 21.2%です。相談先の分かりやすさだけでなく、連携や情報共有も課題となっています。

⑯ 災害時の不安

【問】災害時の避難や備えについて、不安に感じていることはありますか。
（複数回答可）

問14　災害時の不安や備え（n=52）

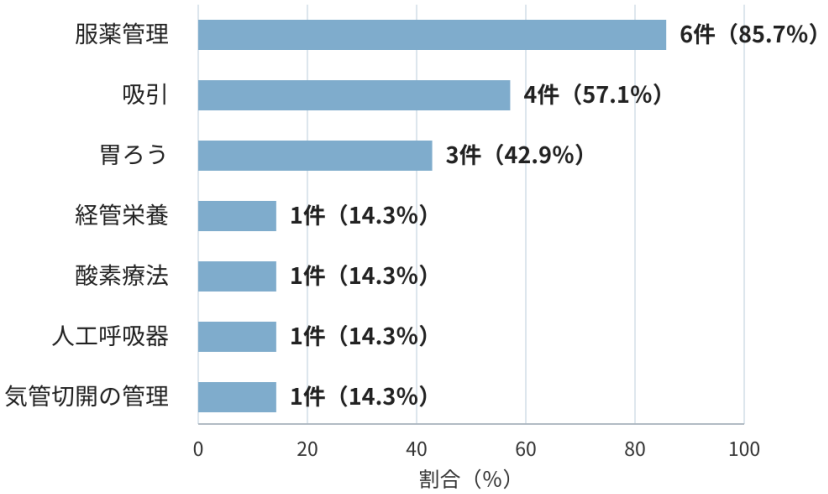


「避難所で過ごせるか不安」が 59.6%、「親子で避難できるか不安」が 48.1%と高くなっています。移動や避難への支援、薬・医療物品等の備蓄、支援者が決まっていないことへの不安も一定数みられます。

⑰ 医療的ケアの内容

【問】お子さんに必要な医療的ケアの内容を教えてください。
（複数回答可）

問15-1　医療的ケアの内容（n=7）

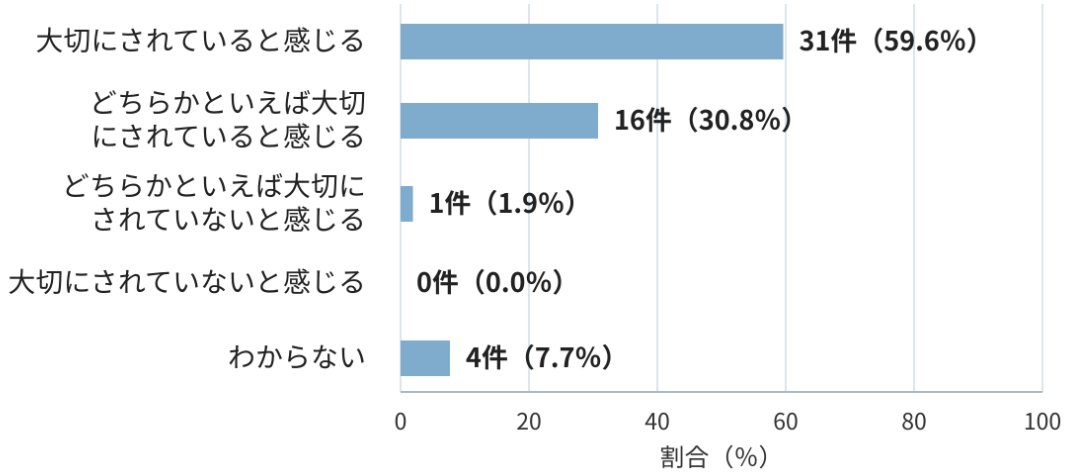


当該設問に回答のあった 7 人では、服薬管理が 85.7%、吸引が 57.1%、胃ろうが 42.9%となっています。経管栄養、酸素療法、人工呼吸器、気管切開の管理も挙げられ、複数の医療的ケアを必要とする状況がみられます。

⑱ お子さん本人の思いや希望

【問】お子さんの「やってみたい」「行ってみたい」「こうしてほしい」などの思いや希望は、家庭、園、学校、支援機関などで大切にされていると感じますか。

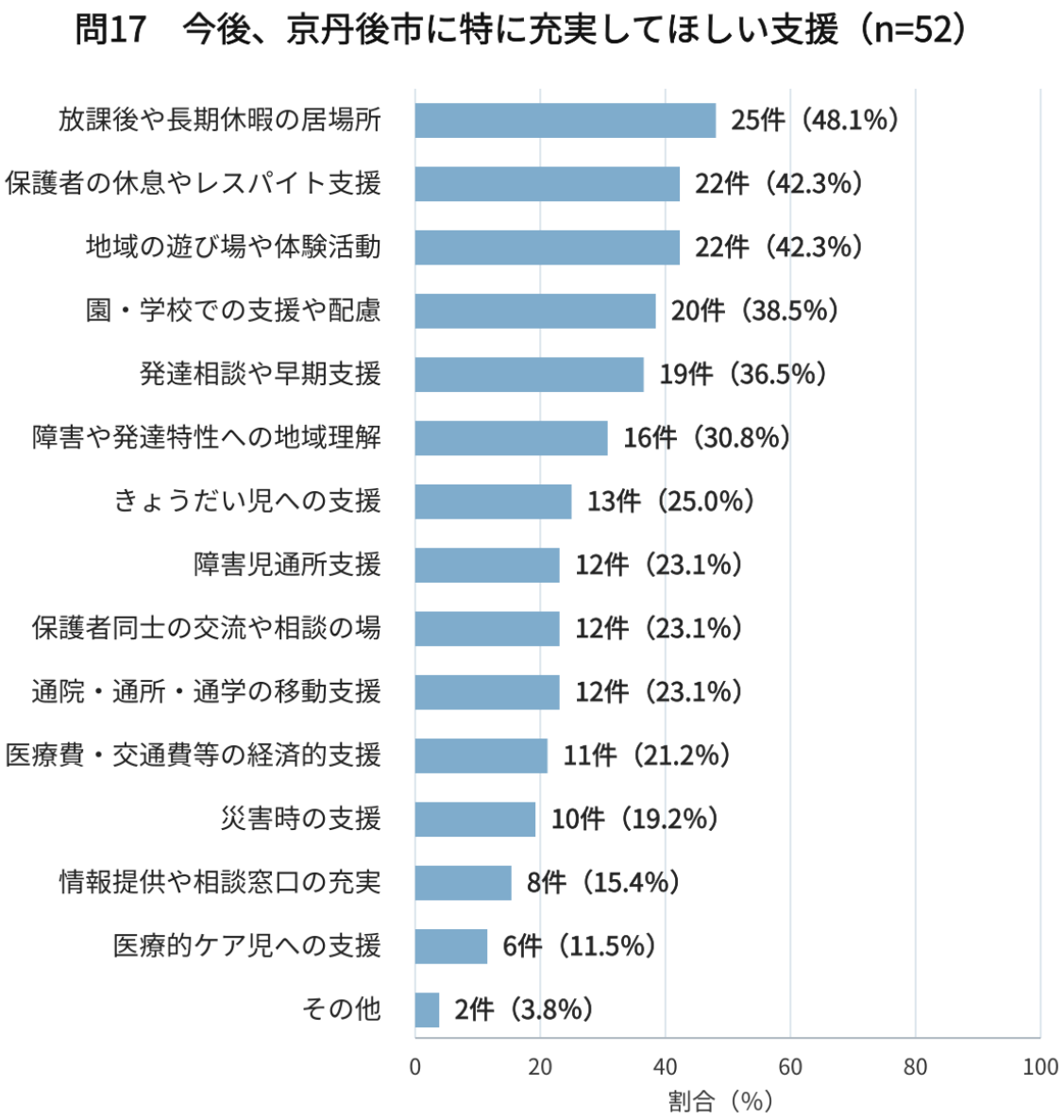
問16　お子さん本人の思いや希望（n=52）



保護者から見て「大切にされている」が 59.6%、「どちらかといえば大切にされている」が 30.8%で、肯定的な回答は合わせて 90.4%となっています。

⑲ 今後、京丹後市に特に充実してほしい支援

【問】今後、京丹後市に特に充実してほしい支援を選んでください。
（３つまで選択）



放課後や長期休暇の居場所が 48.1%で最も高く、レスパイト支援と地域の遊び場・体験活動が各 42.3%で続きます。園・学校での支援、早期相談、地域理解も上位にあり、子どもと家族の双方への支援が求められています。

⑳ 自由記述からみる主な意見

問 18「市に伝えたいこと」には 14 件の記述があり、各設問の「その他」欄にも、日々の生活や支援利用に関する具体的な意見が寄せられました。

（自由記述）

◇ 園・学校での支援、就学・進路

- 園では加配の先生に支援していただき、親子ともに安心して通園できている。丁寧な支援に感謝している。
- 通常学級と特別支援学級で受けられる支援の違いや、その後の将来の見通しが分からず不安がある。通常学級でも、少人数などの手厚い支援を受けられるようにしてほしい。
- 就学先を決めるまでの流れや、継続して相談できる場所がほしい。特別支援学校を選んだ場合、これまでの友人や地域とのつながりが薄くならないか心配している。
- 歩くことが難しい子どもを抱いて階段を使う送迎は、足元が見えず怖いことがある。日々の送迎時の安全にも配慮してほしい。
- 知的能力が高い子どもや、発達特性を併せ持つ子どもにも困りごとがある。多様な子どもがいることを理解し、具体的な対応を家族と一緒に考えてほしい。

◇ 相談・情報提供・制度の利用

- それぞれの制度や支援機関がどのような役割を持つのか分からず、何を利用できるのか判断しにくい。
- 途中から障害が生じた場合、利用できる制度やサービスを十分に教えてもらえず、支援の対象となる基準も分かりにくかった。
- 将来の生活や、保護者が支えられなくなった後の暮らしについて、どこで情報を得て相談すればよいのか分からない。
- 家族だけで考え、支え続けることには限界がある。相談を受けるだけでなく、具体的な解決や次の支援につなげてほしい。
- 制度の相談や手続の際、十分な説明が得られなかったり、言葉や対応に傷ついたりしたことがある。当事者の思いを受け止め、丁寧に対応してほしい。
- アンケートを行うだけで終わらず、寄せられた声を受けて何を改善したのか、市がどのように前進したのかを説明してほしい。

◇ 通学・移動・外出の支援

- 通学支援を利用できたことで、子どもの学びが支えられ、家庭の負担も大きく軽減された。寄り添った支援に感謝している。
- 身体状況により既存の通学支援制度の対象にならない場合でも、実際には一人で通学することが難しい子どもがいる。実情に応じた移動支援を検討してほしい。
- 食事や身支度に時間がかかる子どもを通学時間に間に合わせるため、朝の生活に無理が生じ、健康面にも不安がある。
- 子どもの成長とともに抱きかかえての移動が難しくなる。今後も自宅から学校へ通い続けられるのか、不安を感じている。

- 家族一人では安全に外出させることが難しい場面がある。休日の外出や体験活動に同行してくれる人を、有料でも頼める仕組みがあると助かる。

◇ 放課後・休日・長期休暇、預かり・レスパイト

- 長期休暇や土・日曜日、祝日に、朝から夕方まで利用できる預かり先が少なく、仕事を休んで送り出しや迎えをしなければならない。
- 休日保育が利用できなくなると、祝日に子どもを見てもらえる場所がなくなり、これまでどおり働き続けられないのではないかと不安がある。
- 休息や仕事、緊急時にショートステイを利用したくても、近くに受入先がない。保護者が倒れることもできないと感じるほど不安が大きい。
- 本人への支援は充実していても、保護者が休める環境や、きょうだい児への支援が少ない。家族それぞれの負担を軽くする支援も充実してほしい。
- 安全な屋内で遊べ、必要なときには 2～3 時間ほど預かってもらえる仕組みがあると、子どもにも保護者にも大きな助けになる。

◇ 遊び・体験・地域活動への参加

- 安心して遊べる場所が少ない。屋外では子どもから目を離せず、自宅だけで過ごすと本人も楽しめず、保護者の負担も大きくなる。
- 「だめ」「勝手に行かないで」と繰り返し注意しなくても、安全にのびのび遊べる屋内施設がほしい。
- 市内の公園や運動施設に行っても、ほかの利用があり、子どもが遊べないことがある。気軽に利用できる遊び場がほしい。
- 地域の行事やチラシで知ったイベントに、配慮が必要な子どもを連れて行ってよいのか迷うことが多い。参加しやすいことが分かる案内がほしい。
- 子どもの特性に合う習い事や活動は発達にもつながると思うが、受入先が見つからず、送迎や付き添いの時間も確保しにくい。
- 活動に参加させたいと思っても、付き添いや支援をする人手が足りず、参加を諦めることがある。

◇ 保護者・きょうだい児、就労、将来への不安

- 本人への支援に加え、保護者やきょうだい児が休める環境が必要だと思う。家族全員のストレスを一人の保護者だけで抱えることは難しい。
- 障害の程度や家庭状況によって違いはあるが、子どもが学校を卒業した後に保護者が働き続けられなくなるという声を聞く。
- 障害があることで外出しにくく、家庭にこもりがちになる。何か一つでも改善に向けて動いていると感じられれば、孤立せずに頑張れると思う。
- 生活のすべてに支援が必要な子どもがいる。障害が重くても、困ったときに確実に助けてもらえる制度を充実してほしい。

- 保護者だけが支え続けることを前提にせず、親子や家族が共倒れにならない支援体制をつくってほしい。
- 療育への付き添いや各種の送迎が重なり、仕事や家庭生活との両立が難しい。

◇ 地域の理解、行政対応、災害時の不安

- 見た目では分かりにくい発達上の特性があり、周囲に伝えることで生まれる空気や見方が苦しく感じることがある。地域の理解が広がってほしい。
- 療育機関を利用できたことは、子どもだけでなく保護者にとっても学びになった。一方、仕事との日程調整が難しく、利用したくても通えないことがある。
- 利用したい支援があっても、「難しいだろう」「迷惑になるだろう」と考えてしまい、相談や申込みに踏み出せないことがある。
- 地域の防災活動を担う保護者は、災害時に配慮が必要な子どもを置いて避難所の設営等に行くのかという不安を抱えている。
- 制度が以前より増え、子育てしやすくなったと感じ、関係者に感謝している。さらに、制度の狭間にいる家庭にも必要な支援が届くようにしてほしい。

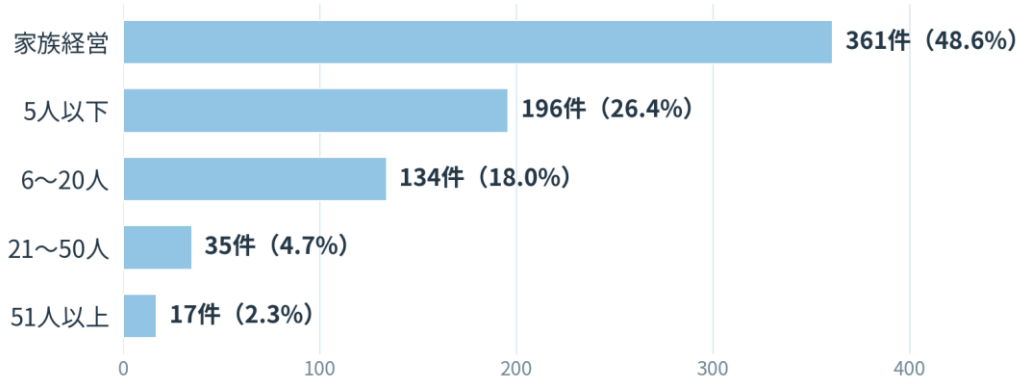
3　京丹後市議会子どもの権利に関するアンケート調査結果

（1） 事業所向けアンケート調査の概要

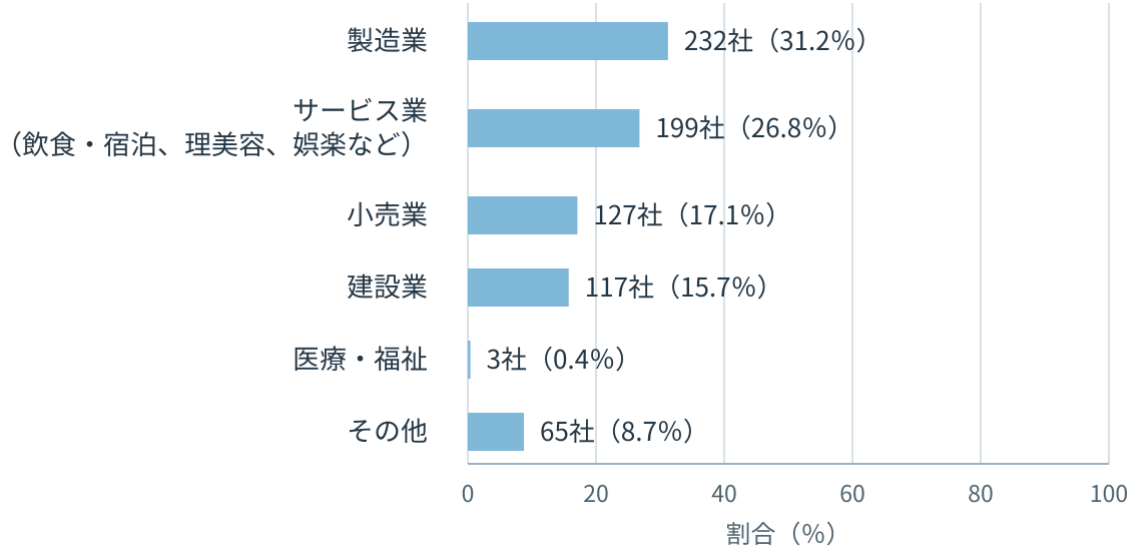
項目	内容
調査目的	子育てと仕事の両立に関する事業所側の実態・意識把握
調査対象者	市内事業所 743 社（家族経営～51 人以上を 1 社として集計）
調査方法	商工会を通じて実施
調査期間	令和7年 8 月
調査実施機関	京丹後市議会文教厚生常任委員会

（2） 事業所向けアンケート調査の結果

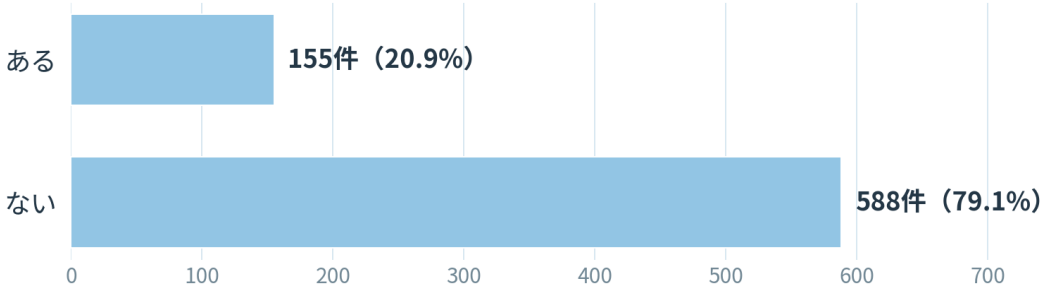
① 従業員数（役員・パート・アルバイトを含む）〔n=743〕



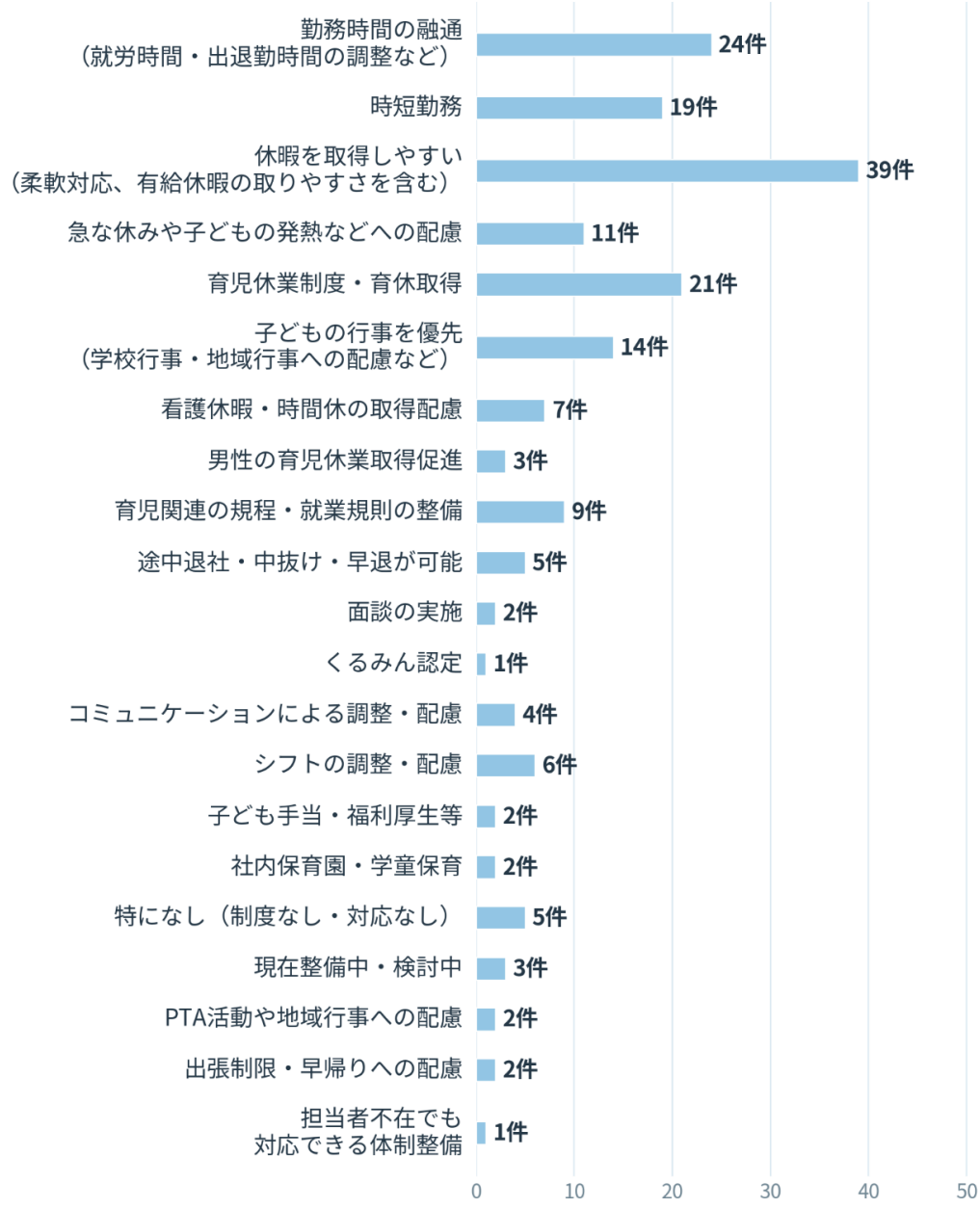
② 主な事業内容〔n=743〕



③ 子育て中の従業員を支えるうえで、配慮していることがありますか。〔n=743〕



④ 配慮している内容（自由記述の要旨）



※くるみん認定…くるみん「子育てサポート企業」厚生労働大臣の認定

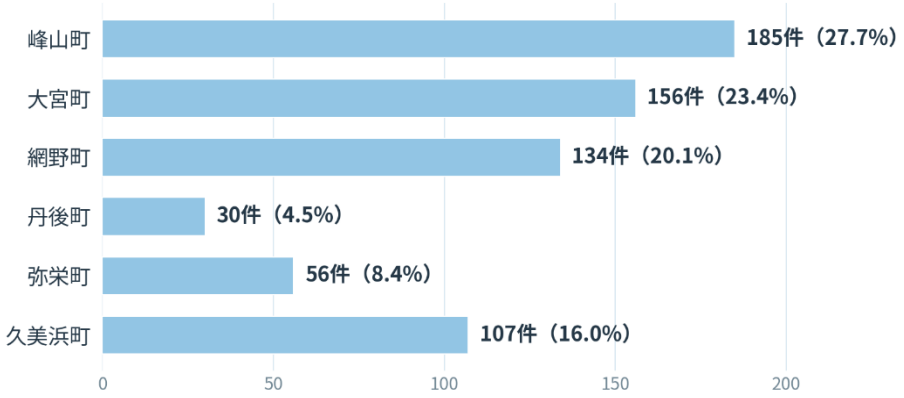
（3） 市民向けアンケート調査の概要

項目	内容
調査目的	政策提言に市民の皆様の声を反映させるため
調査対象者	京丹後市内在住の 18 歳以上の方
実施期間	令和 7 年 8 月
回答数	668 件
調査方法	Web アンケート（メールや郵送による回答も可）
調査実施機関	京丹後市議会文教厚生常任委員会

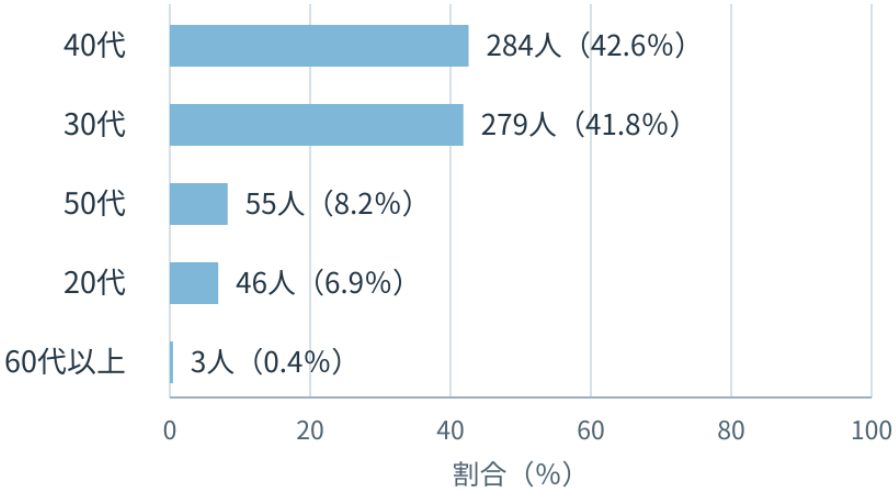
（4） 市民向けアンケート調査の結果

①基本情報

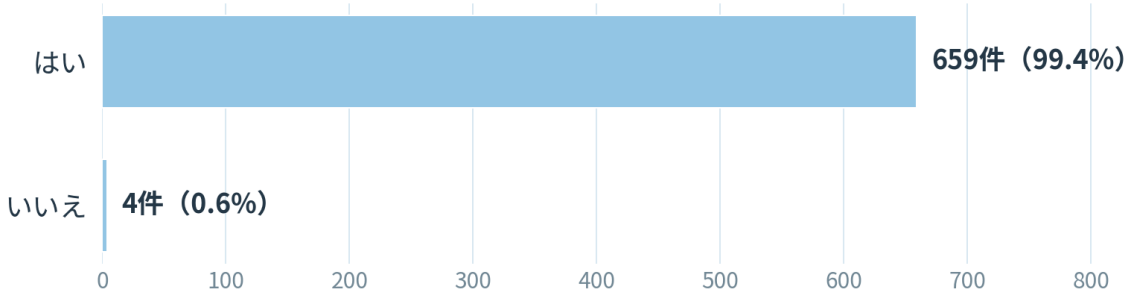
【問 1】お住まい〔n=668〕



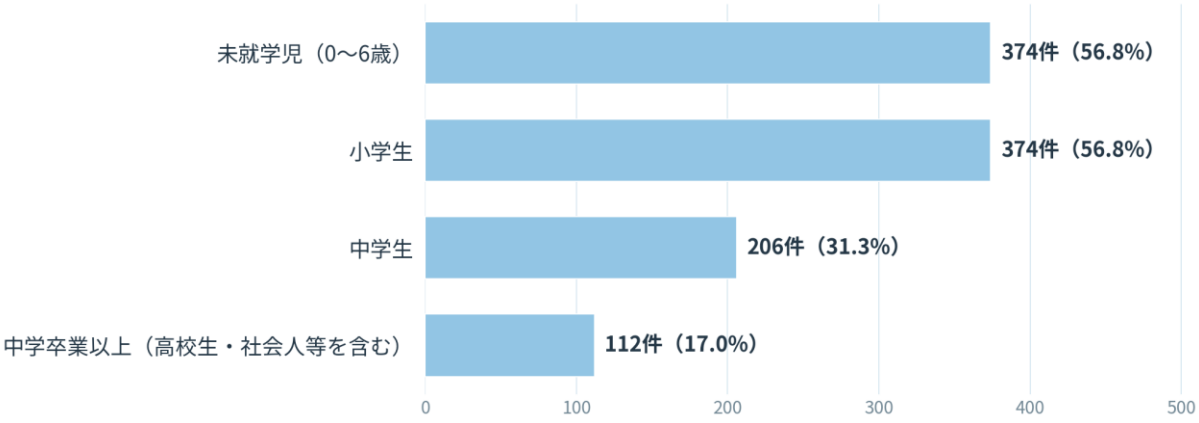
【問 2】年代〔n=667〕



【問 3】お子さんはいらっしゃいますか。〔n=663〕

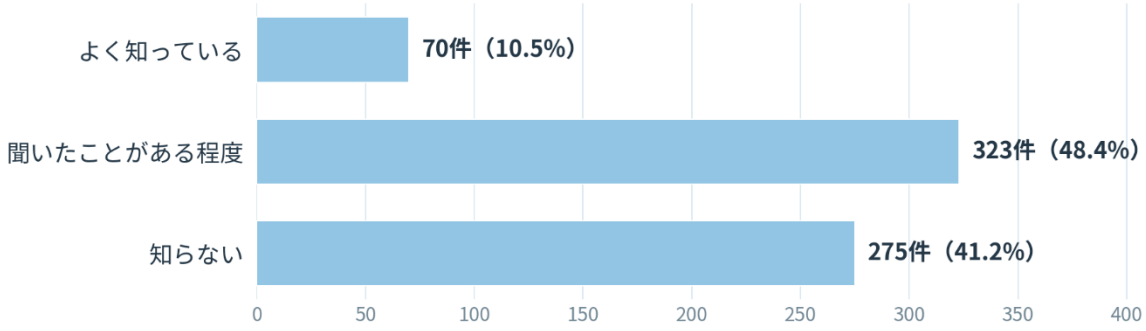


【問 3-1】お子さんの年齢層（複数回答）〔対象：問 3 で「はい」と回答した 659 人〕

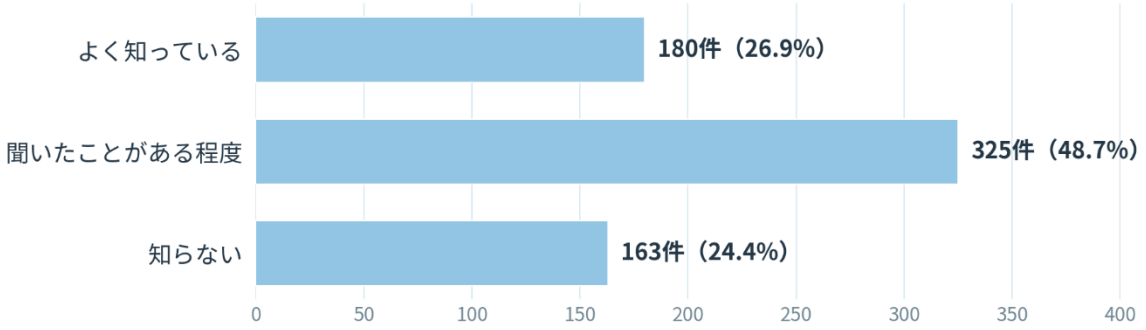


②子どもの権利に関する認識

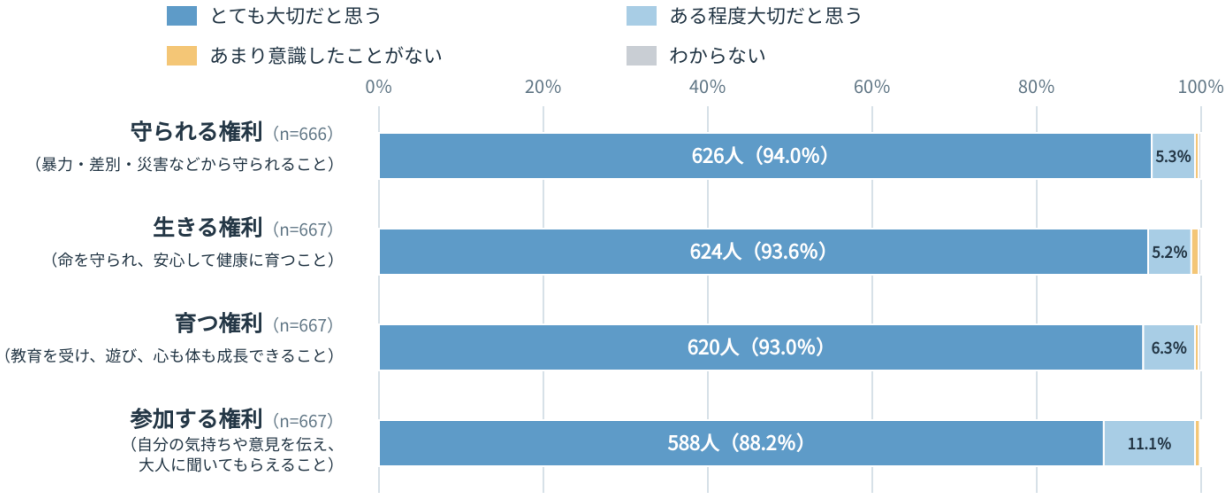
【問 4】「子どもの権利条約」について知っていますか。〔n=668〕



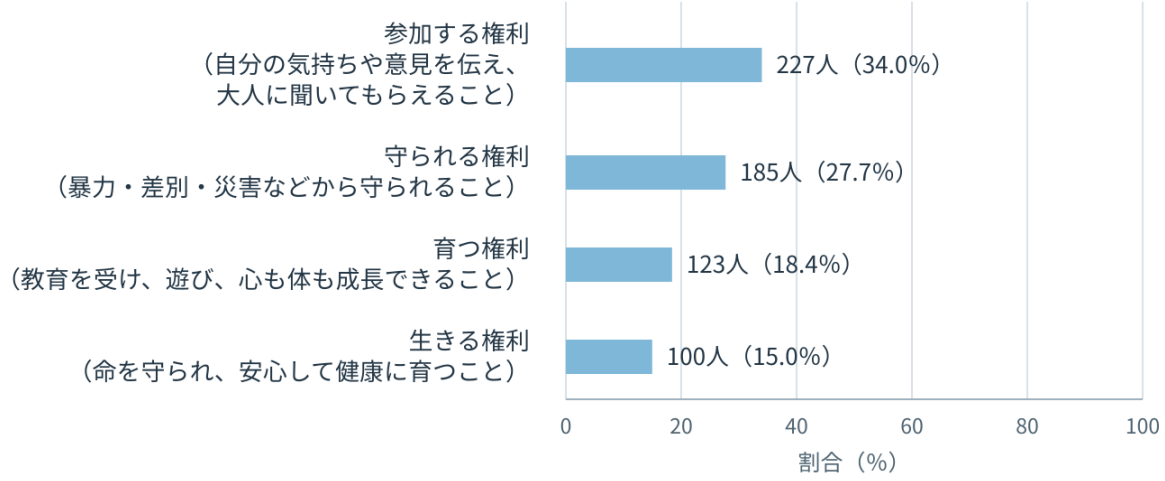
【問 5】子どもにも「意見を言う権利」や「安全に暮らす権利」などがあることを知っていますか。〔n=668〕



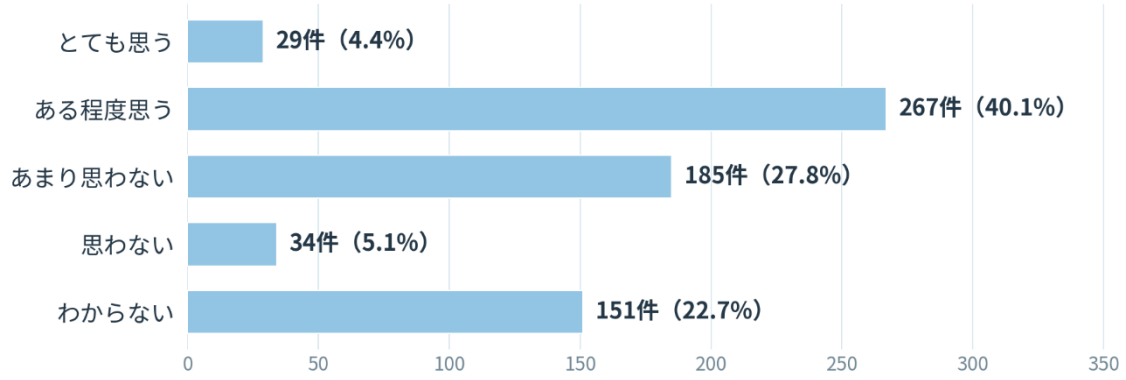
【問 6】「子どもの権利」について大切だと思いますか。



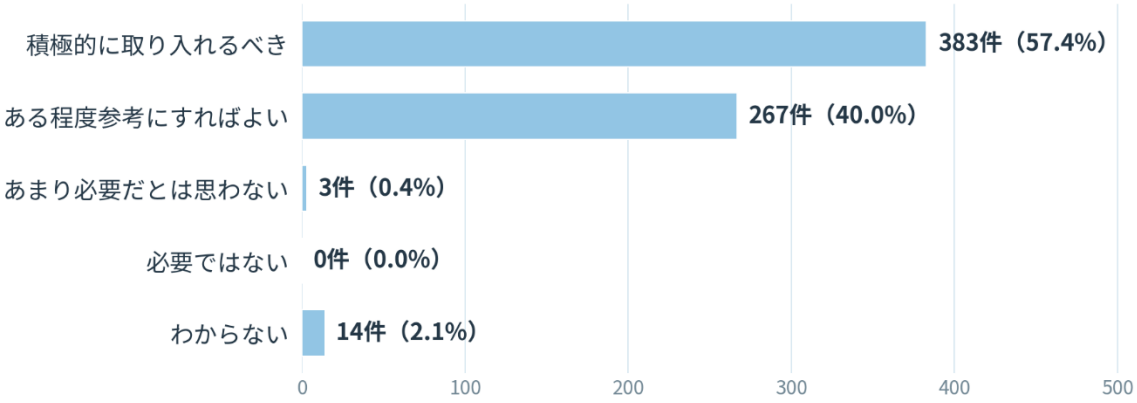
【問 6-1】4 つの権利の中で特に「守られていない」「課題がある」と感じる権利〔n=668〕（複数回答）



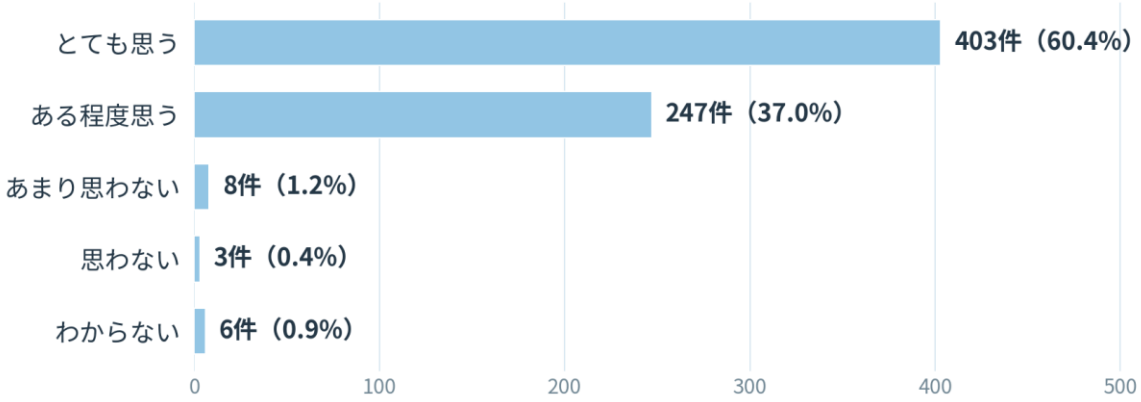
【問 7】京丹後市では、子どもの意見が大切にされていると思いますか。〔n=666〕



【問 8】子どもの声（意見や気持ち）をまちづくりに反映することについてどう思いますか。〔n=667〕

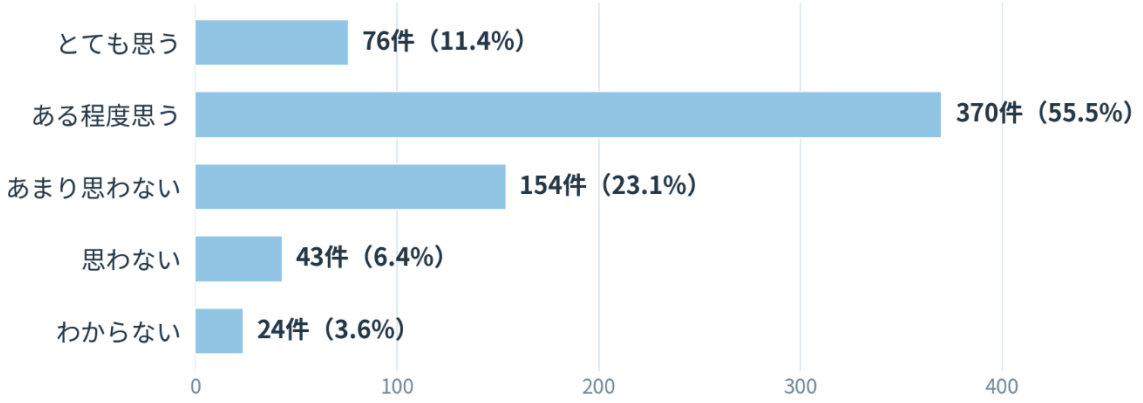


【問 9】子育ては家庭だけでなく、地域や社会全体で支えるべきだと思いますか。〔n=667〕

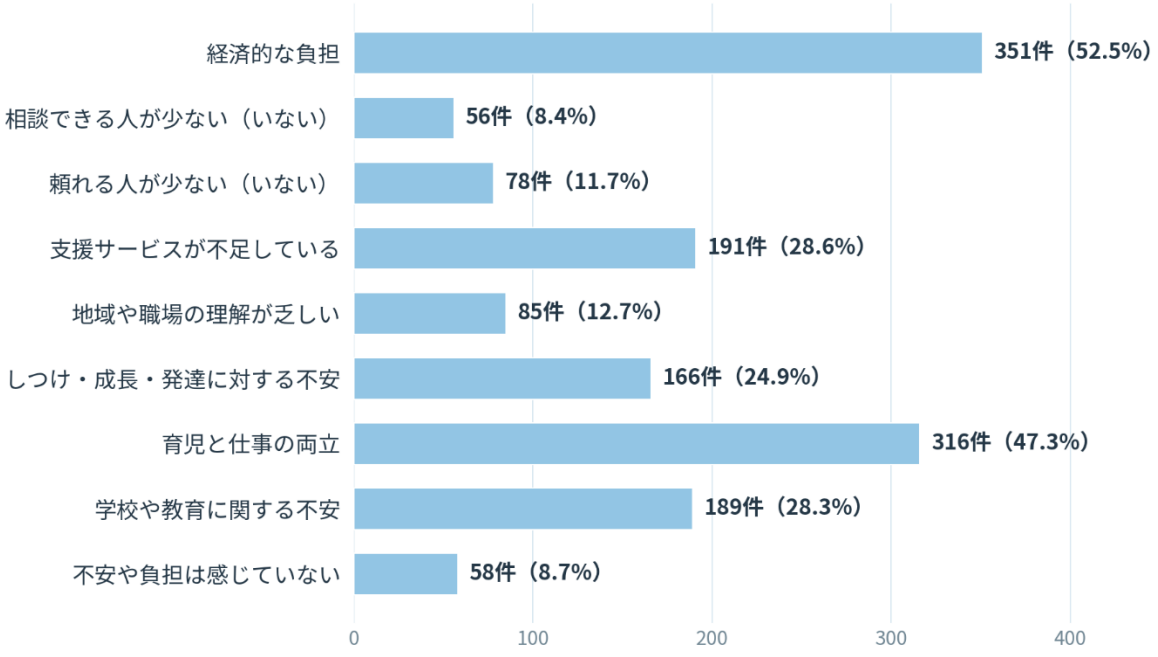


③子育て環境について

【問 10】京丹後市は子育てしやすい環境だと思いますか。〔n=667〕



【問 11】子育てや地域での子育て支援に関して、不安や負担に思うこと（複数回答）〔n=668〕



4 京丹後市の人口推移・推計

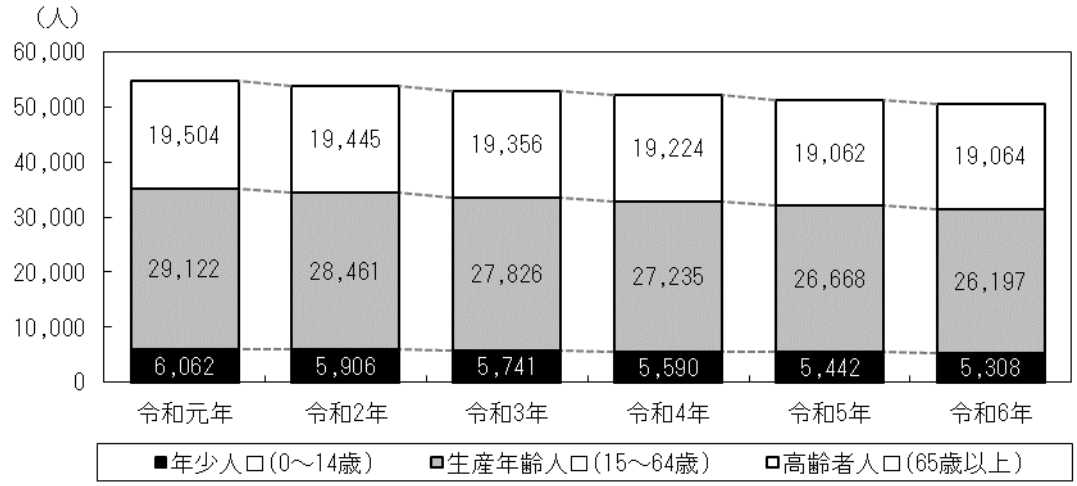
第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の策定時に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料として整理した人口推移・人口推計等の統計データを掲載しています。

(1) 年齢3区分別の人口推移・推計

京丹後市の総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は横ばい傾向にあります。

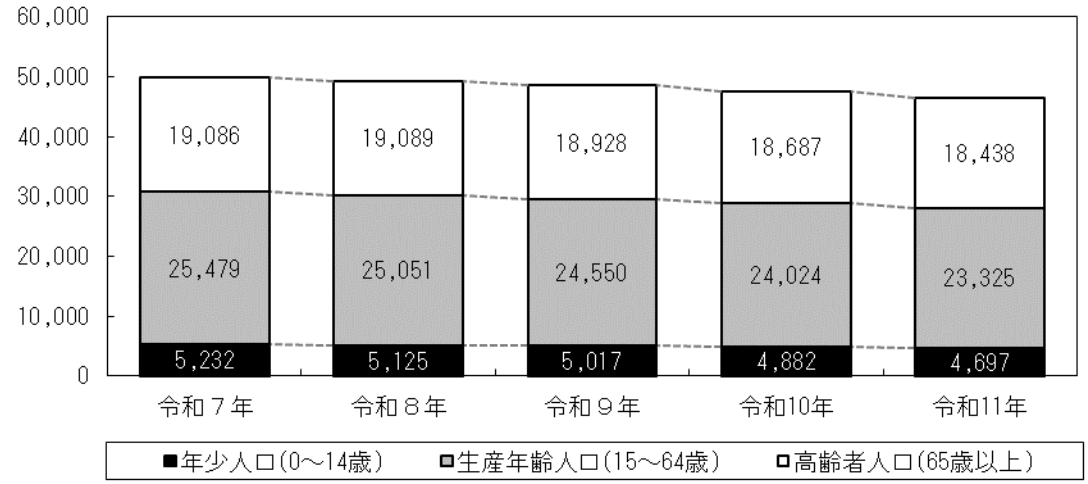
推計については、総人口及び各区分別人口とも減少傾向が予測されます。

■年齢３区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■年齢３区分別人口の推計

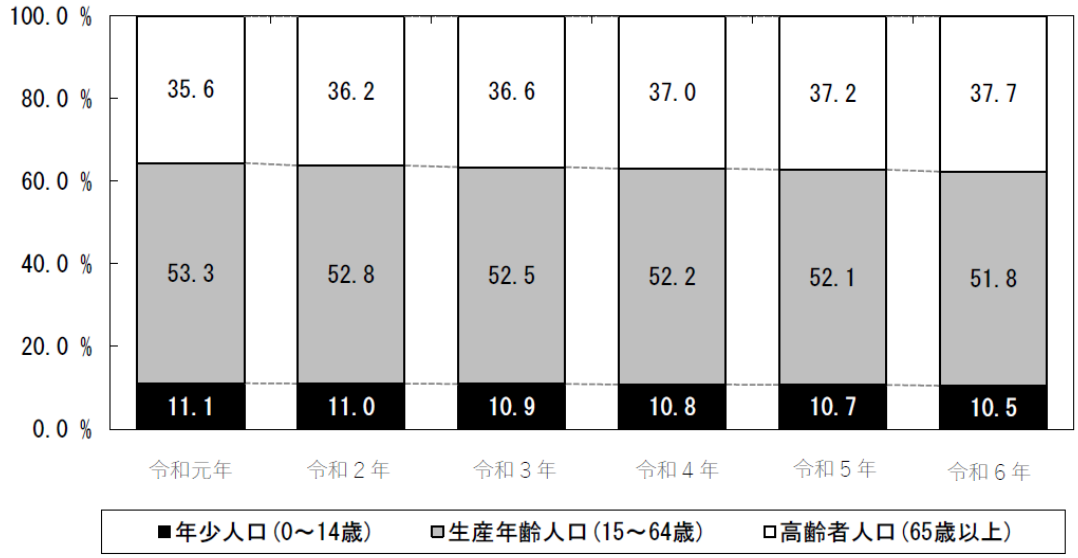


資料：住民基本台帳をもとにコホート変化率法により算出

（2） 年齢3区分別人口比率の推移・推計

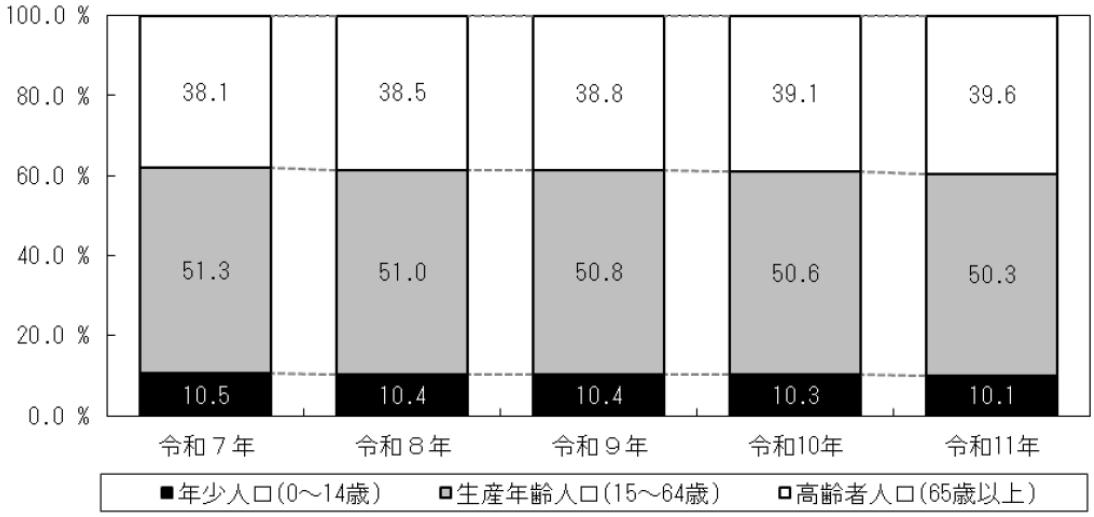
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降傾向にあります。一方、高齢者人口比率は上昇しています。推計についても同様の傾向が予測され、令和 11 年には元年と比べ、年少人口比率が 1%減少する見込みです。

■年齢３区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳（4 月 1 日現在）

■年齢３区分別人口比率の推計

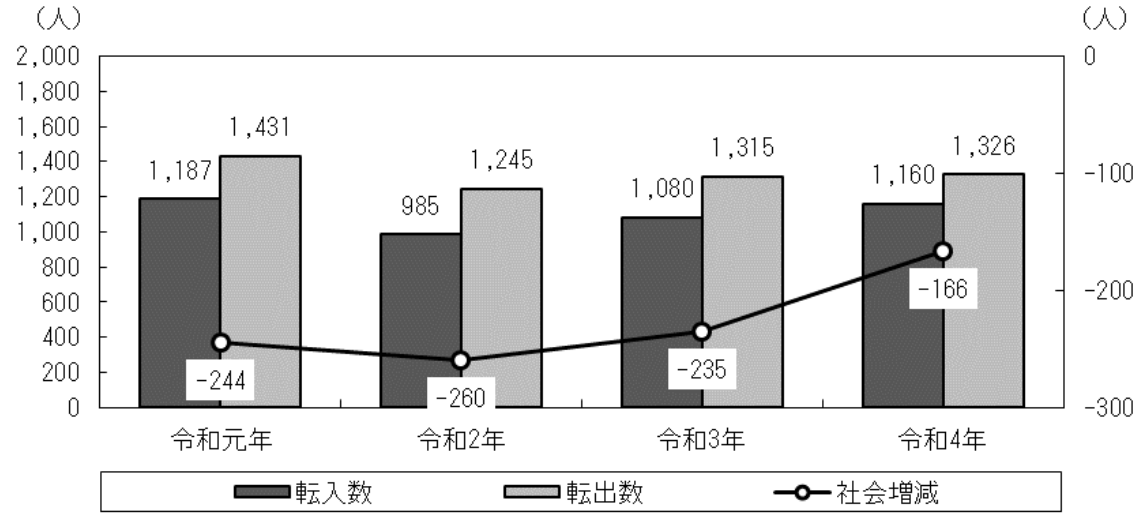


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

（3） 社会動態

転入数も転出数も令和2年に減少したのち、その後は増加傾向にあります。社会増減は、転出が転入を上回っていますが、その差は少なくなってきています。

■社会動態の推移

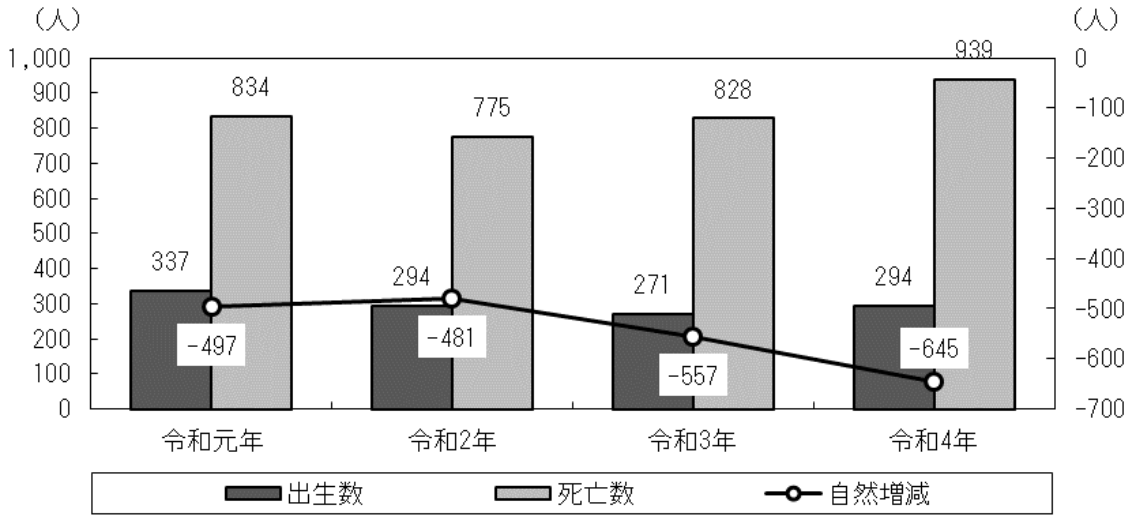


資料：京都府統計書　市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

（4） 自然動態

出生数は増減を繰り返し、死亡数は増加傾向です。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■自然動態の推移

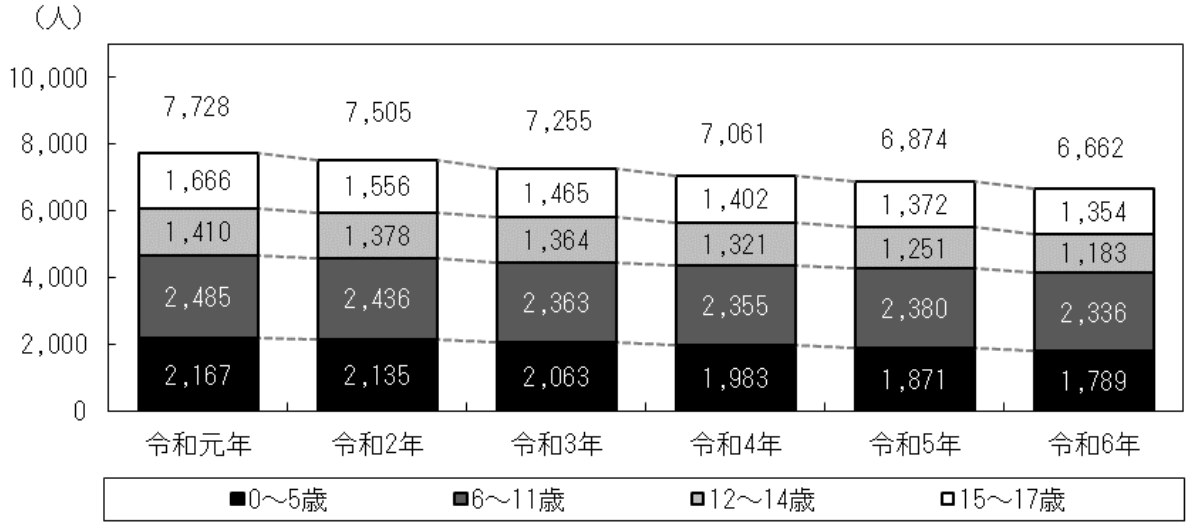


資料：京都府統計書　市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

（5）子どもの人口推移・推計

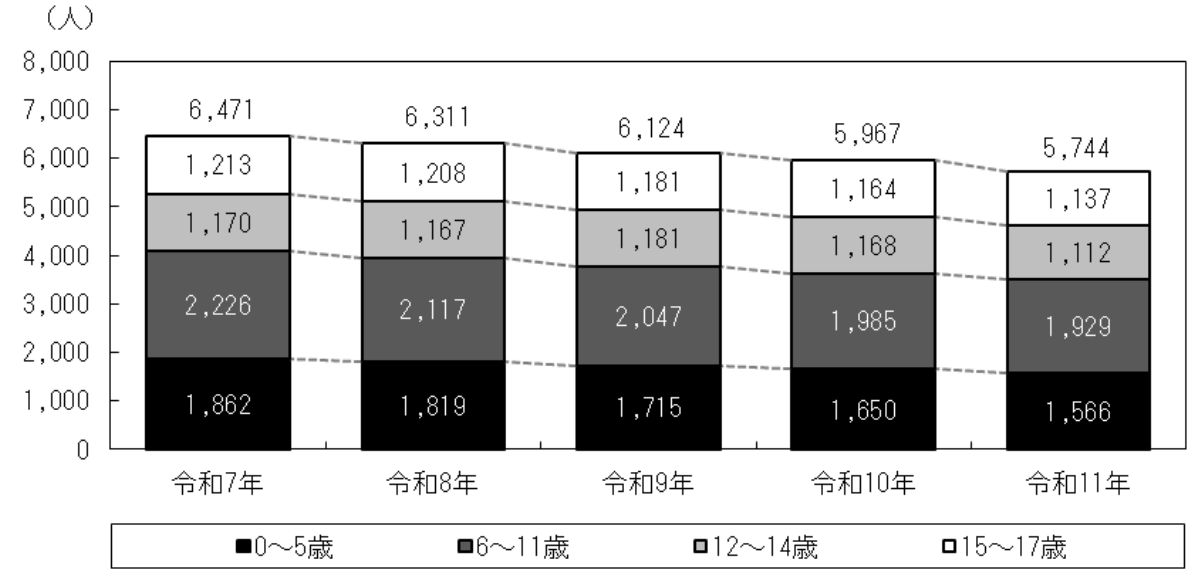
18 歳未満の子どもの人口は各階層で減少傾向にあります。推計についても同様の傾向が予測されます。令和 11 年の 18 歳未満の子どもの人口は令和元年の7割弱程度まで減少すると見込まれます。

■子どもの人口推移



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■子どもの人口推計



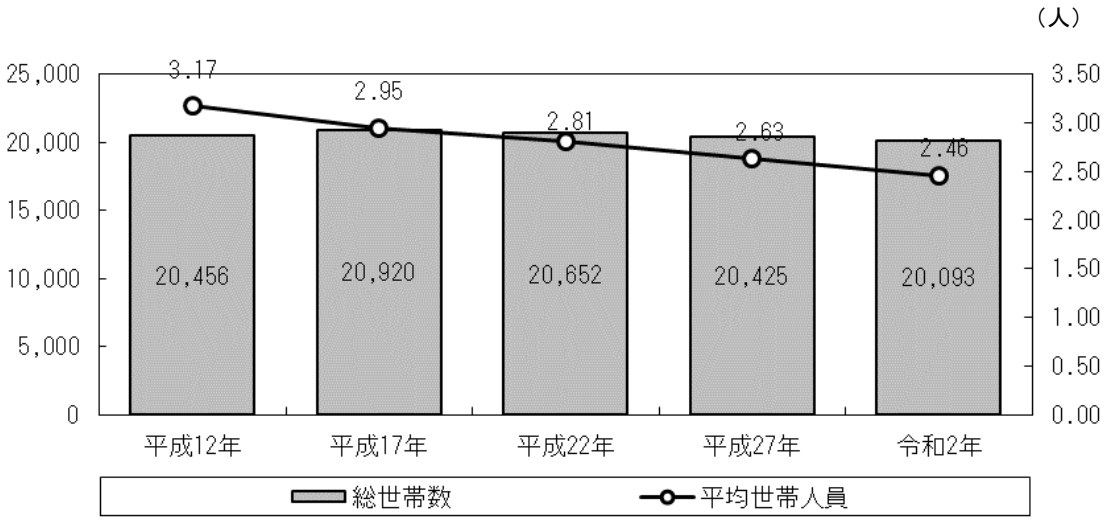
資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

5 京丹後市の世帯の状況

（1） 総世帯数及び平均世帯人員の推移

京丹後市の総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成 17 年以降3人を下回っています。

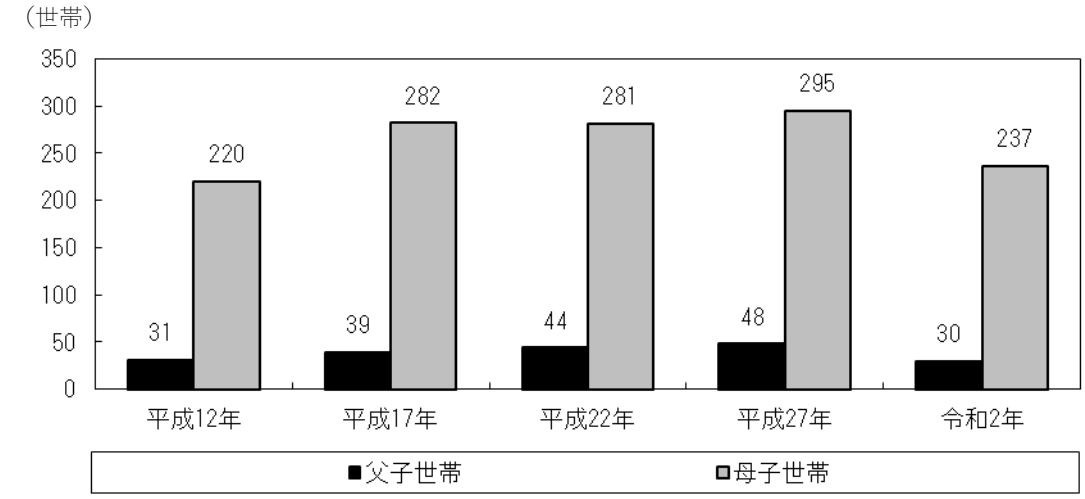
■総世帯数及び平均世帯人員の推移



（2） 父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数は平成 17 年以降増加し、母子世帯数は平成 12 年から平成 27 年にかけて大きく増加しましたが、令和2年はいずれも減少しています。

■父子世帯及び母子世帯の推移

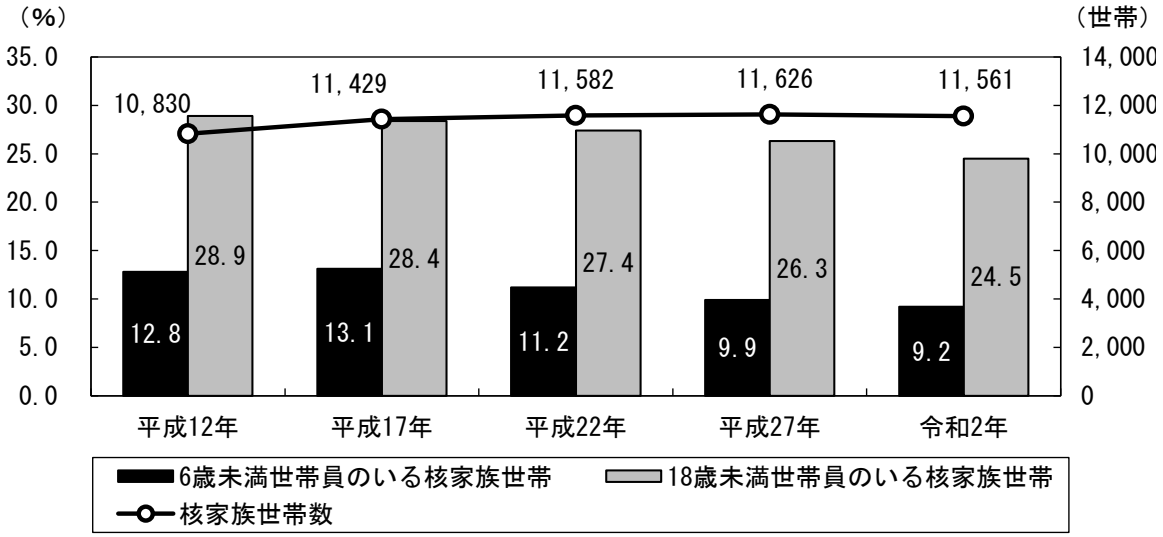


資料：国勢調査

(3)子育て世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向ですが、令和２年はやや減少しました。18 歳未満世帯員のいる核家族世帯は減少傾向にあり、6歳未満世帯員のいる核家族世帯は平成 17 年以降減少傾向にあります。

■6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

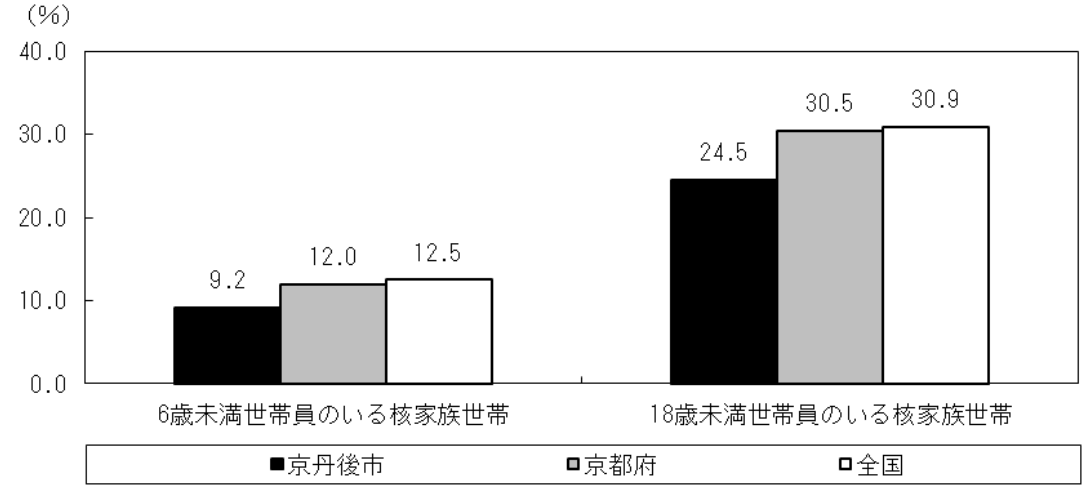


資料：国勢調査

(4)子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や府と比較すると、京丹後市は全国や府より低い水準であることがわかります。

■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（国・京都府・京丹後市の比較）

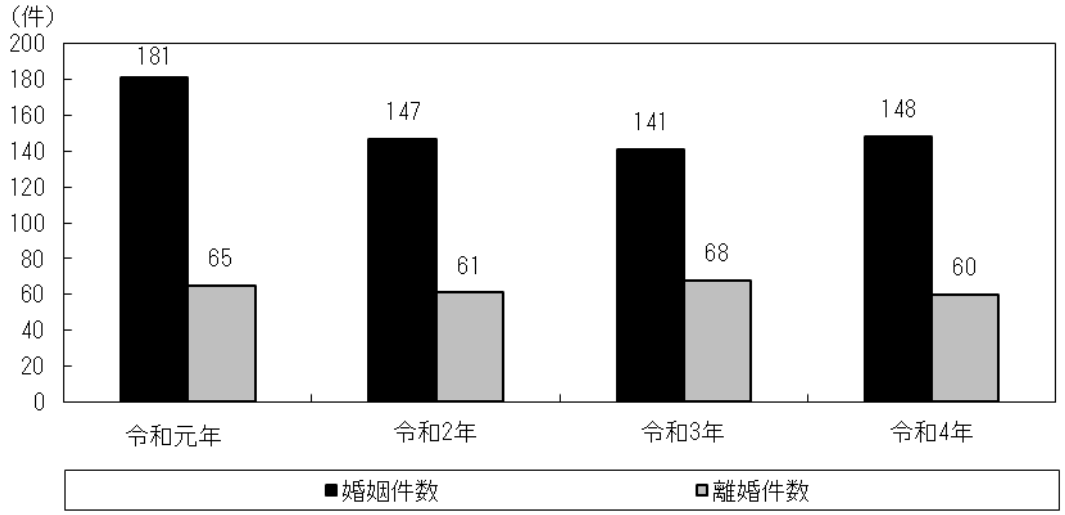


資料：国勢調査(令和2年)

(5)婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は令和2年に減少し、それ以降は横ばいの状況です。離婚件数は横ばいの状況です。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

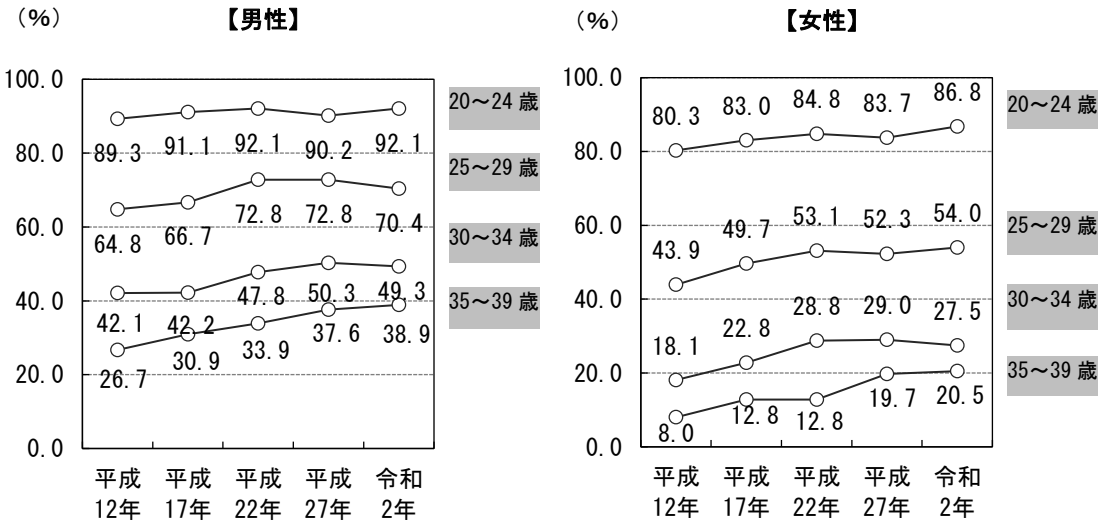


資料：京都府統計書　市区町村別人口動態

(6)未婚率の推移

未婚率は平成 22 年まではいずれの年代でも男女共に上昇傾向にありましたが、平成 27 年には 20 歳代で低下傾向にあり、令和2年では男性では 25 歳～34 歳、女性では 30 歳～34 歳で低下傾向にあります。

■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）



資料：国勢調査

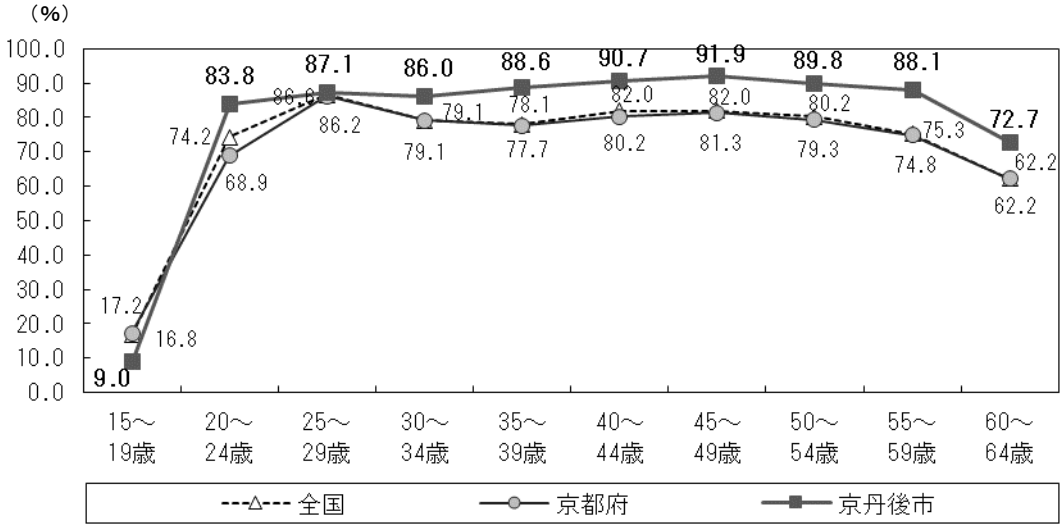
6 仕事と家庭の両立

(1)女性の労働力率

京丹後市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30 歳代前半で労働力率がやや低下するものの、緩やかな曲線となっています。全国・府と比較すると、京丹後市は 20 歳以降の階層において労働力率が高い水準となっています。

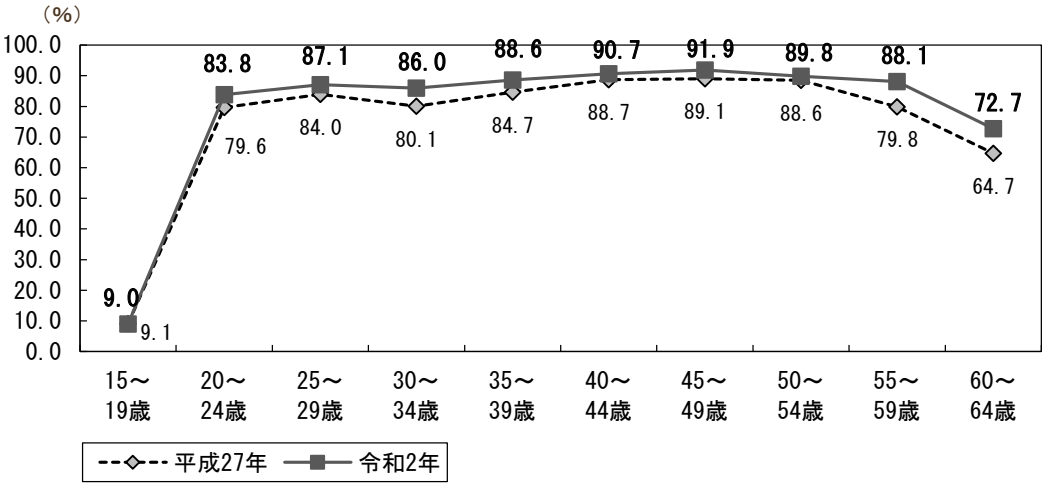
令和2年と平成 27 年と比べると、どの年代でも労働力率が高くなっています。

■女性の年齢階層別労働力率（全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査（令和２年）

■京丹後市における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査（令和２年）

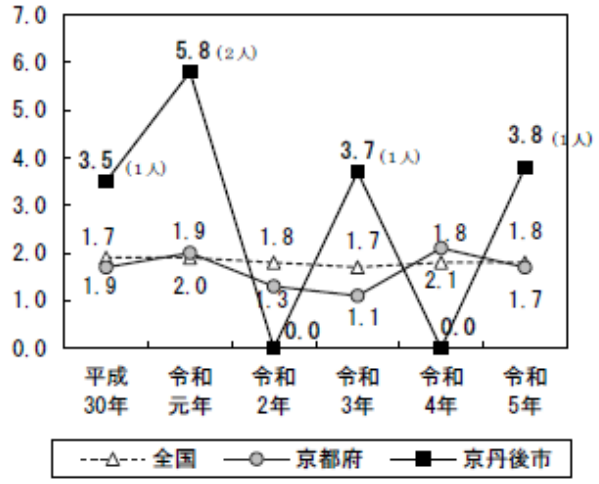
7　母子保健の状況と課題

(1)母子保健の状況

①死亡状況

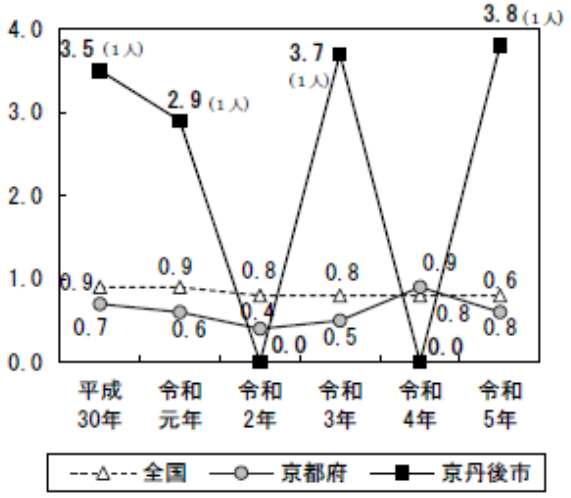
乳児死亡率、新生児死亡率は年により変動しています。令和 4 年は乳児死亡率、新生児死亡率とも0となっています。

■乳児死亡率（千対　出生後 1 歳までの死亡）



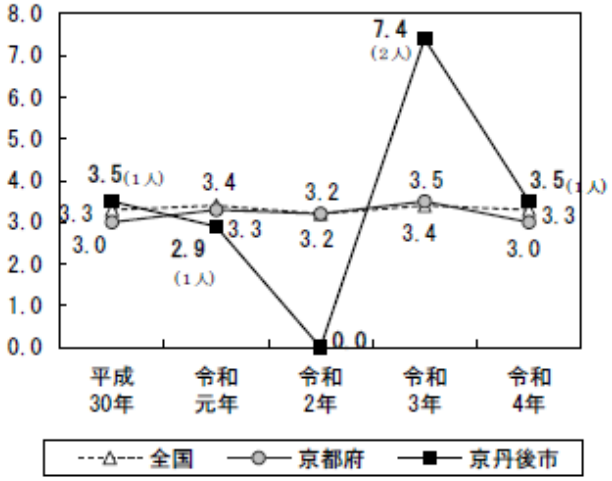
資料：人口動態統計

■新生児死亡率（千対　生後 4 週間未満の新生児死亡）



資料：人口動態統計

■周産期死亡率（千対　妊婦満 22 週以後の死産及び早期新生児死亡）



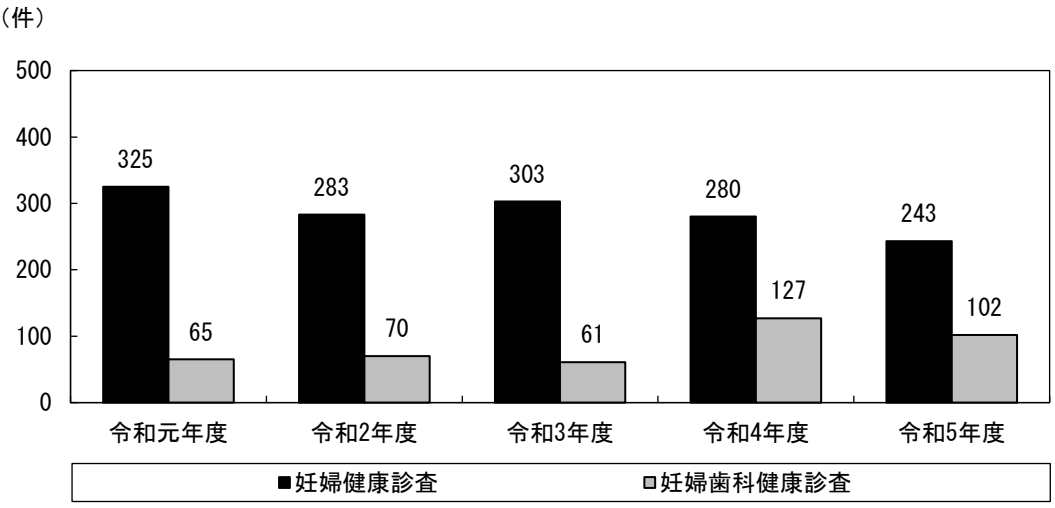
資料：人口動態統計

※グラフの数字は 1,000 出産あたりの人数で、（ ）内は実人数を示しています。

②妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査受診状況

妊婦健康診査は、母子健康手帳配布者のうち流産及び死産等により妊娠が中断された人以外は、ほぼ受診を行い、妊娠中の健康管理を実施しています。妊婦歯科健康診査については、令和4年度から無償化としたことにより受診率が上昇し、妊婦の約 4 割の受診となっています。

■受診者数

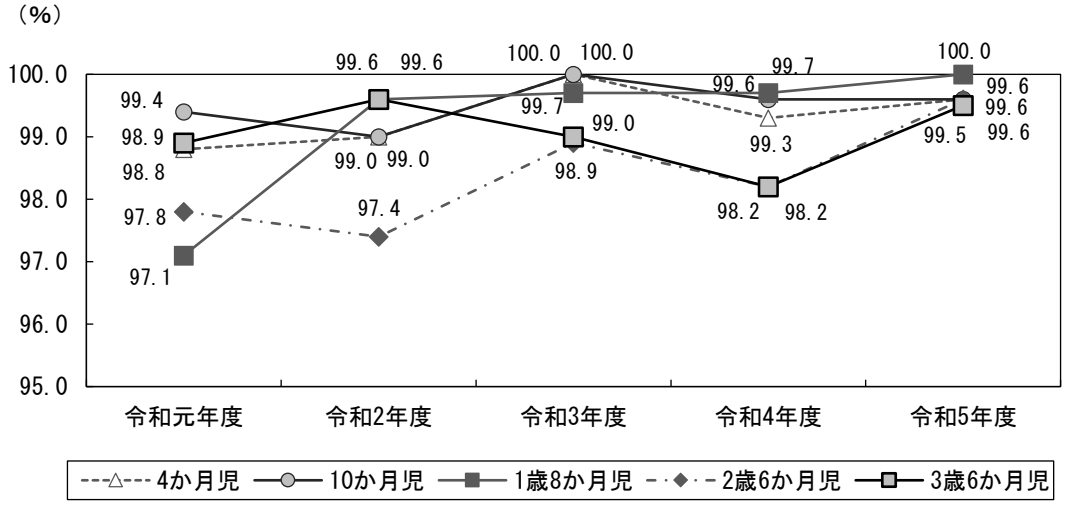


資料：子育て支援課

③乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査は 97%以上の高い受診率で推移しており、令和5年度は 99.5%～100%となっています。

■受診率

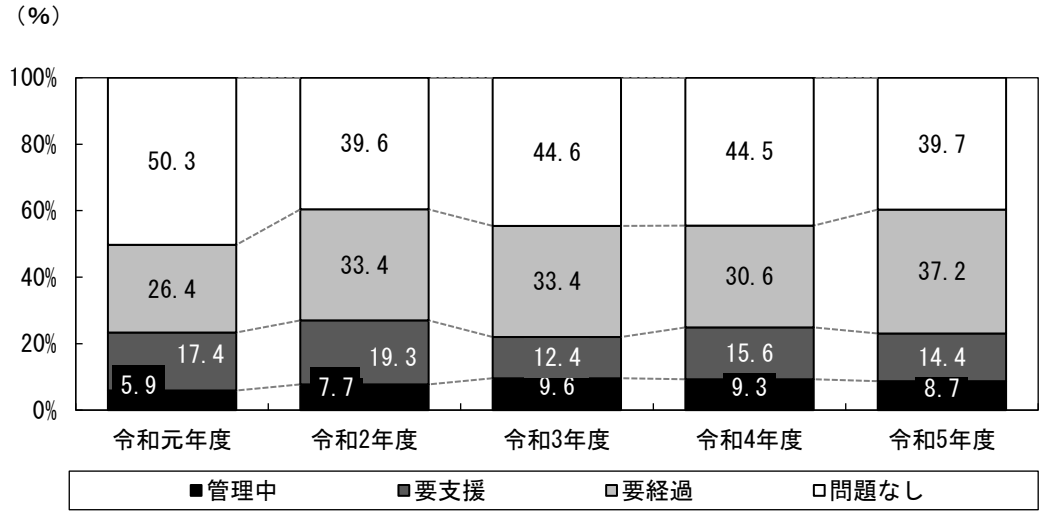


資料：子育て支援課

④発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の状況

発達障害児等の早期発見及び早期療育支援事業については、すべての保育所及び認定こども園の 4 歳児を対象にスクリーニングを実施しています。

■スクリーニングの結果

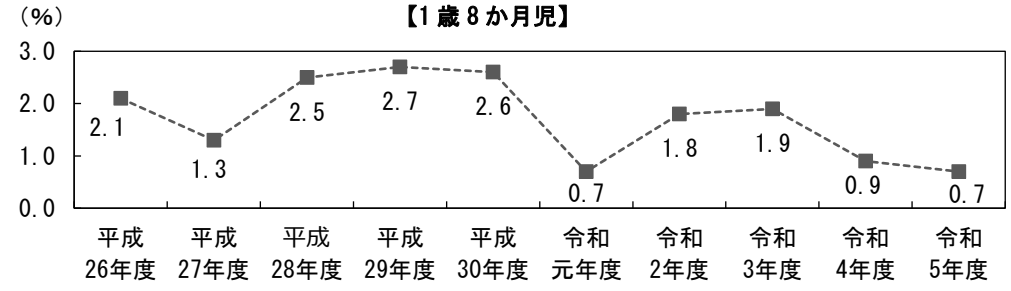


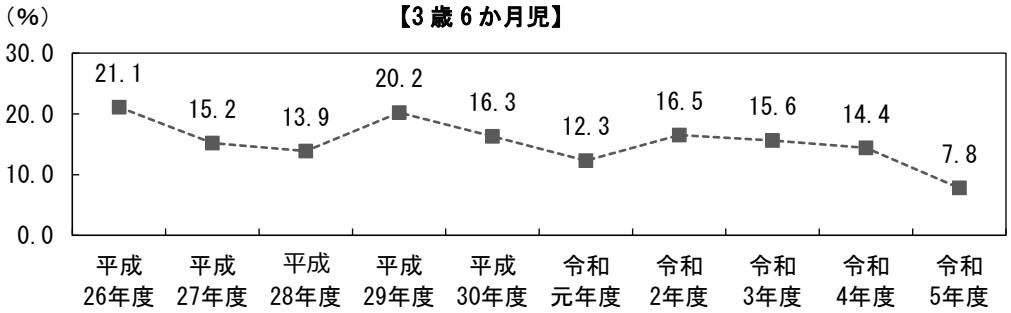
資料：子育て支援課

⑤う歯の状況

健康な歯を守るため、幼児を対象に歯科健康診査及び歯科指導、フッ素塗布やフッ化物洗口等を実施しています。う歯保有率については、1 歳 8 か月児では、令和元年度以降は2%未満で推移し、減少傾向となっています。3 歳 6 か月児では、令和5年度に10%を下回りました。

■う歯保有率





資料：子育て支援課

（2）母子保健の課題

①妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援

健やかな出産を迎えるための妊婦健康診査や妊婦歯科健診の勧奨、個々の状況に応じた保健指導等、妊婦期からの健康管理を一層充実していく必要があります。また、産婦健康診査や産後ケア事業等、産後間もない時期の支援体制を強化するとともに、正しい知識や情報の提供、相談及び交流の場を通して不安の解消を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実が重要となっています。

②疾病・障害の早期発見、早期支援

乳幼児健康診査等により、すべての子どもの成長・発達の確認を行うとともに、集団に馴染みにくい特性を持った子ども、育てにくさを感じる親等に寄り添い、その子に応じた必要な支援を行う必要があります。また、関係機関が丁寧な連携を行い、支援体制を強化していくことが重要です。

③う歯の状況

幼児のう歯保有率は、減少してきているものの全国平均より高く、乳幼児期から学童期におけるフッ化物洗口事業等の予防事業やう歯予防に関する啓発を継続し、改善を図っていくことが必要です。

④感染症等の予防

感染症をはじめとした子どもの病気の予防のために、予防接種の未接種者に対する接種勧奨や、広報等により正しい情報の提供をすることが重要です。

8 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

京丹後市における子育て家庭を取り巻く現状や課題、市民のニーズを把握し、第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての基礎資料とするためにニーズ調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

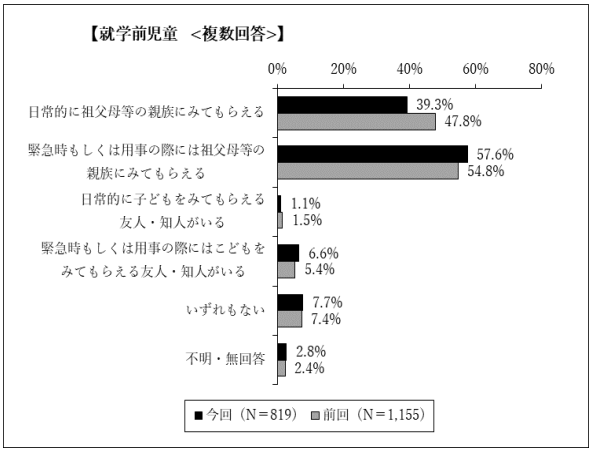
- 調 査 地 域：京丹後市全域
- 調査対象者：「就学前児童」がいるすべての家庭（就学前児童調査）　1,472 件
  無作為抽出による「小学生」がいる家庭（小学生児童調査）　500 件
- 調 査 期 間：令和 6 年 2 月 14 日（水）～令和 6 年 3 月 10 日（日）
- 調 査 方 法：郵送配布、郵送回答又はインターネット回答

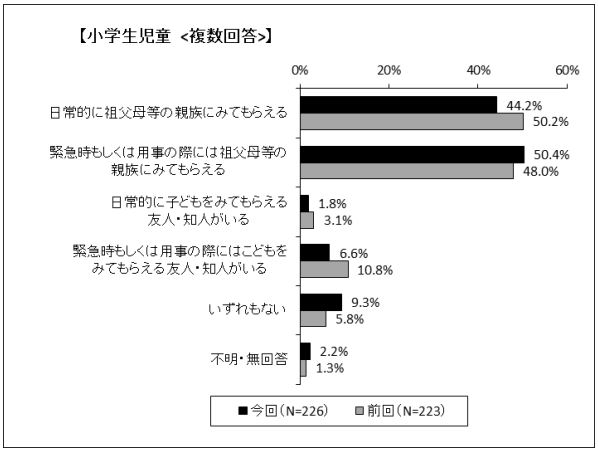
調 査 票	調査対象者数（配布数）	有効回答数	有効回答率
就 学 前 児 童	1,472	819	55.6%
小 学 生 児 童	500	226	45.2%
合　計	1,972	1,045	53.0%

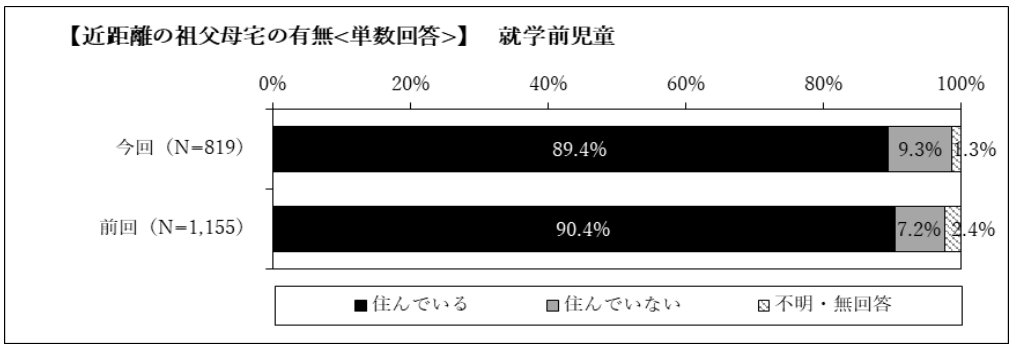
（1） 日頃、子どもをみてもらえる状況について

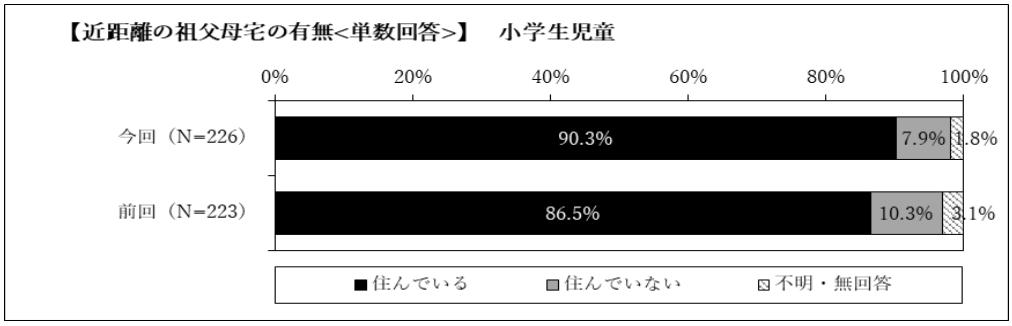
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生児童ともに5割台、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も就学前児童・小学生児童ともに約 4 割となっています。また、祖父母が近くに住んでいるかについては、「住んでいる」が就学前児童・小学生児童ともに約 9 割となっていることからも、多くの保護者が日頃から祖父母等の協力を得て子育てをしている状況がうかがえます。

一方、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と回答した人は、就学前児童・小学生児童ともに1割弱となっています。



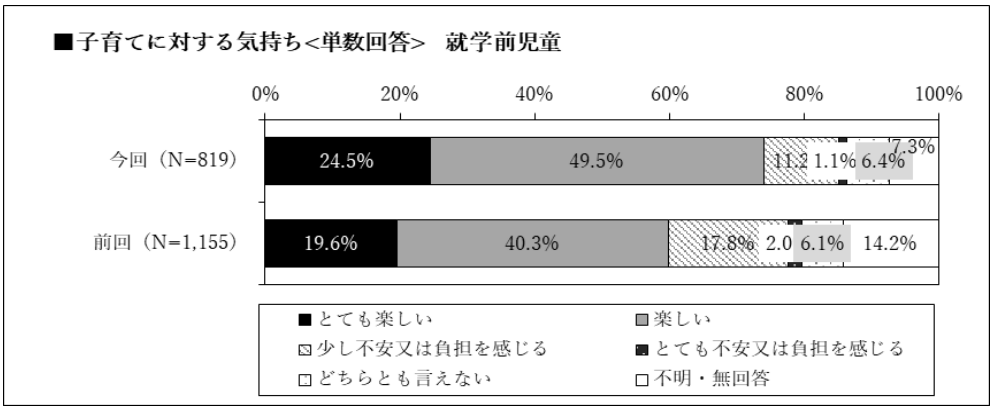


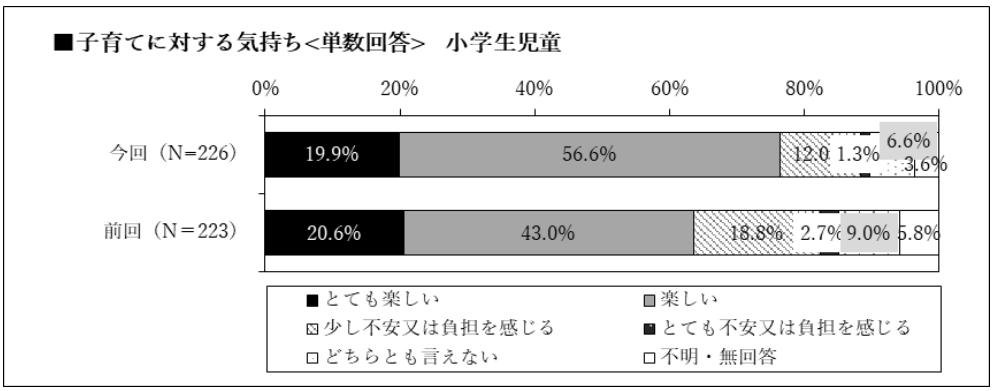




（2） 子育ての楽しさと負担感について

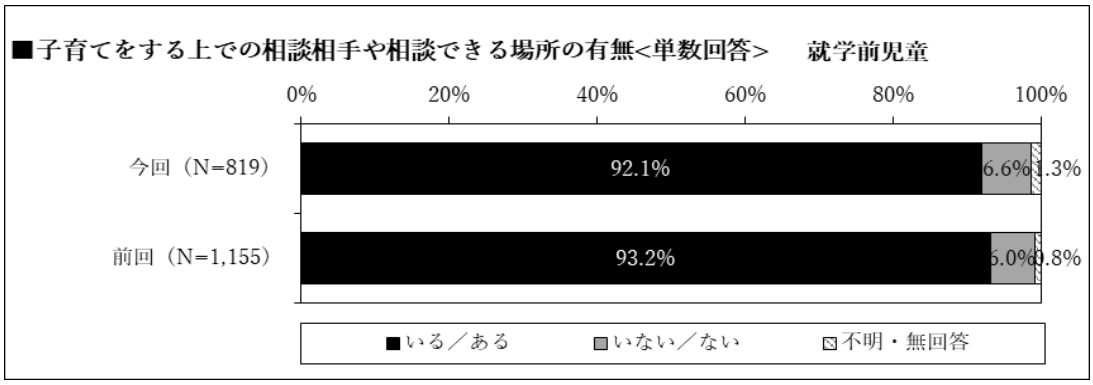
子育てに対する気持ちについては、『楽しい』(「とても楽しい」と「楽しい」の合計)が就学前児童・小学生児童ともに7割を超えており、前回の調査から 1 割以上増加しています。一方、『不安又は負担を感じる』(「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」の合計)は、就学前児童・小学生児童ともに1割強ありますが、前回の調査と比べると就学前児童では 7.5 ポイント、小学生児童では 8.2 ポイント減少しています。

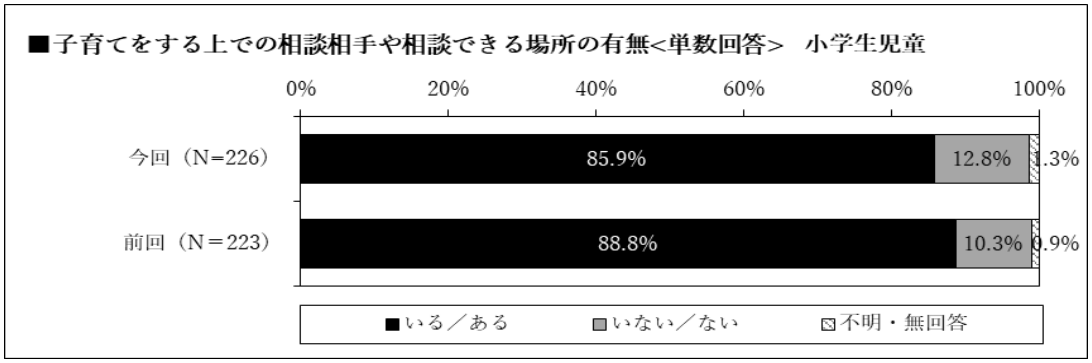




（3） 子育ての相談状況について

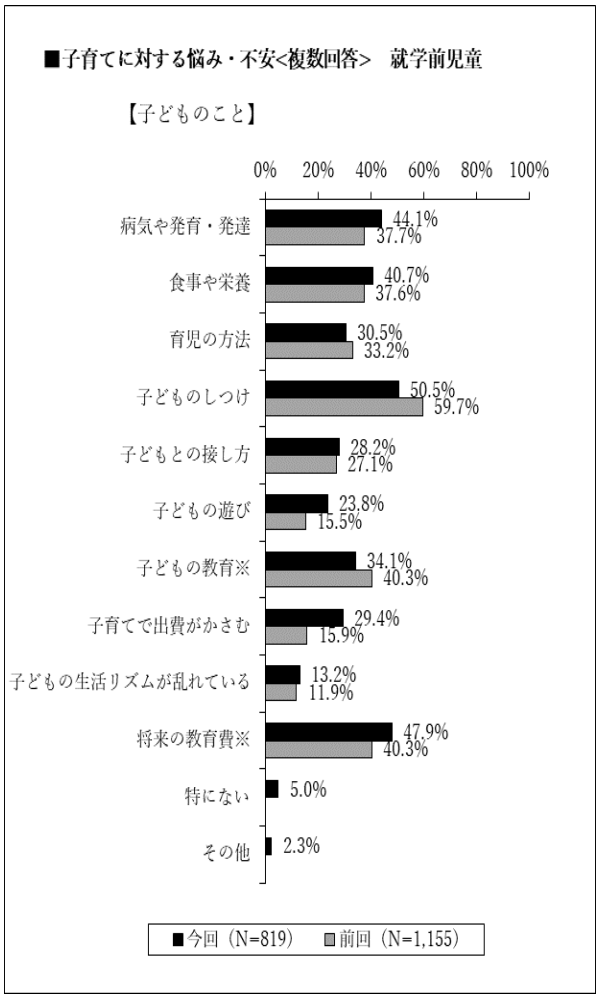
子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いる／ある」が就学前児童で92.1%、小学生児童で 85.9%となっています。一方、「いない／ない」が就学前児童で6.6%、小学生児童で 12.8%と相談ができない状況にある家庭が一定数あり、また、小学生児童では前回の調査より 2.5ポイント増えています。

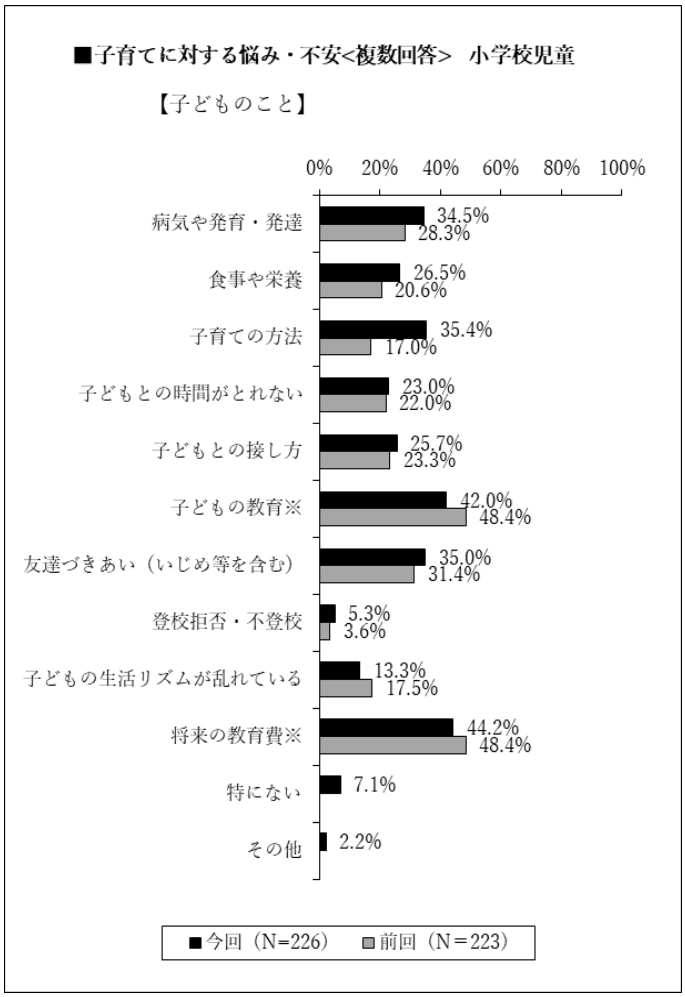




（4） 子育てに対する悩み・不安

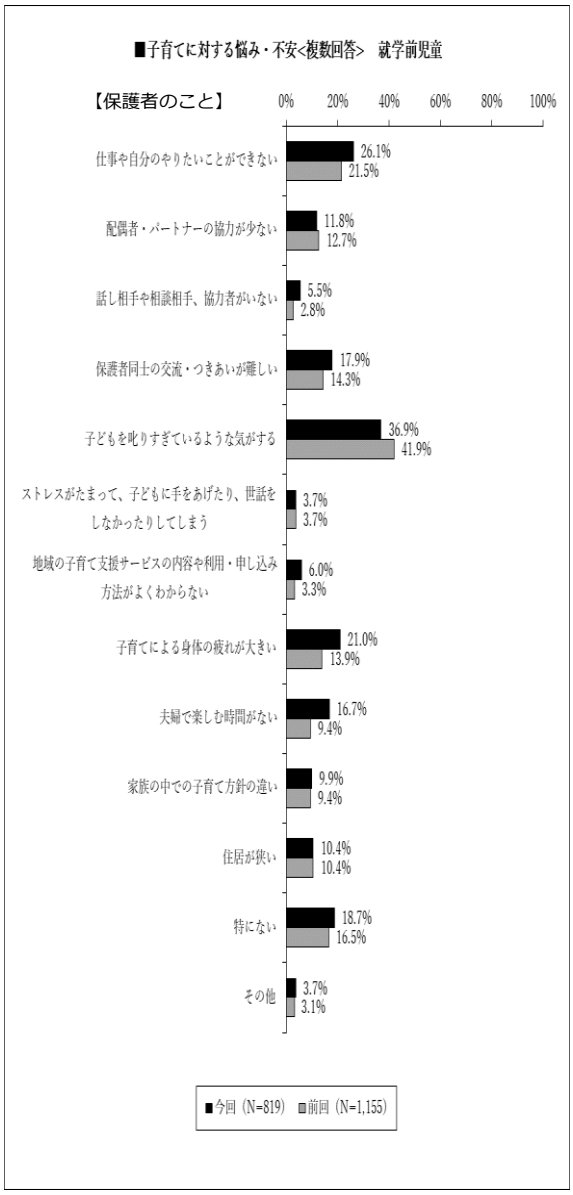
子育てをする上での悩みや不安について『子どものこと』では、就学前児童で「子どものしつけ」が 50.5%と最も高く、次いで「将来の教育費」が 47.9%となっています。小学生児童では、「将来の教育費」が 44.2%と最も高く、次いで「子どもの教育」が 42.0%となっています。

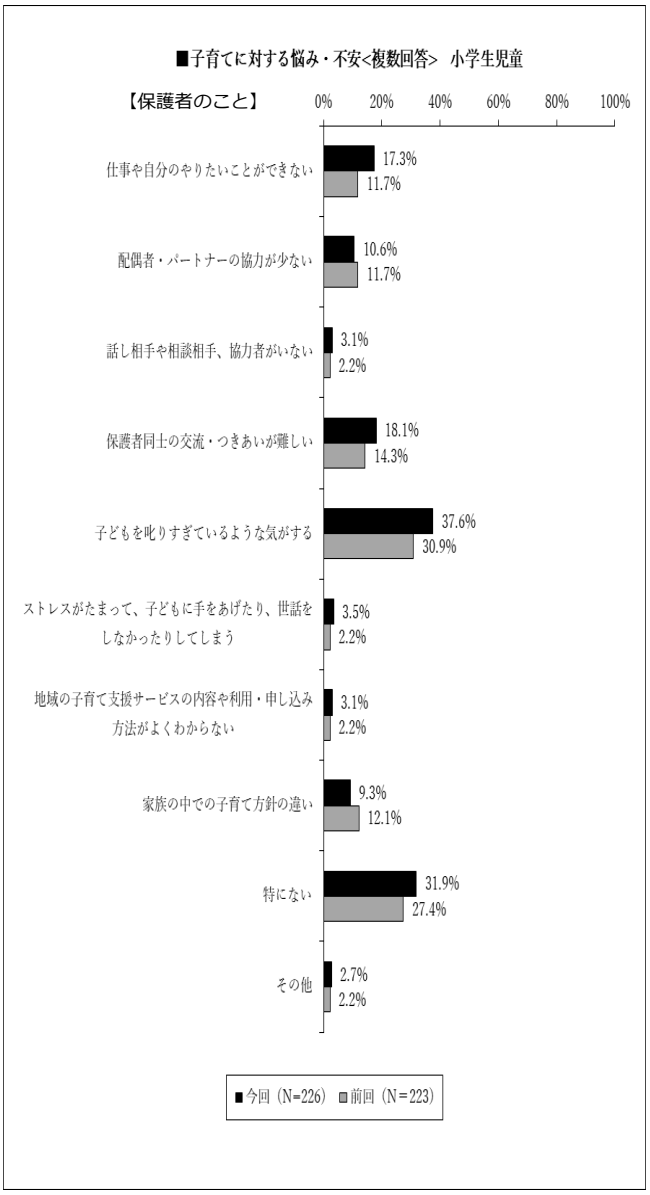




※前回の調査の項目の「こどもの教育や将来の教育費」を、今回は、「こどもの教育」「将来の教育費」を別項目としました。
そのため、前回の調査の結果には、それぞれの項目に「こどもの教育や将来の教育費」の数値を入れています。

子育てをする上での悩みや不安について『保護者のこと』では、就学前児童で「子どもを叱りすぎているような気がする」が 36.9%で最も高く、次に「仕事や自分のやりたいことができない」が 26.1%で、前回調査と比べると 4.6 ポイント増加しています。小学生児童でも「子どもを叱りすぎているような気がする」が 37.6%と最も高く、前回調査と比べると 6.7 ポイント増加し、「仕事や自分のやりたいことができない」は 17.3%で、前回調査と比べると 5.6 ポイント増加しています。

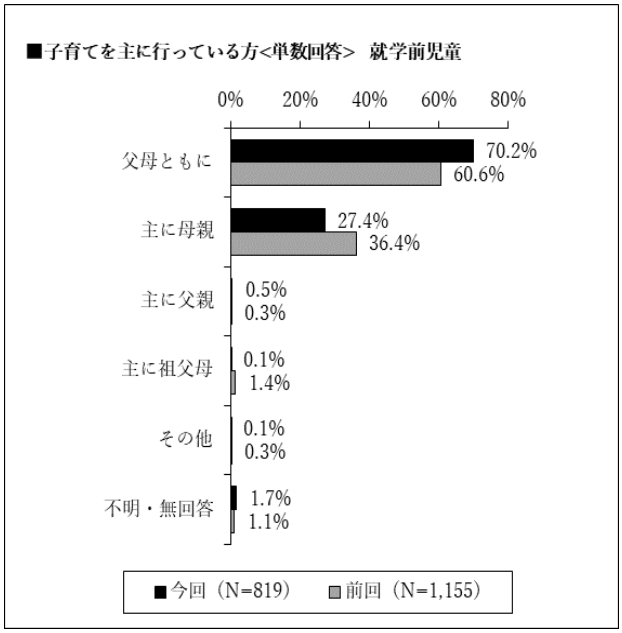


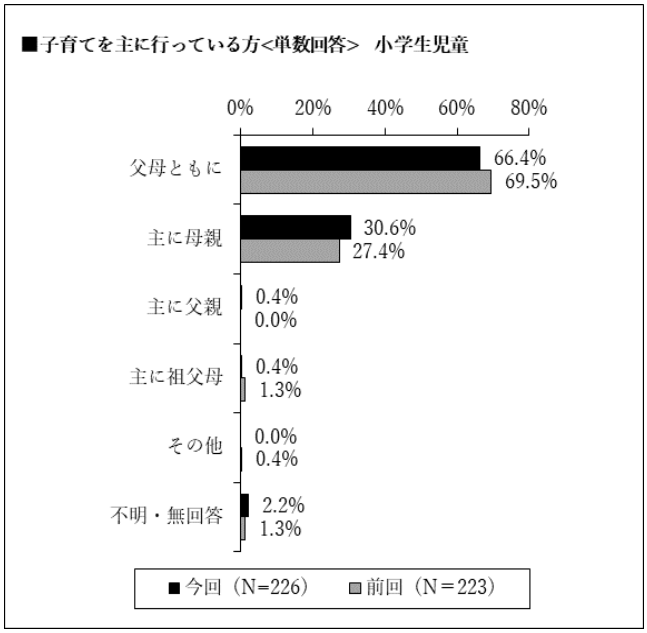


※「子育てによる身体の疲れが大きい」「夫婦で楽しむ時間がない」「住居が狭い」については、就学前児童のみの項目です。

（5） 子育ての状況について

子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が就学前児童で 70.2%、小学生児童で 66.4%と最も高く、就学前児童では、前回調査と比べおおよそ 10 ポイント増加しています。次いで「主に母親」が就学前児童で 27.4%、小学生児童で 30.6%となっています。

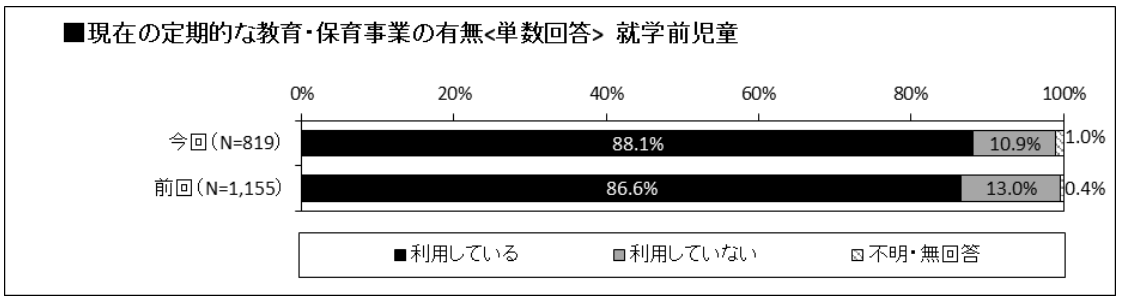


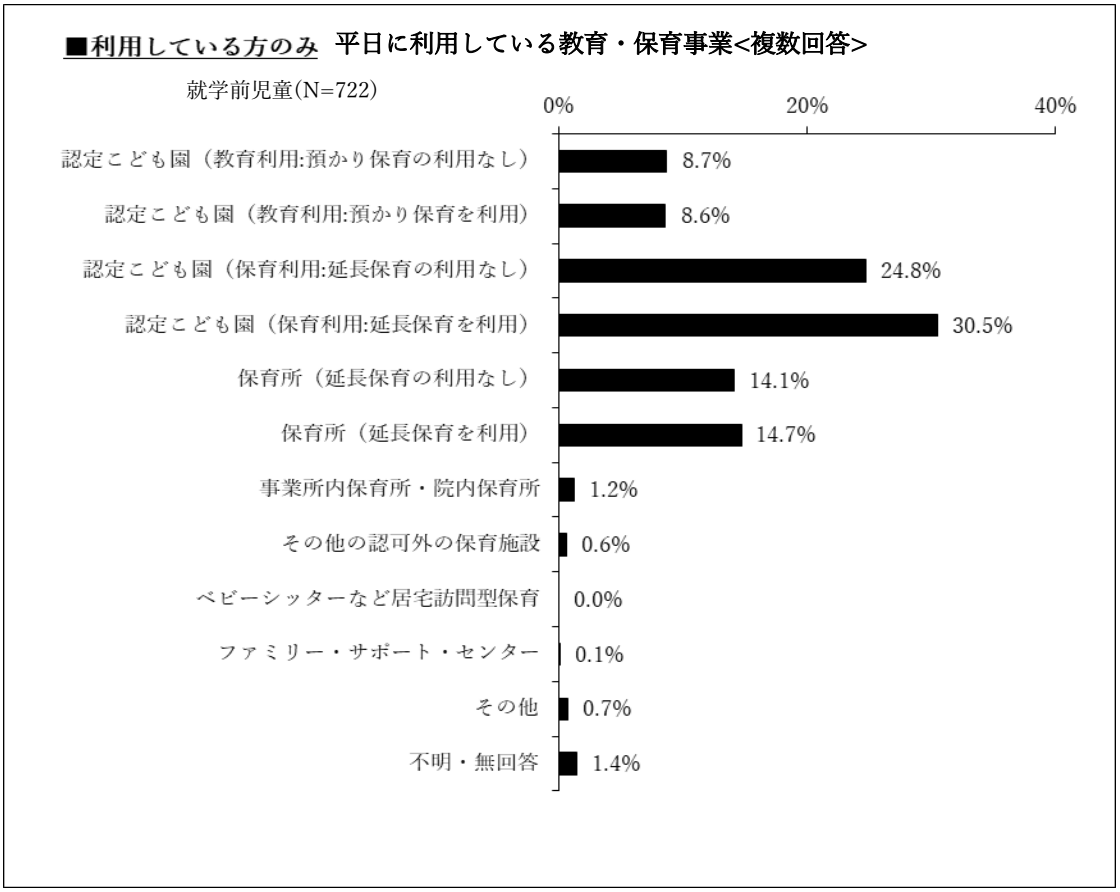


（6） 教育・保育事業について

就学前児童で、現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が 88.1%、「利用していない」が 10.9%となっており、「利用していない」は前回調査と比べて、2.1 ポイント減少しています。

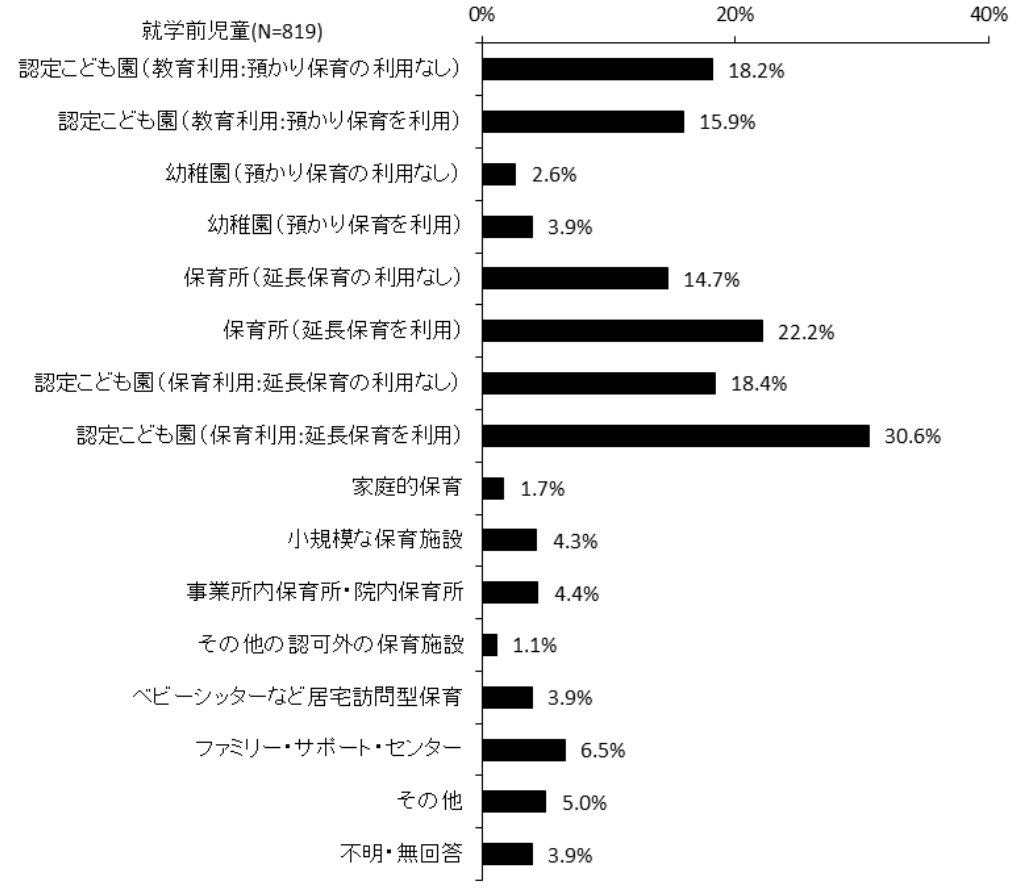
平日に利用している教育・保育事業については、「認定こども園（保育利用：延長保育を利用）」が 30.5%と最も高く、次いで「認定こども園（保育利用：延長保育の利用なし）」が 24.8%となっています。





就学前児童で、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「認定こども園(保育利用:延長保育を利用)」が 30.6%と最も高く、次いで「保育所(延長保育を利用)」が 22.2%となっています。

■現在の利用の有無に関わらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業<複数回答>



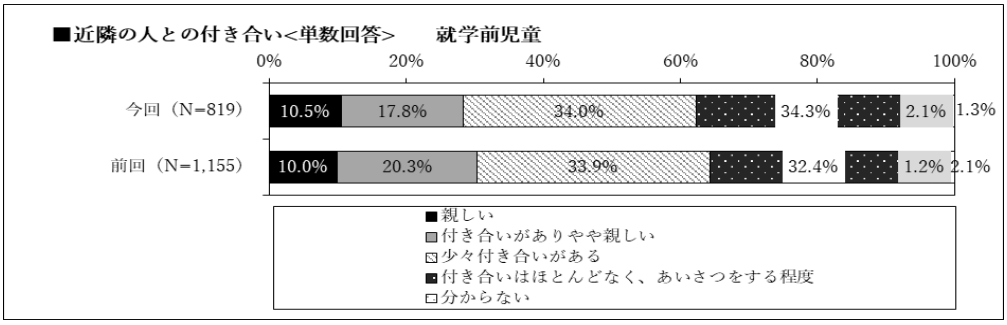
＊事業の利用には一定の利用者負担が発生します。

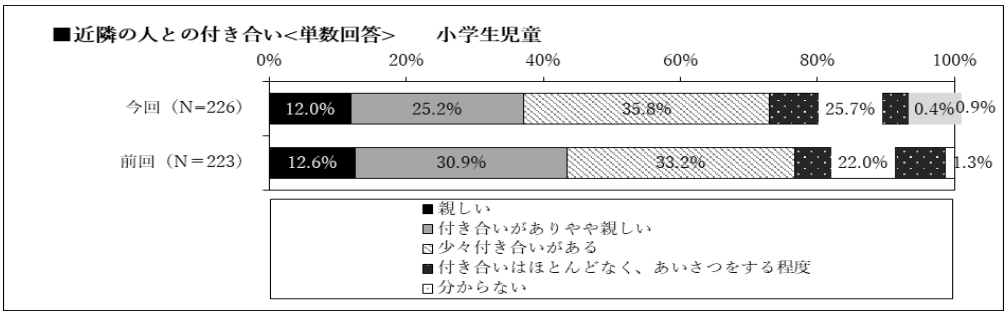
※前回の調査と今回の調査の選択項目が異なっており、比較ができないため、前回の調査結果は掲載していません。(幼稚園が認定こども園に移行したため)

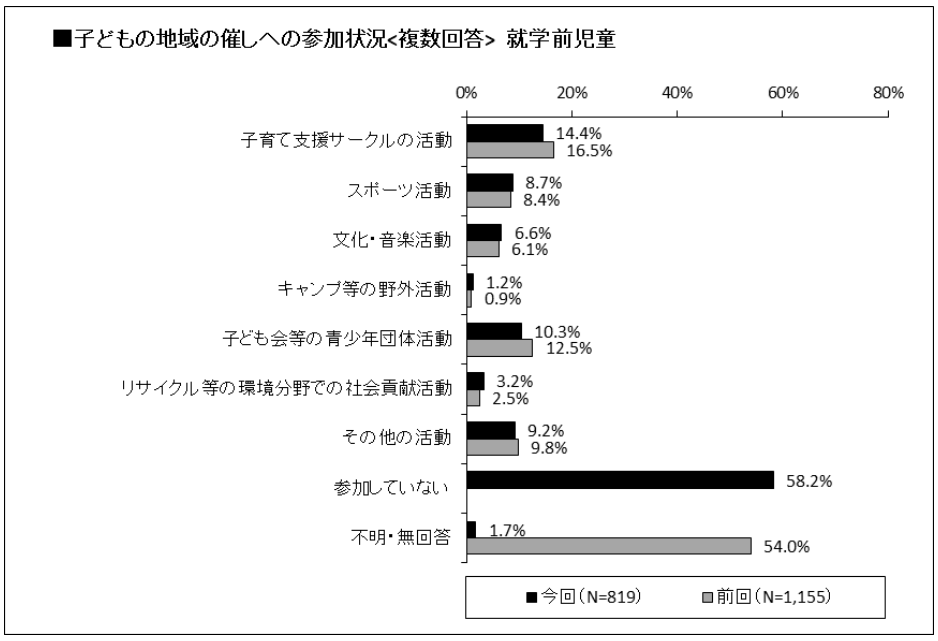
（7） 地域における子育てについて

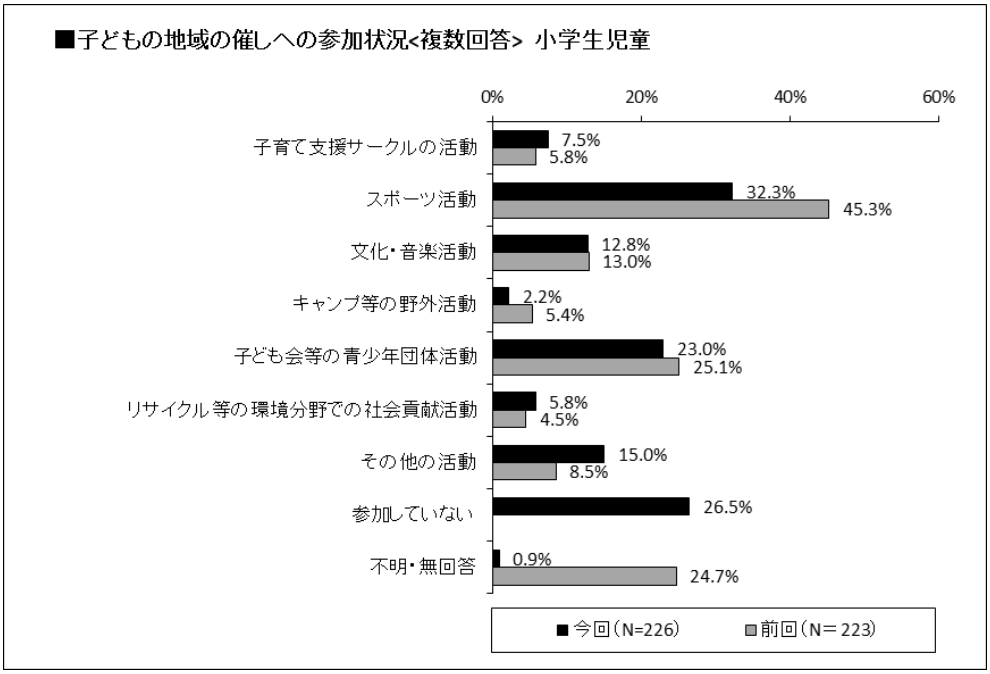
近所や地域の人々との付き合いについては、『親しい』(「親しい」と「付き合いがありやや親しい」の合計)では就学前児童で 28.3%、小学生児童で 37.2%となっています。小学生児童では、前回の調査と比べると 6.3 ポイント減少しています。

子どもの地域の催しへの参加状況については、就学前児童では、「参加していない」が 58.2%と最も高く、次いで「子育て支援サークルの活動」が 14.4%となっています。小学生児童では、「スポーツ活動」が 32.3%と最も高い状況ですが、前回と比べると 13 ポイント減少しています。次いで「参加していない」が 26.5%となっています。

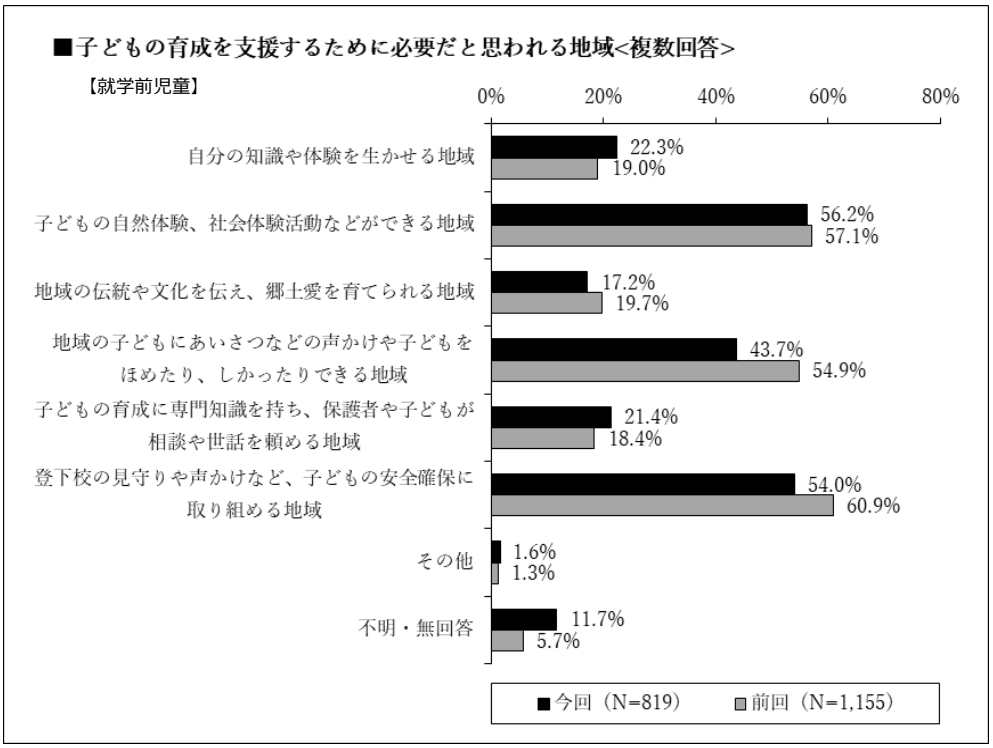




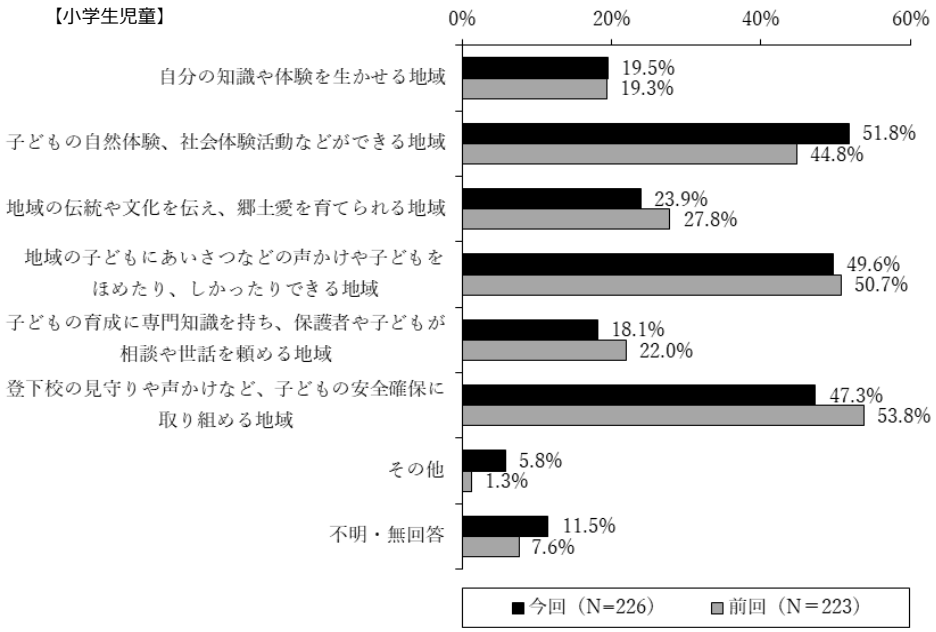




一方、子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域については、「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が就学前児童・小学生児童ともに高いことなどから、多くの子育て家庭が地域との関わりを望んでいることがうかがえます。

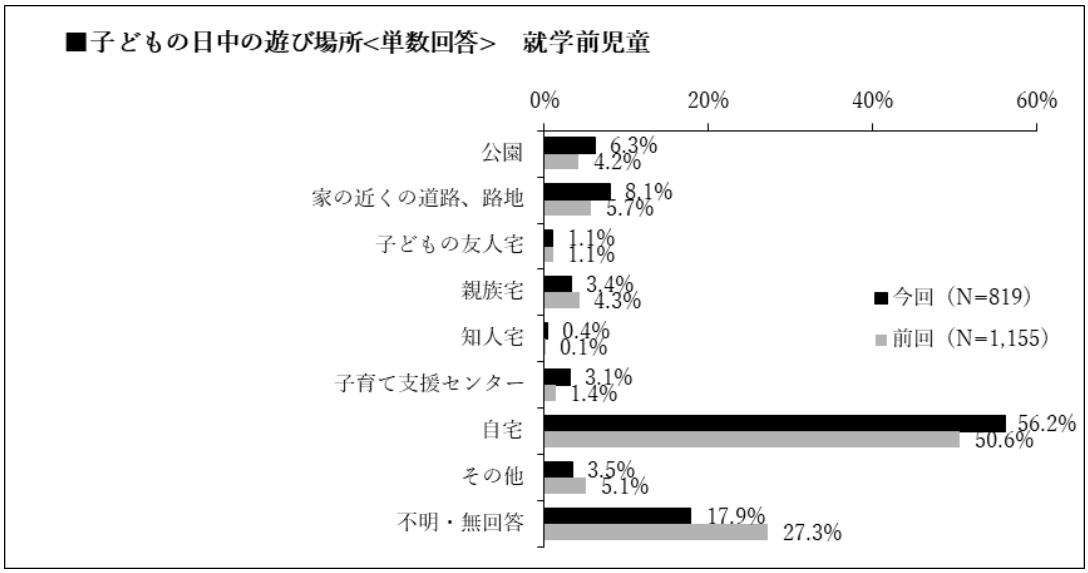


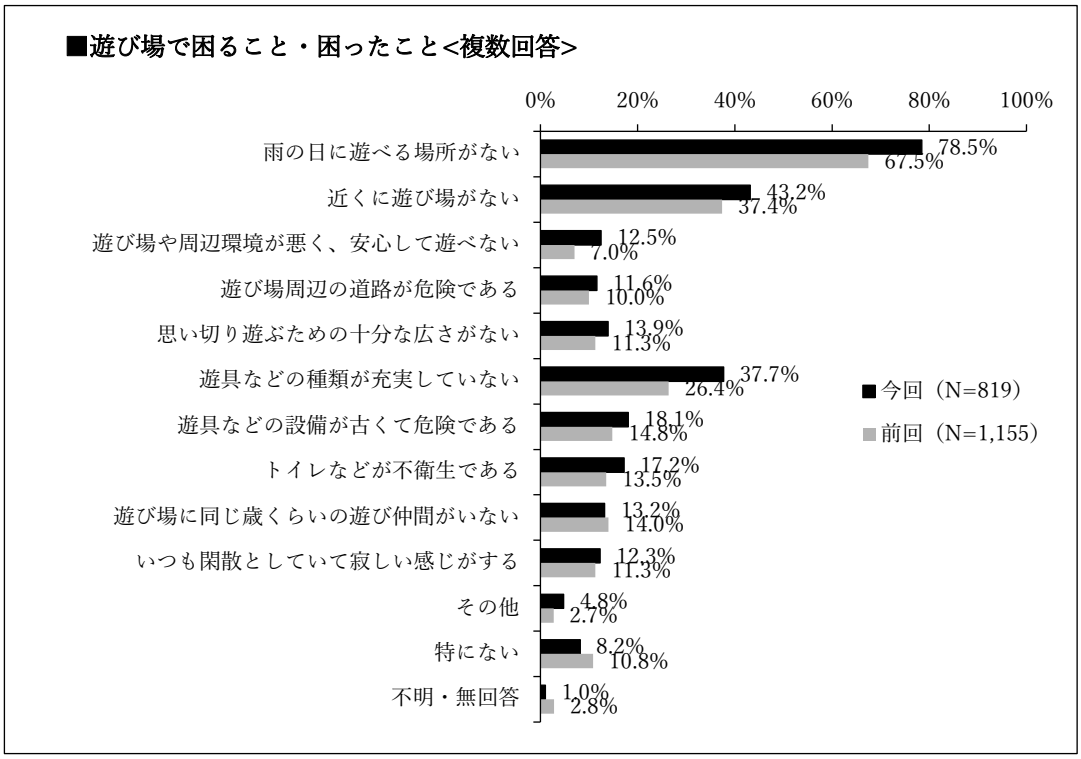
■子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域<複数回答>



（8） 子どもの遊び場について

就学前児童で、子どもの日中の遊び場所については、「自宅」が 56.2%と最も高くなっています。また、子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約 8 割と最も高く、前回調査より 11 ポイント増加しています。次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高く、それぞれ前回の調査より 5.8 ポイント、11.3 ポイント増加しています。

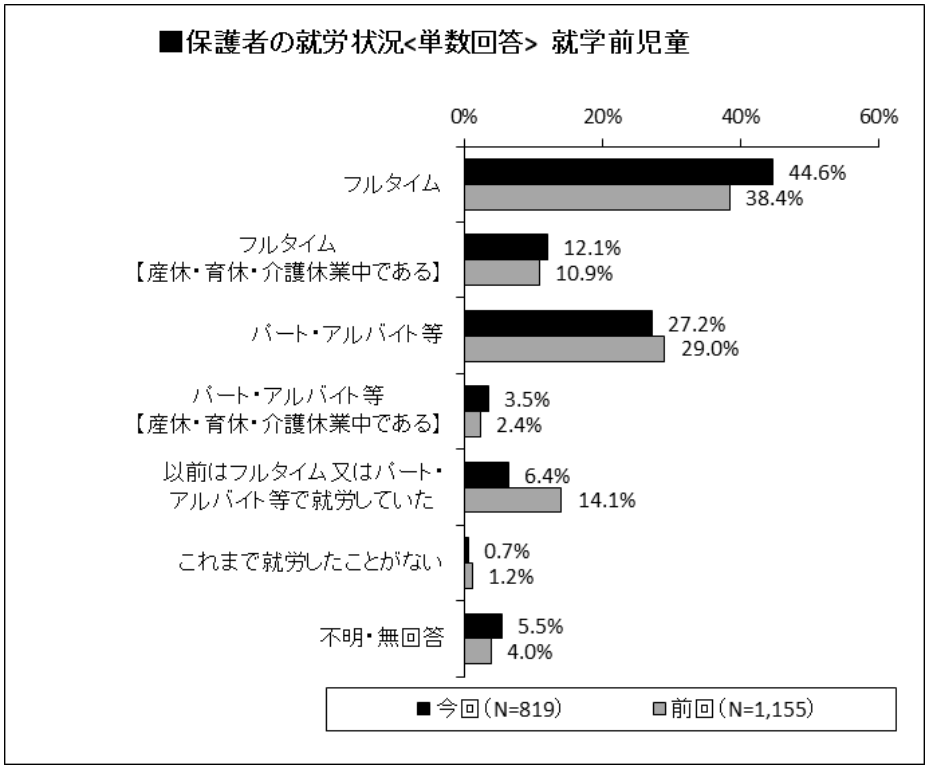


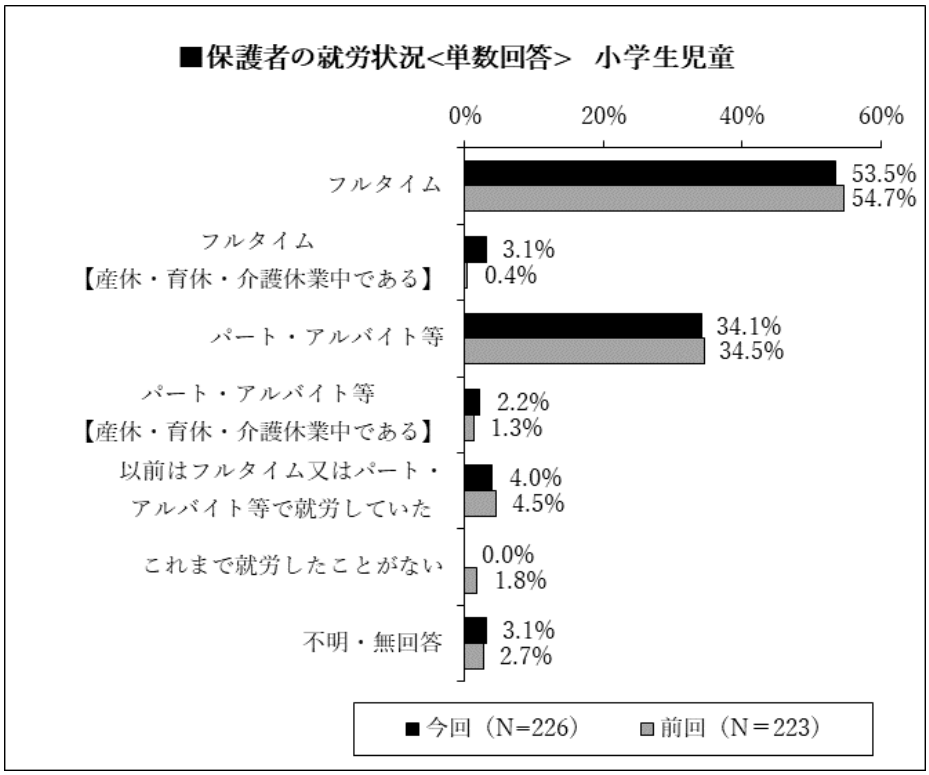


（9） 就労について

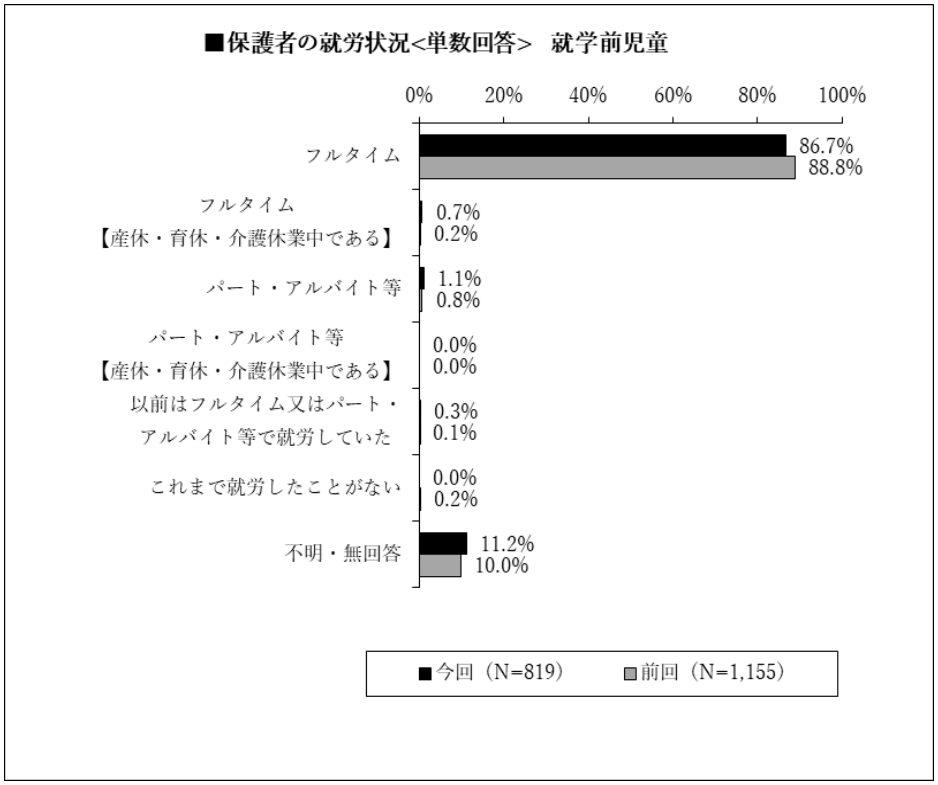
保護者の就労状況について、母親では「フルタイム」が就学前児童で 44.6%、小学生児童で 53.5%と最も高く、就学前児童では前回調査と比べて 6.2 ポイント増加しています。次いで「パート・アルバイト等」が就学前児童で 27.2%、小学生児童で 34.1%となっています。父親では「フルタイム」が就学前児童・小学生児童ともに8割以上と最も高くなっています。

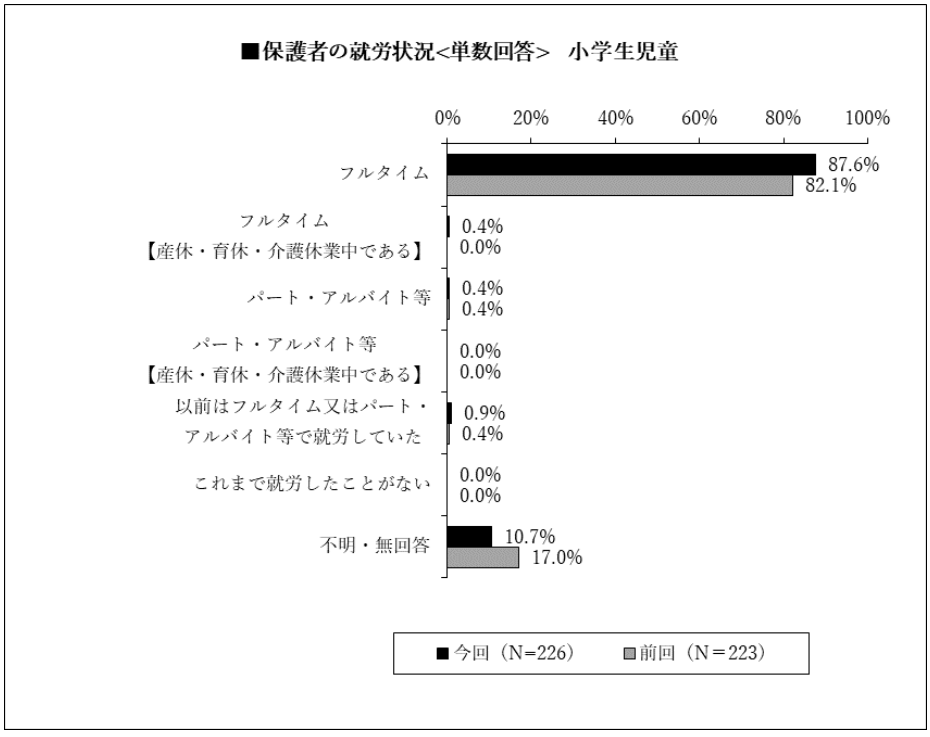
【母親】





【父親】

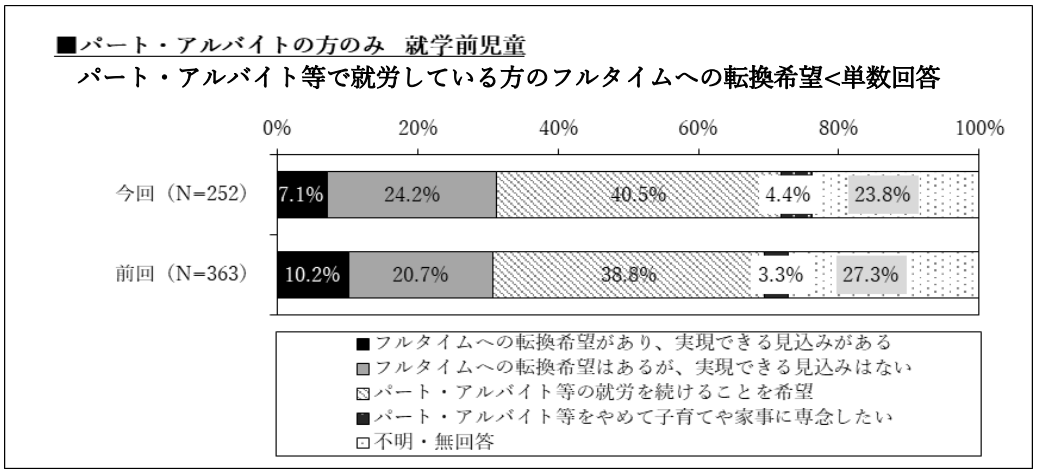


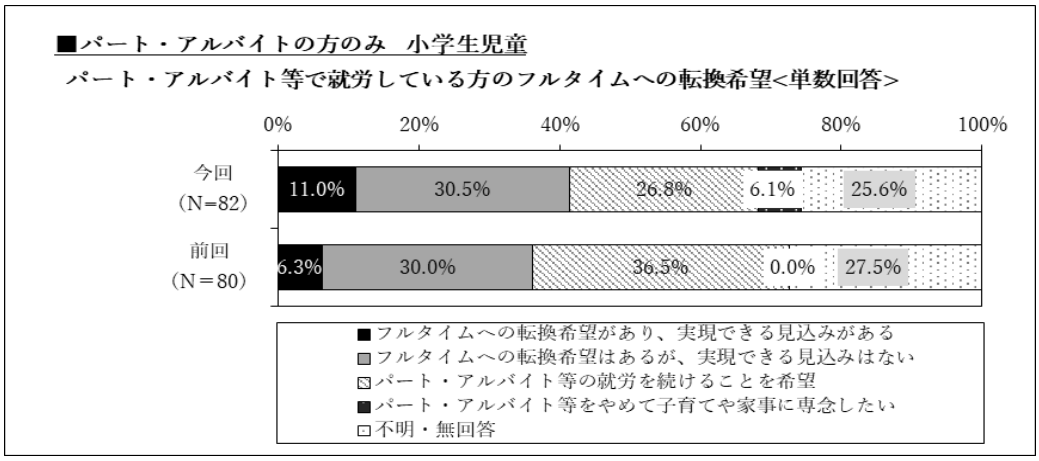


※「フルタイム」は１週５日程度・１日８時間程度の就労、「パート・アルバイト等」はフルタイム以外の就労をさしています。

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望について、母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で 40.5%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 24.2%となっています。小学生児童では、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 30.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 26.8%となっており、前回調査と比べると、9.7 ポイント減少しています。

【母親】

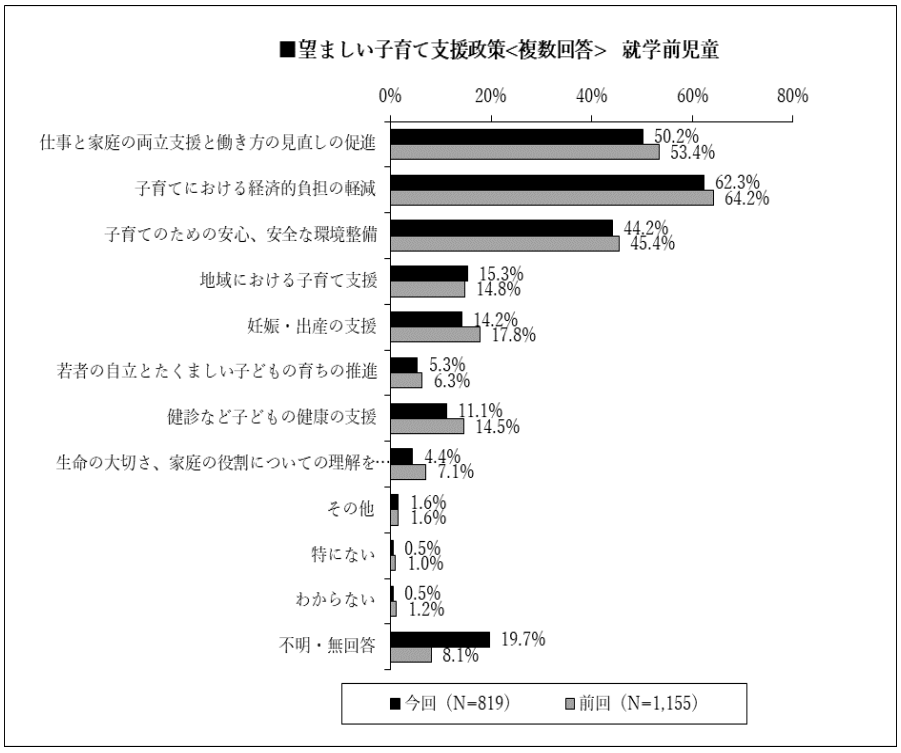


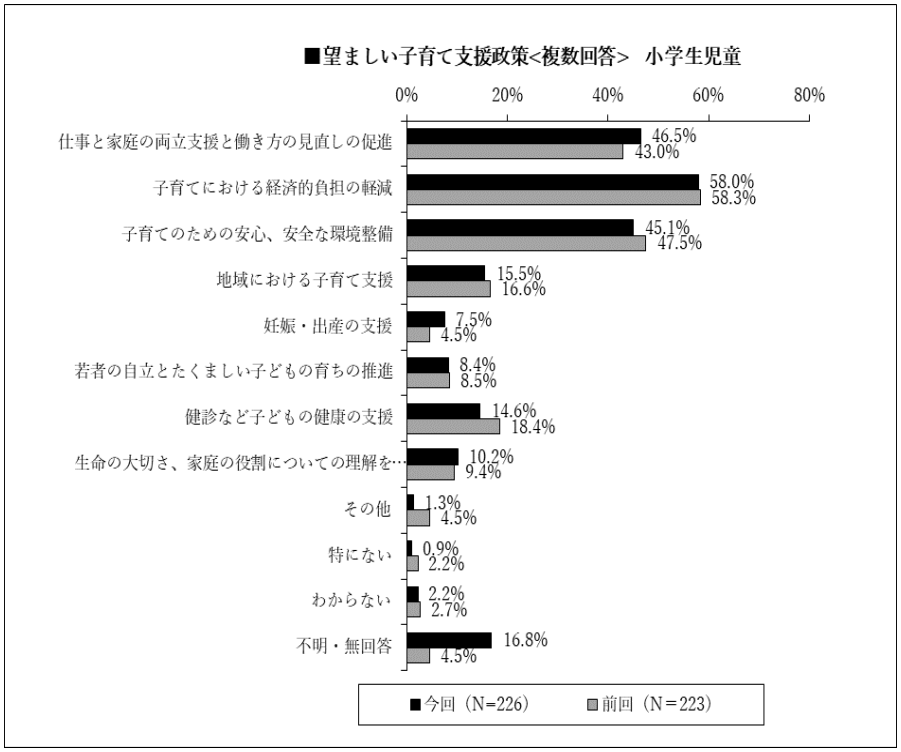


※父親については、パート、アルバイトの方が少人数であり、統計上参考とし難いため、掲載はしていません。

（10） 市の子育て支援政策について

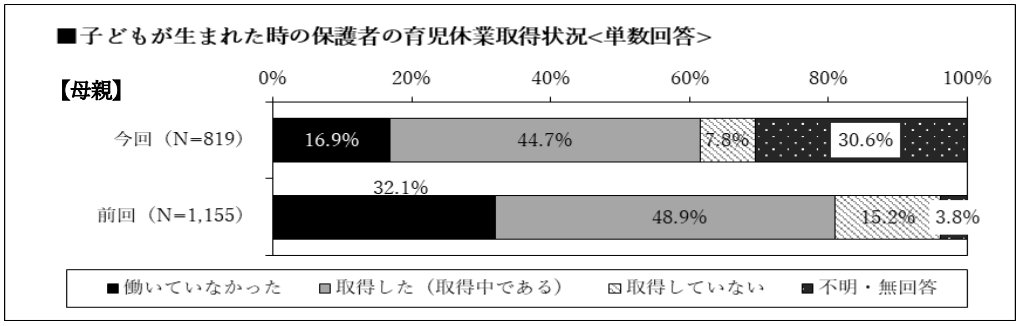
望ましい子育て支援政策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童・小学生児童ともに約 6 割と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」等が高く、多様な政策が求められています。

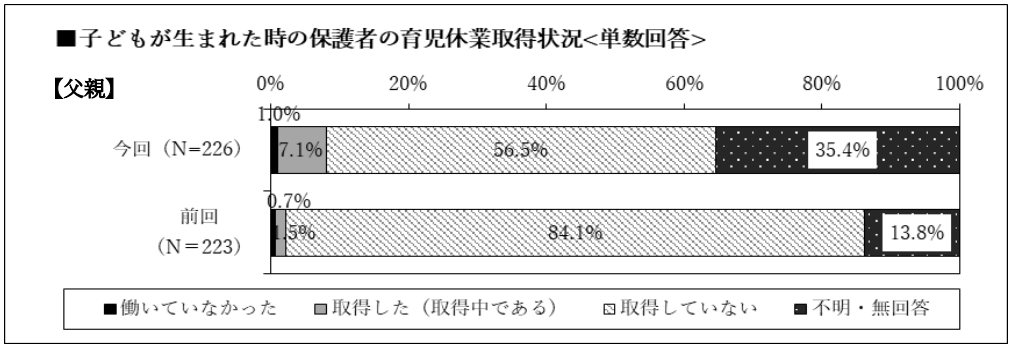




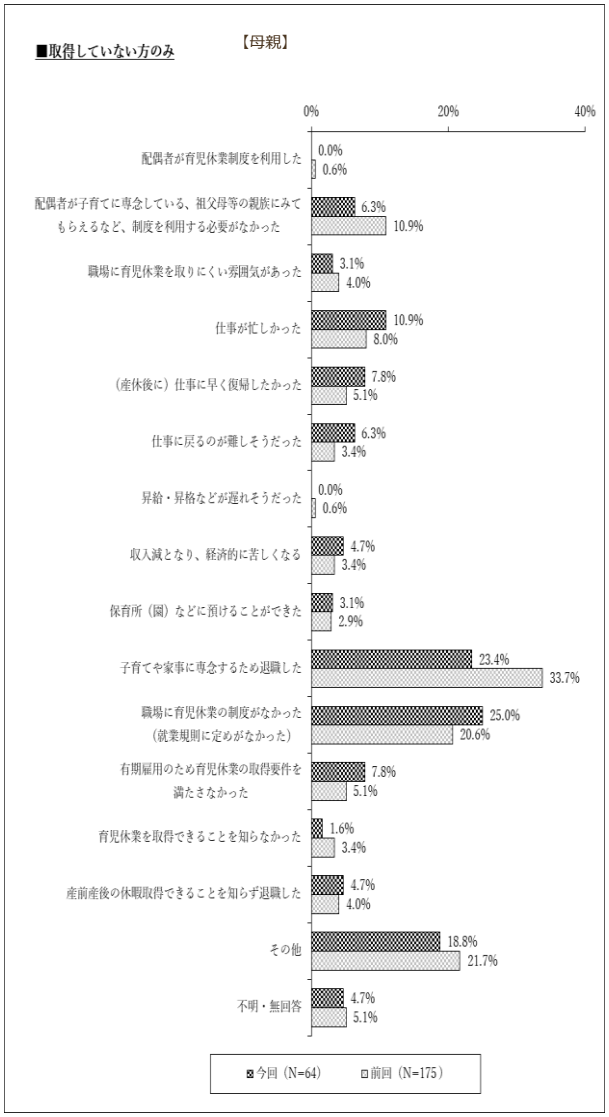
（11） 育児休業について

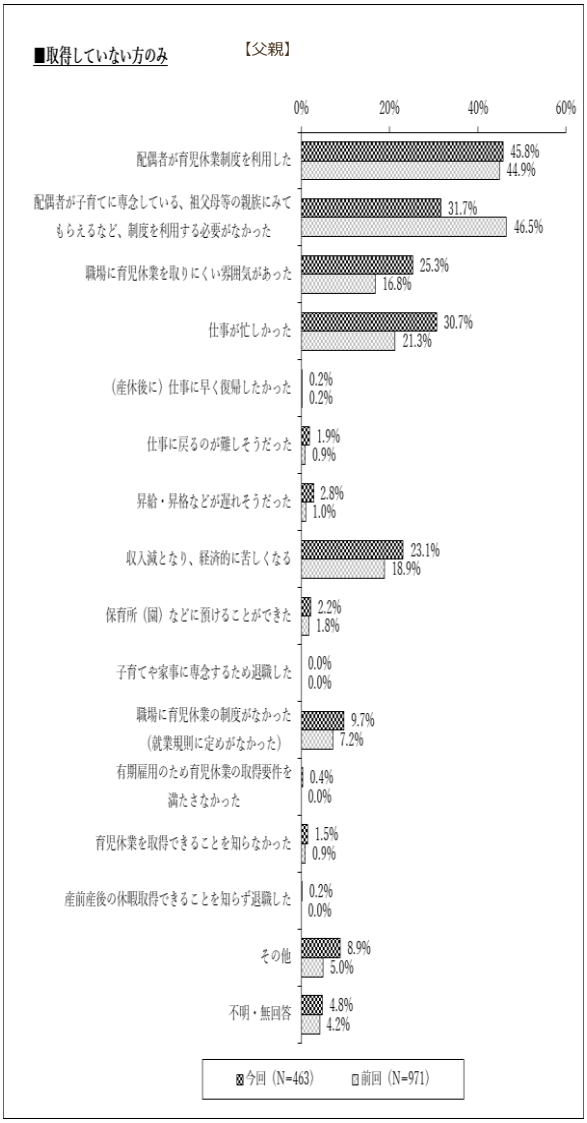
就学前児童で、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について、母親では「取得した」が 44.7%、父親では「取得していない」が 56.5%と、それぞれ最も高くなっています。前回調査と比べると、「取得した」が母親では 4.2 ポイント減少し、父親では 5.6 ポイント増加しています。





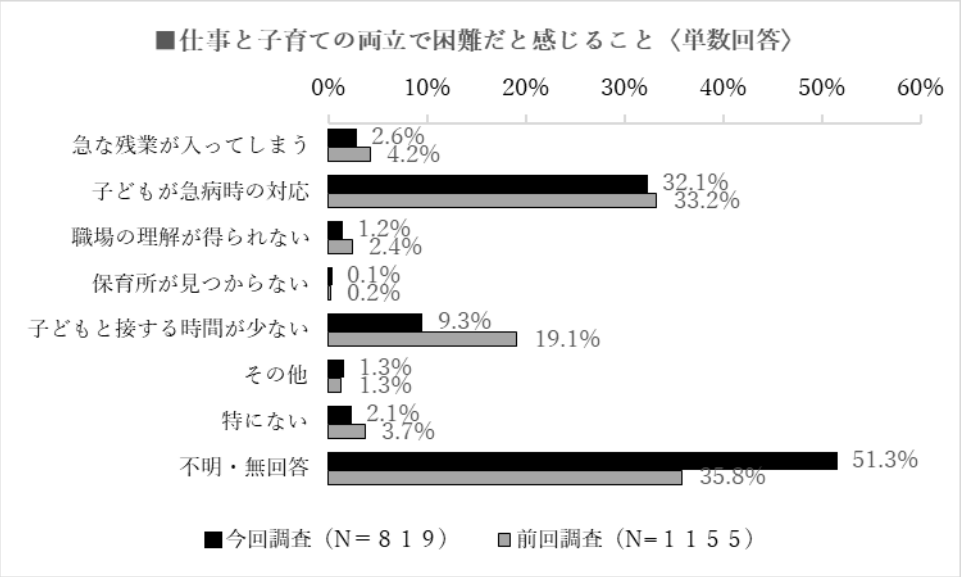
就学前児童で、育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が 25.0%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が 23.4%となっており、前回調査と比べると 10.3 ポイント減少しています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 45.8%と最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 31.7%となっており、前回調査と比べると 14.8 ポイント減少しています。また、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が 25.3%、「仕事が忙しかった」が 30.7%で、それぞれ前回調査と比べ 8.5 ポイント、9.4 ポイント増加しています。





（12） 仕事と子育ての両立について

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもが急病時の対応」が 32.1%と最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」が 9.3%で、前回調査と比べると 9.8 ポイント減少しています。



（13） ニーズ調査のまとめ

①すべての子育て家庭へのきめ細かな支援の充実

子育ては父母同居で、近くに祖父母等の親族が住んでいる家庭が多い一方、親族や知人の協力を得られにくい、また、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに何らかの不安や悩みを感じている家庭が少なからずある状況がうかがえます。

更に、社会環境の変化を背景に父母ともにフルタイムでの就業が多く、特に就学前児童のいる家庭において母親のフルタイム就労率が高くなっているなど、子育て家庭の価値観やライフスタイルは多様化しています。

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。

②子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の充実

平日に利用している事業について、就学前世帯では認定こども園や保育所が多く、延長保育や土・日曜日の利用を望む声も多くあります。また、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）の利用を望む声も一定数あります。

小学生世帯では、自宅や習い事をして過ごす家庭が多い一方、放課後児童クラブを利用している家庭も多くあり、小学 4 年生以降の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ

の利用を望む声が多くなっています。放課後児童クラブに対しては、現状での運営を望む声が多いですが、利用時間の延長や指導内容の工夫、施設・設備の改善、また対象児童の条件緩和などの要望もあります。

教育・保育事業や子育て支援事業については、現在の利用状況だけでなく、今後の利用意向も踏まえたうえで、適正な量の見込みを行う必要があります。

③地域ぐるみの子育て支援の充実

近所や地域の人々との付き合いがある家庭は半数に減少し、あいさつや声かけ程度の付き合いしかしていない家庭が多くなっているほか、特に小学生の地域のスポーツ活動への参加など、地域の催しへの参加率が全体的に低くなっており、地域内での関わりが希薄になってきていることがうかがえます。

子どもの育成を支援するため、地域は子どもの安全確保に取り組める、あいさつなどの声かけや子どもをほめたりしかったりできる、自然体験や社会体験など様々な体験ができる重要な育ちの場であるため、地域で一体となった子育て環境づくりが求められています。

また、子どもが自分たちで遊びにいける公園や天候に左右されずに遊ぶことができる場所、遊具などの充実、衛生に配慮したトイレ、授乳スペースやオムツ交換台設置のニーズは高く、近くで快適に遊ぶことができる場所の充実が求められています。

④子育てと仕事の両立支援の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減や子育てと仕事の両立支援・働き方の見直し促進に対する要望が多く、父母ともにフルタイムでの就業を望む家庭もあります。保護者の就労希望が実現されるよう、保護者の就労をサポートする子育て支援サービスを充実するとともに、父親の育児休業取得が進んでいるものの、父母ともに育児休暇取得の推進や職場復帰サポートなど働き方改革を一層推進し、子育てしながら働きやすい職場環境づくりが求められています。また、男女ともに子育てと仕事を両立するには、職場の理解や協力も不可欠といえます。

⑤満足度の更なる向上

本市における子育て環境や支援への満足度は比較的高い状況ですが、更なる満足度の向上については、子育てにおける経済的負担の軽減、医療体制の充実、子どもが遊ぶ公園等の充実を望む意見もあることから、すべての子育て世帯が本市での子育て環境に満足されるよう、環境改善や各種制度の充実が求められています。

（14） 成果及び課題 ※第 2 期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の総括

① 子育て支援事業の成果

平成 27 年度の子ども・子育て支援制度創設から、保護者等への就労支援や育児負担軽減のため保育所の入所要件の緩和を進め、令和元年度の3歳児以上の幼児教育・保育料無償化や、令和5年度から市独自施策として第3子以降の保育料原則無償化を実施するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、保育の利用が増加しました。また、令和6年度には認可外保育施設の第3子以降の保育料の負担軽減を目的に、助成制度を開始しました。令和2年度には完全給食を実施し、主食（ご飯）持参の保護者負担を無くすとともに、令和4年度には使用済みオムツの園所処分を実施し、保護者負担の軽減を図りました。

多様化する保育ニーズに対応するため、「保育所再編等推進計画」に基づき、保育所、幼稚園の再編を行うとともに、幼保一体化の推進、幼保連携型認定こども園への移行によって、保護者の就労等、家庭の状況に関わらず質の高い教育・保育の提供を行う環境整備を進め、令和3年度に計画を完了しました。また、保育所の民営化を進め、休日保育や延長保育時間を拡大することができました。令和4年度には保育業務支援システムを導入し、保育業務の情報化・効率化を図るとともに、保護者への連絡をスマートフォン等へ行い、保護者サービスの向上を図ることができました。

質の高い教育・保育の提供のため、教育・保育従事者の幼児教育に関する研究会等への参加、園内研修や担任会、公開保育の実施など、認定こども園、保育所の職員の交流にも継続して取り組みました。

地域子育て支援センターでは、身近な拠点で子育て相談や子育て親子の交流ができるよう、市内８か所で開設しています。より多くの方に利用してもらえるように、開放日を増やしたり、網野地域子育て支援センターでは土曜日も開所するなど、ニーズに合わせて見直し・改善を行いました。

放課後児童クラブでは、社会環境の変化により利用者数が増加傾向にある中、新たにクラブを開設したり、クラス数や定員を見直すなど待機児童ゼロを継続し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。

子育てに関する相談体制としては、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持したまま、令和6年度から「こども家庭センター」※を設置しました。更に、ヤングケアラー※コーディネーターを配置し、子育て支援のための相談支援体制の強化を図りました。

地域の子育て環境の整備として、令和3年度に「子育て環境支援設備整備事業補助金」制度を設け、市内の事業所等に対して授乳やオムツ替え等設備の整備に要する経費を助成しました。令和4年度からは「子育て応援プロジェクト補助金」として制度を拡充し、子育て支援活動を行う団体等に対して活動していくための経費を助成しました。

② 子育て支援事業の課題

就学前教育・保育については、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「第 2 次京丹後市

保育所再編等推進計画」に基づき、社会環境の変化及び多様なニーズ、低年齢児保育の利用増に対応してきました。今後、更に低年齢児保育の利用増や、保育ニーズの多様化が見込まれる中、保育士の確保が課題となっています。

延長保育事業は 15 か所で実施しており、保護者の状況やニーズに応じた柔軟な受け入れを図っています。休日保育事業は 4 か所で実施し、多様化するニーズに対応しています。

夜間保育事業やトワイライトステイは現在未実施となっていますが、保護者の状況やニーズに応じ、ショートステイ等他の事業と合わせて対応を図っています。ショートステイについては、今後もニーズがあることから緊急時に対応できる体制確保が必要です。

放課後児童クラブは11か所で実施しており、社会環境の変化により今後も多くのニーズが見込まれることから、指導員の確保及び施設の確保・整備が課題となっています。

病児・病後児保育事業は、現在は病後児保育のみ実施しておりますが、利用人数が少ないため、情報提供や周知が必要です。また、病児保育の実施について検討していきます。

一時預かり保育事業は 10 か所で実施しており、保護者のニーズがあることから、今後も提供体制を維持していくことが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業については多くの利用はないものの、上記の事業では対応ができない細かなニーズに対応できる事業であるため、今後も援助会員の確保等、提供体制を維持していくことが必要です。

地域子育て支援センター事業は8か所で実施しており、親子の身近な居場所として重要度及び満足度の高い事業であることから、今後もより良い環境整備を進めていきます。

「こども家庭センター」※は、地域資源の把握や発掘・開拓を通じて子育て支援施策を拡充し、必要な支援につなげることが課題です。

③ その他事業の課題

子育てに関する情報提供については、「広報紙（広報きょうたんごやおしらせ版）」「子育て応援ハンドブック（キッズナビ）」や各種パンフレットを通じて行っています。また、市ホームページでは、子育てに関する情報を集約した「子育て応援サイト」を設けるとともに、市の公式 LINE を開設し、ホームページに誘導することでより積極的な情報発信を行っています。今後も、子育て世代のニーズに沿った、更にきめ細かでタイムリーな発信に努めていきます。

虐待や DV※等の深刻な課題を抱える家庭の早期発見・早期対応については、要保護児童対策地域協議会※や教育支援センター「麦わら」等の関係機関と連携した対応を図っています。虐待については、相談件数や地域からの通告も増加しており、今後も情報を共有し、関係機関が一丸となった取り組みが重要です。

Ⅱ　用語解説

あ行

■一般事業主行動計画
企業等が、従業員の仕事と子育ての両立などを支援するために策定する計画。

■医療的ケア
日常生活を送るために必要な、たんの吸引や経管栄養等の医療的な支援。こうしたケアを日常的に必要とする子どもを医療的ケア児という。

か行

■教育・保育施設
「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■子ども・子育て支援事業計画
５ 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

■こども基本法
子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために制定された包括的な基本法。令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行された。子ども施策の基本理念のほか、子ども等の意見の反映などについて定めている。

■こども大綱
こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定めた大綱。令和５年１２月２２日に閣議決定された。

■こども家庭センター
子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。児童福祉法の改正により、市区町村に対して設置が義務付けられた。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
生まれ育った環境によって、こどもの現在や将来が左右されることのないよう、貧困の解消に向けた対策を総合的に進めるための法律。教育、生活、保護者の就労、経済面での支援等を進めることを定めている。

■こどもまんなか社会
すべてのこども・若者が、自分の権利を大切にされ、自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会。国のこども大綱が目指す社会の姿。

■子ども・若者育成支援推進法
子ども・若者の健やかな育成と、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者への支援を、総合的に進めるための法律。教育、福祉、雇用等の関係機関が連携して支援する仕組み等を定めている。

■コホート変化率法
同じ年、又は同じ期間に生まれた人の集団を「コホート」といい、その集団の人口が一定期間にどの程度増減したかを基に、将来の人口を推計する方法。

さ行

■次世代育成支援対策推進法
次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整えるための法律。国、地方公共団体、事業主等が、子育て支援や仕事と子育ての両立支援などに取り組むことを定めている。

■事業所内保育
０～２歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う事業。

■小規模保育
０～２歳児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（Ａ型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（Ｃ型）、その中間的な類型（Ｂ型）の３類型がある。

■スクリーニング
健診や検査、観察などによって、詳しい確認や支援が必要な可能性のある人を早い段階で把握すること。診断を確定するものではなく、必要に応じて相談や専門的な評価につなげる。

た行

■男女共同参画社会
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

■地域子ども・子育て支援事業
地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業
０～２歳児を対象とし、小規模保育※、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員５人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育※を行う事業。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）
夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけ

でなく、精神的、性的及び経済的な暴力も含まれる。

は行

■バリアフリー
高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。

■プレコンセプションケア
WHO は「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義。若い世代の健康増進と、より質の高い生活を実現することで、健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目的としたヘルスケア。

や行

■ヤングケアラー
家族の介護や家事、世話などの日常生活上の世話を過度に行っている子どもや若者。子ども・若者育成支援推進法では、国や地方公共団体などが支援に努めるべき対象として位置づけられました。

■要保護児童対策地域協議会
児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関。要支援児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

ら行

■療育
障害のある子どもや発達に支援を必要とする子どもに対し、それぞれの発達の状況や特性に応じて、生活上の力を育み、社会参加を支えるために行う支援。

■レスパイト支援
子育てや介護等を担う家族が、一時的にその役割から離れて休息できるようにする支援。一時預かりや短期入所等を通じて、心身の負担を軽減する。

Ⅲ 策定経過

○京丹後市こども未来まちづくり審議会条例

平成２１年３月３０日

条例第１６号

（設置）

第１条　市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項に規定する事項を審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、京丹後市こども未来まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この条例において「子ども」とは、こども基本法（令和４年法律第７７号）第２条第１項に規定する者をいう。

（所掌事務）

第３条　審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

(1)　こども基本法第２条第２項に規定するこども施策に関すること。

(2)　子ども・子育て支援法第７２条第１項各号に掲げる事務に関すること。

(3)　少子化対策の推進に関すること。

(4)　その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。

（組織）

第４条　審議会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　保健、福祉、医療又は子ども・子育て支援事業に関する機関の関係者

(2)　福祉団体の経験を有する者

(3)　事業主及び労働者並びに地域ボランティア組織又は民間非営利団体の関係者

(4)　教育経験を有する者

(5)　子どもの保護者

(6)　学識経験を有する者

(7)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

２　委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第８条　会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

■京丹後市こども未来まちづくり審議会

1. 審議会委員　（敬称略）

審議会役職	氏　名	役　職	条例第4条第2項の規定
会長	片西　登	元指導主事、元小学校長	6号
副会長	味田　佳子	NPO法人エコネット丹後事務局長	3号
委員	田中　道夫	元京丹後市民生児童委員協議会 主任児童委員代表	1号
委員	山副　祐子	(社)不動園 こうりゅう虹こども園長	1号
委員	岩渕　祐子	NPO法人丹後の自閉症児を育てる会	2号
委員	水口　こと美	京丹後市商工会青年部	3号
委員	山本　真也	丹後機械工業協同組合理事 (株)韋城製作所　代表取締役社長	3号
委員	浜上　玉恵	元幼稚園長兼保育所長、網野北小学校区放課後子ども教室実行委員会代表	4号
委員	松井　修一	久美浜保育所保護者会会長	5号
委員	中村　八寿子	元教育委員会理事兼子ども未来課長 元保育士、元主任児童委員	6号

2. 審議会の審議経過

令和7年度 第１回(令和８年１月10日)	1.第 2 期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 2.こども計画の策定方針(案)について
第５回(令和８年３月30日)	1.こども計画の策定に向けた「こどもの意見聴取」の結果等について
令和８年度 第１回(令和８年６月30日)	1.子どもの権利条例(仮称)の制定及びこども計画の策定について諮問 2.第 3 期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3.条例の基本的な考え方について 4.こども計画骨子(案)について
第２回(令和８年８月３日)	1.こどもまんなかのまちづくり条例(たたき台)について
第３回(令和８年８月31日)	1.京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例(素案)について 2.京丹後市こども計画(素案)について
第４回(令和８年９月30日)	1.京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例(答申案)について 2.京丹後市こども計画(答申案)について

3. 市民聴取の意見(パブリック・コメント)